

北九州市立中学校トイレ整備事業  
要求水準書

北九州市

令和8年4月6日

# 目次

I 総則	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 事業概要	1
(1) 事業の目的	1
(2) 業務の概要	1
(3) 事業対象	2
(4) 事業期間等	3
3 要求水準書の変更	3
4 適用基準等	3
(1) 関係する法令等	3
(2) 基準、指針等	4
5 本事業のスケジュール	5
6 貸与資料	5
7 事業関連資料等の取扱い	5
8 地域社会への貢献	6
9 要求水準書に記載のない事項及び協議	6
II 要求水準	6
1 共通事項	6
2 トイレ改修工事「簡易設計」及び「施工」に係る要求水準	6
3 簡易設計業務に係る要求水準	11
(1) 簡易設計業務の範囲	11
(2) 業務の実施体制	11
(3) 簡易設計業務に係る注意事項	11
(4) 提出書類	12
(5) その他の留意事項	12
4 施工業務に係る要求水準	13
(1) 業務の範囲	13
(2) 業務の実施体制	13
(3) 施工業務に係る注意事項	13
(4) 提出書類	16
(5) その他の留意事項	17
5 工事監理業務に係る要求水準	19

(1) 業務の範囲.....	19
(2) 業務の実施体制.....	19
(3) 工事監理業務.....	19
(4) 提出書類.....	19
6 統括責任者の業務に係る要求水準仕様.....	20
(1) 業務の範囲.....	20
(2) 業務の実施体制.....	20
(3) 提出書類.....	21
7 セルフモニタリングの実施.....	21
(1) 基本的考え方.....	21
(2) セルフモニタリングの実施方法.....	21
Ⅲ リスク分担表.....	23
1 共通.....	23
2 簡易設計図作成、工事、工事監理.....	25
 巻末資料 各校工事対象箇所図面.....	 26～123

## 別紙

- ・ 対象学校一覧
- ・ 北九州市立中学校トイレ整備事業標準仕様書（令和8年度）

◆用語の定義

市	北九州市をいう。
本事業	北九州市立中学校トイレ整備事業をいう。
施設	本事業における事業対象一覧に挙げられた20校をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
要求水準書	北九州市立中学校トイレ整備事業要求水準書をいう。
入札説明書	北九州市立中学校トイレ整備事業入札説明書をいう。
設計管理技術者	簡易設計業務を総合的に管理するものをいう。
工事業務責任者	現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者をいう。現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
監理業務責任者	参加資格要件に定める要件を満たしている工事監理者をいう。工事業務責任者と兼ねることはできない。
統括責任者	設計管理技術者、工事業務責任者及び監理業務責任者を監督し、全体管理、連絡調整を行うものをいう。責任者と兼務することを妨げない。
統括安全衛生管理義務者	同一場所にて複数の工事が行われる場合に、労働災害を防止するために選任・指名される者をいう。統括責任者と兼務することを妨げない。
多目的トイレ	車椅子の使用者・ストーマ使用者等、様々な機能を備えたトイレで、男女トイレとは別に独立して設置されるトイレをいう
車いす対応トイレ	男女トイレ室内にある、車いす使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房（トイレブース）のことをいう

# I 総則

## 1 要求水準書の位置付け

要求水準書は、市が本事業を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、応募者を対象に公表する「入札説明書」と一体のものであることから、入札説明書と併せ内容を確認すること。

要求水準書は、本事業の遂行に関し、市が事業者に要求する業務水準を示すものであり、応募者が業務の内容に関して提案を行うに当たって具体的な指針となるものである。

なお、要求水準書に示す業務水準は、市が要求する業務の最低水準であり、この水準を上回る提案を妨げるものではない。

## 2 事業概要

### (1) 事業の目的

本事業は、北九州市立中学校トイレにおける、既設和式大便器の洋式化、床の乾式化、照明器具のLED化、トイレブース・換気扇の更新、また、手洗いの自動水栓化等により、生徒及び教職員が日常的に使用する生活空間における学校教育活動に適した良好な環境を確保することで、快適な学習環境及び職務環境を提供することを第一の目的とする。また、省エネルギー、水使用量の削減、メンテナンスの省力化等により、ライフサイクルコストを縮減し、環境への配慮等を達成することも目的とする。

### (2) 業務の概要

本事業は、事業者が提案する提案内容に基づく簡易設計を行った上で、工事を行うものである。

事業者は、前記の事業の目的を踏まえた上で、要求水準書に示す要求水準を満たす簡易設計、施工、工事監理、統括責任者の各業務を行うこととする。

なお、工事請負契約書（案）において工事とは、以下の4業務を総称するものとする。

### ア 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次表のとおりとする。

業務	説明
簡易設計業務	(ア) 施設のトイレ整備工事の簡易設計図の作成 (イ) 施設のトイレ整備工事に必要な各種調査 (ウ) 施設との協議 (エ) セルフモニタリング業務 (オ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

施工業務	(ア) 施設のトイレ整備工事の施工 (イ) 近隣対策、対応（必要に応じて） (ウ) 施設との施工に係る日程調整及び協議 (エ) 施設のトイレ整備工事に必要な許認可等の手続 （関係機関との協議申請等の手続） (オ) セルフモニタリング業務 (カ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
工事監理業務	(ア) 工事監理業務 (イ) セルフモニタリング業務 (ウ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
統括責任者 業務	(ア) 全体管理 (イ) 連絡調整 (ウ) コスト管理 (エ) セルフモニタリング業務 (オ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### イ 業務の構成

業務の構成は前項のとおりとし、前項の4業務を包括した契約を5校1グループ又は2校1グループごとに締結する。（グループ分けは別途「入札説明書」参照）

#### (3) 事業対象（男女トイレが隣接しているか否かに関わらず男女1セットで1箇所とする）

※具体的な工事箇所については巻末資料の各校図面を確認すること。

所在区	学校名	改修対象 トイレ 箇所数	対象室内 改修前大便器数 (計 和415基、洋366基)	対象室内 改修後大便器数※ (計 洋781基)
門司	戸ノ上中学校	5	33 (和12、洋21)	33 (洋33)
門司	早鞆中学校	5	35 (和16、洋19)	35 (洋35)
門司	柳西中学校	5	43 (和22、洋21)	43 (洋43)
小倉北	白銀中学校	6	29 (和17、洋12)	29 (洋29)
小倉北	富野中学校	6	41 (和26、洋15)	41 (洋41)
小倉南	南曾根中学校	5	44 (和23、洋21)	44 (洋44)
小倉南	守恒中学校	5	30 (和17、洋13)	30 (洋30)
小倉南	湯川中学校	5	34 (和18、洋16)	34 (洋34)
小倉南	吉田中学校	5	45 (和23、洋22)	45 (洋45)
若松	高須中学校	5	34 (和26、洋 8)	34 (洋34)
若松	二島中学校	5	35 (和21、洋14)	35 (洋35)
八幡東	枝光台中学校	5	45 (和23、洋22)	45 (洋45)
八幡東	尾倉中学校	5	29 (和16、洋13)	29 (洋29)

八幡東	高見中学校	5	39 (和16、洋23)	39 (洋39)
八幡東	槻田中学校	5	41 (和18、洋23)	41 (洋41)
八幡西	香月中学校	5	47 (和24、洋23)	47 (洋47)
八幡西	引野中学校	5	42 (和20、洋22)	42 (洋42)
八幡西	本城中学校	5	42 (和25、洋17)	42 (洋42)
戸畑	高生中学校	5	34 (和17、洋17)	34 (洋34)
戸畑	中原中学校	5	59 (和35、洋24)	59 (洋59)

※対象室内改修後大便器数（カッコ内は洋式大便器数）を、原則、必要な最低便器数とするが、トイレブースの標準寸法を確保する、又は、車いす対応トイレの確保を優先した結果、上記の数が取れない場合は契約変更や減額、代替措置等について、市と協議すること。

#### (4) 事業期間等

本事業の契約上の工期は、令和9年3月31日までとする。ただし、各学校との協議により、運動会や卒業式等の学校行事のために、トイレの場所によっては、早期の部分使用を求める場合があるので留意すること。

### 3 要求水準書の変更

市は、本事業の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更が必要となった場合には、要求水準の見直し及び変更を行うことがある。要求水準の変更に伴い、事業者が行う業務の内容に著しい変更が生じるときは、必要な契約変更を行うものとする。

### 4 適用基準等

事業者は、以下に示す諸法令等を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求仕様と照らし準拠すること。また、その対応は事業者の責任において行うこととし、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても、すべて公募時点において最新のものを参照し、適用すること。なお、事業期間内に改訂された場合は、改訂内容への対応について市及び事業者で協議を行う。

#### (1) 関係する法令等

建築基準法  
 消防法  
 労働安全衛生法  
 労働基準法  
 電気事業法  
 騒音規制法  
 振動規制法  
 学校保健安全法  
 計量法

建築士法  
建設業法  
下水道法  
水道法  
建築物における衛生環境の確保に関する法律  
エネルギーの使用の合理化等に関する法律  
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
石綿障害予防規則  
ガス事業法  
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  
電気設備に関する技術基準を定める省令  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律  
個人情報保護に関する法律  
福岡県福祉のまちづくり条例  
北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例  
北九州市個人情報の保護に関する法律及び  
北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則  
その他関係法令及び条例

## (2) 基準、指針等

学校環境衛生基準 [文部科学省]  
公共建築工事標準仕様書  
(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]  
建築工事標準詳細図 [国土交通省]  
公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]  
公共建築改修工事標準仕様書  
(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]  
建築設計基準及び同解説 [国土交通省]  
建築設備設計基準 [国土交通省]  
建築設備耐震設計・施工指針 [独立行政法人建築研究所監修]  
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 [国土交通省]  
建築工事監理指針 [国土交通省]  
電気設備工事監理指針 [国土交通省]  
機械設備工事監理指針 [国土交通省]  
建築保全業務共通仕様書 [国土交通省]  
内線規程 [社団法人 日本電気協会]  
高圧受電設備規程 [社団法人 日本電気協会 ]

高調波抑制対策技術指針 [ 社団法人 日本電気協会 ]  
 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 [ 環境省 ]  
 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル [ 環境省 ]  
 建築工事特記仕様書 ( 北九州市都市整備局最新版 )  
 機械設備工事特記仕様書 ( 北九州市都市整備局最新版 )  
 電気設備工事特記仕様書 ( 北九州市都市整備局最新版 )  
 北九州市上下水道局条例規定集 ( 北九州市上下水道局 )  
 北九州市排水設備技術基準 ( 北九州市上下水道局 )  
 その他本市が定める各種標準仕様書 ( 最新版 )  
 その他関連する建築学会等の基準・指針  
 ※ その他本事業の実施に当たり必要となる基準・指針 等

## 5 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは、以下のとおり。

契約締結予定日	落札者決定後 ( 6 月下旬 ) 速やかに
簡易設計図作成完了期限	令和 8 年 1 0 月 3 0 日
施工完了期限	令和 9 年 3 月 3 1 日

## 6 貸与資料

業務遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として事業者が行うものであるが、市が所有し、業務に利用できる参考資料等については、これを貸与する。(以下、「貸与資料」という。)

この場合、貸与を受けた資料等については、業務完了とともにすべての資料等を返却すること。また、貸与資料等については、本事業以外の目的には使用してはならない。

なお、貸与資料の内、過去の工事設計図面等については、その内容を市が保証するものではない。貸与資料と各学校の現状が異なる場合は、現状を優先する。

貸与資料等は、次のとおりである。

### ■ 貸与資料等

- ・ 対象校の配置図、各階平面図 ( P D F データ )
- ・ 対象校の過去の工事設計図面 ( 建築・機械・電気 )  
 ( P D F データ、 J W W データ、 T I F F データ )

※ 資料の貸し出し及び返却等詳細については、「入札説明書」を参照すること。

## 7 事業関連資料等の取扱い

- ( 1 ) 市が提供する学校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外に閲覧させ、複製させ、又は譲渡を禁止とし、取扱いには十分注意すること。
- ( 2 ) 事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこと。  
 また、不要になった場合には、速やかに返却すること。
- ( 3 ) 提供した資料等を複製等した場合には、内容が読み取られないように処理した

上、前項返却時までにはすべて廃棄すること。

## 8 地域社会への貢献

事業の実施に際し、材料調達、下請け業者についても地元業者を積極的に選定する等地域社会の活性化に貢献する配慮をすること。

## 9 要求水準書に記載のない事項及び協議

要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守し、市と協議の上判断を行うものとする。

# II 要求水準

## 1 共通事項

- ・ 生徒及び教職員が快適に学習又は利用ができるトイレ環境を実現すること。
- ・ 操作性、維持管理性、更新性の高い設備を採用すること。
- ・ 既存建物や設備に影響を極力与えない改修方法とすること。
- ・ 学校運営及び学校近隣への影響に十分配慮すること。
- ・ 学校内に入る場合は本事業者の関係者であることがわかるように、腕章等を着用すること。
- ・ 対象校において、同一場所で行われる工事を複数の受注者に請け負わせる場合、受注者の中から労働安全衛生法第30条第2項における、同法第30条第1項に規定する措置を講ずるべき者（統括安全衛生管理義務者）を選任、指名することになっている。当事業受注者においては、他工事と相互に調整するとともに、統括安全衛生管理義務者に指名された際は、関連業者を含め当該現場における安全衛生を適切に実施すること。
- ・ 市が開催する説明会等について協力すること。
- ・ 国庫補助を活用するため、市が国、県ほか関連機関に対して行う報告業務等について、契約期間の内外を問わず協力すること。
- ・ 本要求水準書で次に定めるもの及び事業者提案に基づく工事を実施する際は、北九州市立中学校トイレ整備事業標準仕様書（令和8年度）に準拠すること。

## 2 トイレ改修工事「簡易設計」及び「施工」に係る要求水準

- (1) 指定されたトイレの和式大便器を洋式大便器に更新する（以下「洋式化」という。）洋式化は「TOTO 和洋リモデル工法」または同等以上の工法により施工するものとする。併せて、トイレブースは全て更新（一連の掃除道具入れ及び掃除用流しのブースも含む）し、洋式大便器を使用するのに支障がないものとする為、必要に応じてトイレブースのレイアウト変更等を行う。なお、改修後の洋式大便器数は、2、3ページの表の「対象室内改修後大便器数」を最低数とすること。

（対象室内改修後大便器数は、改修後の大便器数（かっこ内は洋式大便器数）を、

原則、必要な最低便器数とするが、トイレブースの標準寸法を確保する、又は、車いす対応トイレの確保を優先した結果、最低便器数が確保出来ない場合は、契約変更や減額、代替措置等について、市と協議すること。）

- (2) 既設で洋式大便器がある場合も他の便器と併せて更新すること。また、故障等で使用禁止になっている大便器も更新の対象とする。
- (3) 職員トイレの男女各1ブースには、温水洗浄便座を設置すること。（既存の温水洗浄便座用コンセントが無い場合は、温水洗浄便座用コンセントの設置を含む）既に温水洗浄便座が設置されている場合は、学校と協議の上、既存温水洗浄便座の更新もしくは別のトイレブースに温水洗浄便座を新設すること。
- (4) 各男女トイレそれぞれ1ブース及び多目的トイレには、温水洗浄便座用コンセントを設置すること。
- (5) トイレ室内（洗面スペース、屋内運動場トイレの屋外灯含む）の既設照明器具（以下「トイレ照明」という）は全てLED照明器具に取替えること。トイレブースのレイアウト変更が生じた場合は、照明器具を配置し直すこと。その際は、各部分で必要な照度基準を確認すること。既設のトイレ照明が既にLED化されている場合、不具合が無ければ改修不要とするが、より機能が向上する別の提案を妨げるものではない。
- (6) トイレ照明は人感センサー式とすること。
- (7) 換気扇は原則、全て更新すること。ただし、外部に足場の設置が必要となる箇所の換気扇については、市と協議の上、更新に代わる改修方法を決定すること。
- (8) トイレ用の手洗い水栓は、廊下にある場合も含め、全て自動水栓に更新すること（原則、電気式又は自己発電式とする。構造上困難な場合は協議により電池式も可とする。）既設で自動水栓がある場合も同様とする。手洗いの構造上、自動水栓化が困難な場合は、市と協議すること。なお、自動水栓化は掃除用流しを除く。また、既設の手洗い水栓が既に自動水栓化されている場合、不具合が無く、「北九州市立中学校トイレ整備事業標準仕様書（令和8年度）別添『衛生器具表（中学校）』」で定める仕様の同等以上であれば改修不要とするが、より機能が向上する別の提案を妨げるものではない。
- (9) トイレ室内の外部に面する既存建具（Fixは除く）は全て建付調査を行い、不良箇所は調整工事（クレセント取替、指詰め防止取付、サッシ外れ止め取付）を行うこと。
- (10) 廊下からトイレ室に入る出入口の建具は原則、更新すること。ただし、鋼製建具等、枠のはつり作業等の発生により改修が困難な建具については、市と協議の上、可能な改修方法を決定すること。既存に建具枠はあるが建具がなく開口部みの場合、学校と協議の上、建具を新設すること。学校との協議の結果、建具設置が不要となった場合は、トイレ室出入口として適切な美観に改修すること。（プライバシーの確保等、トイレ室内の見え方にも配慮すること。）
- (11) 床は全て乾式化すること。（土足利用のトイレは除く）
- (12) 改修前の床が既に乾式化されている場合は、既存仕上げ材を撤去し、床のレベル調整を行い、床仕上げ材を更新すること。

- (13) 改修前の床が湿式の場合、乾式化するにあたっては、既存の排水溝は埋め、既設床のレベル調整等を行った上で施工すること。  
また、床排水金物は床下で排水管を切断し、配管側をキャップ止めする等、適切に処理すること。
- (14) 清掃具入れは、掃除道具が整理しやすいようフック等を設置すること。  
また、破損等により使用に支障のある掃除用流し(SK)は更新すること。(既存設置の掃除流し(SK)と同等以上)
- (15) 要求水準を満たすため及び提案事項を実施するために必要な天井、壁の改修は妨げない。
- (16) 従前のトイレ室内に車いす対応トイレがある場合は、施工後も同様に車いす対応トイレを設置すること。
- (17) 従前のトイレ室内にある車いす対応トイレのブース入口ドアは、学校と協議の上、折り畳み式ドアやスライド式ドア等に改修すること。
- (18) 車いす対応トイレについては、「北九州市立中学校トイレ整備事業標準仕様書(令和8年度)」に準拠すること。
- (19) 改修するトイレの直下階が教室等、トイレ以外の用途である場合は、長期休暇期間中の施工、もしくは、下階教室の移動(ローリング)等の検討を行うこと。
- (20) 衛生器具の色は、原則『白』を基本とする。
- (21) 設置工事に伴う電気主任技術者等の立会費用は、事業者の負担とする。
- (22) 次表の学校については、表中の「個別要求水準」を満たすものとする。

所在区	学校名	個別要求水準
門司	戸ノ上中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 1 - 1 の男女トイレを仕切るパーテーションは撤去の上、新設すること。 (仕様については、学校及び市と協議の上決定すること。)</li> </ul>
門司	早鞆中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 1 - 1 男子トイレ出入口の袖壁横の壁補修を行うこと。</li> <li>・ G 1 - 2 の壁パネル（剥がれている箇所）の改修を行うこと。</li> </ul>
門司	柳西中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 8 年度中に、校舎等の照明器具 L E D 化工事の予定があるため、工期が重複する際は、安全管理等について相互に調整を行うこと。</li> </ul>
小倉北	白銀中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 2 - 2 のトイレ入口横の小窓は、全て不透明のポリカーボネート板等を新設すること。</li> </ul>
小倉北	富野中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 2 - 2 及び G 2 - 3 のトイレ室出入口の既存の衝立を撤去し、建具を新設すること。(建具の仕様については、学校及び市と協議の上、決定すること。)</li> <li>・ G 2 - 2 の P S の建具を新設すること。</li> </ul>
小倉南	南首根中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 1 - 1 のトイレ室入口の置床の改修を行うこと。</li> </ul>
小倉南	守恒中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男子トイレの一番奥のブースについて、ガラスブロックを通して中のシルエットが見えないよう、配慮を行うこと。</li> <li>・ G 2 - 4 のトイレ室入口に学校と協議の上、表示板又はピクトサインを新設すること。</li> <li>・ R 8 年度中に、太陽光発電設置工事（PPA：環境局事業）並びに外壁及び屋上防水改修工事の予定があるため、工期が重複する際は、安全管理等について相互に調整を行うこと。</li> </ul>
小倉南	湯川中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 8 年度中に、太陽光発電設置工事（PPA：環境局事業）並びに外壁及び屋上防水改修工事の予定があるため、工期が重複する際は、安全管理等について相互に調整を行うこと。</li> </ul>
小倉南	吉田中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 2 - 3 の奥の窓について、建付け調整を行うこと。</li> <li>・ G 2 - 3 男子トイレの破損した天井点検口を撤去、新設すること。</li> </ul>
若松	高須中学校	なし

若松	二島中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 2 - 2 女子トイレの天井ボードについて、一部テープ補強されている箇所を撤去、新設すること。</li> <li>・ R 8 年度中に、校舎等の照明器具 L E D 化工事並びに外壁及び屋上防水改修工事の予定があるため、工期が重複する際は、安全管理等について相互に調整を行うこと。</li> </ul>
八幡東	枝光台中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 3 - B のピクトサインを撤去、新設すること。</li> <li>・ R 8 年度中に、法面改修工事及び太陽光発電設置工事（PPA：環境局事業）の予定があるため、工期が重複する際は、安全管理等について相互に調整を行うこと。</li> </ul>
八幡東	尾倉中学校	なし
八幡東	高見中学校	なし
八幡東	槻田中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 8 年度中に、校舎等の照明器具 L E D 化工事、エアコン整備事業、太陽光発電設置工事（PPA：環境局事業）並びに外壁及び屋上防水改修工事の予定があるため、工期が重複する際は、安全管理等について相互に調整を行うこと。</li> </ul>
八幡西	香月中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 2 - 3 男子トイレの破損している天井ボードを撤去、新設すること。</li> </ul>
八幡西	引野中学校	なし
八幡西	本城中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 1 - 3 及び G 1 - 4 の置床を撤去、新設すること。</li> </ul>
戸畑区	高生中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 3 - 1 の掃除用具入れの扉を新設すること。</li> </ul>
戸畑区	中原中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内運動場の多目的トイレについては、照明の L E D 化及び換気扇更新のみの改修とする。</li> <li>・ R 8 年度中に、校舎等の照明器具 L E D 化工事の予定があるため、工期が重複する際は、安全管理等について相互に調整を行うこと。</li> </ul>

※対象校において、上記以外の工事が重複する可能性があるため、重複した場合は必要に応じ、安全管理等について相互に調整を行うこと。

### 3 簡易設計業務に係る要求水準

#### (1) 簡易設計業務の範囲

簡易設計業務は、事業対象の学校の対象室すべてを対象とし、その簡易設計図については、工事請負契約書、要求水準書、技術提案書を満たす内容となるよう、事業者の責任において簡易設計図作成を行うものとする。また、事業者及び設計管理技術者は、特に、以下の項目について注意し、履行すること。

- ア 簡易設計業務の内容について、市及び学校と協議し、業務の目的を達成すること。また、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。
- イ 業務の遂行上必要となる各種申請等の手続は事業者の責任において、速やかに行うとともに、その都度関係機関との協議内容を書面に記録し、市に報告すること。また、必要に応じて各種許認可の書類の写しを市に提出すること。
- ウ 近隣対応を行った際は、その都度書面に記録し、市及び学校に報告すること。
- エ 簡易設計図を作成するとともに、学校ごとに機器単価、配管数量等が確認できる内訳明細のある見積書（以下「工事費内訳明細書」という。）を作成すること。
- オ 本要求水準書に記載なき事項について、業務遂行に当然必要な場合は、事業者の負担により完全に実施すること。

#### (2) 業務の実施体制

- ア 簡易設計業務を総合的に管理する管理技術者を配置し、設計管理技術者を市に通知すること。
- イ 設計管理技術者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。
  - (ア) 実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある者。
  - (イ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、適確な判断が可能な者。
  - (ウ) 設計管理技術者は、事業者の常勤の自社社員（契約締結日以前に3か月以上雇用関係にあること）であること。
  - (エ) 一級建築士、設備設計一級建築士、又は建築設備士の資格を有する者であることが望ましい（必須条件ではない）。
  - (オ) 施工段階において簡易設計図作成意図を工事業務責任者・監理業務責任者に的確に伝達することが可能な者。
- ウ 市の要求する施工完了期限に間に合わせ、確実に施工が完了する確実性、妥当性の高い体制とすること。
- エ 設計管理技術者の能力等が著しく不適當であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適切な措置を講じること。

#### (3) 簡易設計業務に係る注意事項

- ア 業務着手前に業務期間中における手戻りが発生しないよう、事前調査を適切に実施し、市及び学校と十分協議すること。
- イ 着工前調査により施工に際し支障をきたす状況が想定された場合、事業者は市に報告し、協議を行うこと。
- ウ 各種関係法令等を遵守し、簡易設計を行うこと。また、事業者は簡易設計業務に

おいては、市に対し、以下の事項に留意すること。

(ア) 事業者は、設計の進捗状況を、市に必要な応じて報告するほか、市から要請があれば設計の説明及び報告を行うこと。

(イ) 市は、事業者が行う打合せ等に立ち会うことができるものとする。

エ 床、壁、天井部の構造躯体に開口する必要がある場合は、簡易設計図面に位置、寸法を図示し、予め、市の確認を得ること。

オ 事業者は簡易設計完了時に速やかに自主検査を実施し、要求水準チェックリストを作成し、自主検査を行うこと。なお簡易設計の段階において確定しない事項はその旨を記入すること。自主検査終了後、市に必要な書類を提出し完了の確認を受けること。

カ 市の確認は、予定校数、学校要望への対応、必要箇所数等を確認するためのものであって、工事の段階で施工により水準等を満たしていない等、瑕疵等あった場合は、施工業者の責任により手直しを行わなければならない。

#### (4) 提出書類

##### ア 業務計画書（着手前業務）

事業者は、簡易設計業務着手前に業務計画書を作成し、以下の書類とともに、市に提出し、確認を受けること。

(ア) 簡易設計業務実施体制表

(イ) 簡易設計業務工程表

(ウ) 設計管理技術者届（経歴書添付）

##### イ 簡易設計業務に係る必要書類

事業者は、簡易設計終了時に以下の書類を提出すること。

提出図書については、1部、A4サイズ（A3サイズのものについては「片袖折り」とする）の紙媒体をファイルに綴られた状態で提出すること。

#### 成果品一覧表

(ア) 簡易設計図（寸法及び面積、資材置き場、仮設図、トイレ室内のレイアウト図、サイン・手すりの位置図、出入口建具表、トイレブース配置図、衛生器具等配置図、配管に変更・更新がある場合は配管の詳細図、照明器具・コンセント等の配置図、分電盤の電気容量計算書、「TOTO和洋リモデル工法」または同等以上の工法の施工手順書、提案事項にかかわる図面、その他作成した図面）

(イ) 工事費内訳明細書（提案事項も含む）

(ウ) 各種諸官庁申請書類

(エ) 市(関係部署含む)及び学校との打合せ記録（指示、承諾、協議等含む）

(オ) 要求水準チェックリスト

(カ) その他必要図書

#### (5) その他の留意事項

##### ア 軽微な設計変更

市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ、事

業者の技術提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。

#### イ 簡易設計図の納入時期

事業者は、簡易設計業務が完了した場合において、速やかに市の確認を受け、成果品を納めることとする。

### 4 施工業務に係る要求水準

#### (1) 業務の範囲

施工業務は、事業対象の学校の対象室すべてを対象とし、工事請負契約書等に定められた施設の整備に当たって必要となる業務は、事業者の責任において実施するものとする。

また、事業者及び工事業務責任者は、特に、以下の項目について注意し、履行すること。

ア 施工業務の内容について、市と協議し、業務の目的を達成すること。また、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。

イ 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して、適切な工事計画を策定すること。

ウ 施工（設計に起因するものを含む。）に当たって、必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、原則、事業者の責とする。ただし、事業者に起因する場合以外は、この限りではない。

エ 竣工図を作成すること。

オ 本要求水準書に記載なき事項について、設置、使用上当然必要な場合は、事業者の負担により完全に実施すること。

#### (2) 業務の実施体制

ア 業務を総合的に管理する工事業務責任者を適切に配置し、市に提出すること。

イ 工事業務責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。

(ア) 建設業法の規定を遵守し、同法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者。

(イ) 現場で生じる課題や市及び学校の要望に対し、適確な判断が可能なる者。

#### (3) 施工業務に係る注意事項

学校運営を行いながらの施工になるため、施工期間内の工程・施工方法について学校運営に支障のない計画とすること。

##### ア 各種申請業務

工事に伴う各種許認可、届出等の手続について、事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類

の写しを市に提出すること。

#### イ 近隣調査

着工に先立ち、自己の責任及び費用において、近隣住民との調整及び工事準備調査等（周辺建物影響調査を含む。）を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。また、騒音、振動、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞、その他工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案すること。

#### ウ 工事準備

工事時間、工事車両の出入、工事工程等についても十分配慮するとともに、学校からの指示等、必要に応じて工事に先立ち近隣住民に周知をするための工事案内文を作成し、市の了承を得てから工事案内文を近隣住民へ配布すること。

配布する範囲は、事業者から各学校に対して事前に協議すること。

エ 各種関係法令、工事の安全等に関する指針等を遵守し、要求水準書、技術提案書、設計図書及び施工計画等に従って、工事を実施すること。また、事業者は工事記録を常に整備すること。工事施工においては、市及び学校に対し、以下の事項に留意すること。

- (ア) 工事期間中も学校は通常運営を行っているため、トイレの使用停止期間が最小限となるよう、全階一括施工ではなく各階単位でローテーション施工とするなどの工夫をすること。学校の状況や工事工程等によりローテーション施工が難しい場合は、学校の意向を確認のうえ、仮設トイレを設置する等、学校運営に支障が出ないよう対策を行うこと。なお、仮設トイレ設置に係る費用は事業者の負担とする。
- (イ) 授業や定期考査に支障を来す作業は不可とし、騒音、粉塵、振動等の抑制に努め、学校運営に極力支障がないようにするとともに、学校関係者及び生徒の安全に十分配慮すること。工程上やむなく騒音等が発生する場合は、事前に学校関係者と調整を行い、学校運営への影響を最小限にすること。
- (ウ) 学校閉校日に工事を行う場合は、学校からセキュリティキーの貸し出しを受けて行うこと。（鍵の貸借、管理方法等は学校と協議を行うこと。）
- (エ) 事業者は、工事監理者を通じて、工事進捗状況を、月に月1回程度報告するほか、市から要請があれば施工の説明及び報告を行うこと。
- (オ) 事業者は、市と協議の上、必要に応じて以下の各種確認及び検査、試験を行い、必要に応じて、市に施工写真や検査等の報告書の提出を行うこと。  
なお、市の立ち合い等が必要な検査、試験項目及び日程については、事前に市に連絡すること。
  - a 給水管を施工した場合は「水圧試験」を実施すること。状況により規定圧での水圧試験が難しい場合は、試験圧力について市と協議を行うこと。  
また、状況により水圧試験を行うことが難しい場合は、市と協議のうえ、通水後に目視確認による検査でも可とする。
  - b 排水管を施工した場合は「通水試験」を実施すること。
  - c 工事完了後、当該施設の電気主任技術者の指示を受け、絶縁抵抗測定等の性能試験成績書を提出すること。

- d 工事完了後、照度測定を実施し、試験結果報告書を提出すること。
  - e 工事完了後、換気扇の試運転を行い、試運転報告書を提出すること。
  - f トイレブースや出入口等、建具工事を実施した場合は、開き勝手の方向に間違いがないか、また、ガタつきがないか、学校に確認を受けること。
  - g トイレブースに取り付ける、手摺や紙巻き器等の固定物は、その固定状況を確認し、報告書を提出すること。
- (カ) 工事にあたり、アスベストを発見した場合は、関係法令等に従い作業を行うこと。なお、レベル1のアスベストに限り、処分費を市と協議することが出来る。
  - (キ) 工事中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は市と速やかに協議し、事業者の責任及び費用において補修、復旧を行うこと。
  - (ク) 停電作業・断水作業を伴う場合は、学校運営上支障をきたさないよう長期間停止することを避けるとともに、学校と協議の上、作業時間の調整を行い、実施すること。
  - (ケ) 市は、事業者が行う工程会議及び打合せに立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
  - (コ) 資材置き場や作業者の動線を明示した仮設計画書を作成し、学校と共有すること。

#### オ 事業者による自主検査

- (ア) 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主検査を実施すること。自主検査は、施工内容にかかる自社検査を実施したうえで、要求水準チェックリストにより検査すること。
- (イ) 自主検査を実施する際は、その実施日を事前に、市及び学校に通知すること。併せて、機器等の取扱いに関しても学校に説明し、取扱説明書等を各校へ渡すこと。
- (ウ) 市は、事業者が実施する自主検査に立ち会うことができるものとする。
- (エ) 事業者は、自主検査の結果について、試験結果報告書の写しを添えて、監理業務責任者の確認を受けた要求水準チェックリストと併せて、業務完了届と共に市に提出すること。

#### カ 市の完成検査等

市は、事業者による上記の自主検査の終了後、当該施設について、以下の方法により行われる完成検査及び部分検査を実施する。

- (ア) 市は、業務完了届をもって、完成検査を実施する。
- (イ) ローテーション施工等を行う場合は、各階単位等で工事完了後、学校又は市による部分検査を受検し、トイレが使用できるようにすること。
- (ウ) 市は、必要に応じ、事業者及び監理業務責任者の立ち合いの下、現地確認及び書類確認を実施する。
- (エ) 事業者は、市の行う完成検査の結果、要求水準に満たないものとして是正を求められた場合は、速やかにその内容について是正すること。
- (オ) 事業者は、市による完成検査後、問題ない場合には、市から完成検査の結果通知を受けること。

#### (4) 提出書類

提出書類の部数は、特に指示のあるものを除き 1部とする。

##### ア 施工計画書

事業者は、工事着手前に施工計画書を作成し、以下の書類とともに、市に提出すること。ただし、施工に際し記載すべき事項が無いものについては、この限りではない。

- (ア) 工事実施体制表
- (イ) 着手届（設計-施工業務を通した着手届でよい）
- (ウ) 現場代理人及び主任技術者等届（経歴書添付）
- (エ) 工事記録写真撮影計画書
- (オ) 仮設計画書
- (カ) 施工工程表
- (キ) 主要機器一覧表
- (ク) 仕上材料一覧表
- (ケ) 下請業者一覧表（施工体制台帳でも可）
- (コ) 緊急連絡簿一覧表
- (サ) 施工要領及び安全対策
- (シ) 安全衛生管理要領
- (ス) 環境安全対策
- (セ) 施工体制台帳の写し

##### イ 工事期間中業務に係る必要書類

事業者は、工事期間中に以下の書類を作成すること。ただし、施工に際し、記載すべき事項が無いものについてはこの限りではない。市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。

- (ア) 機器承諾書
- (イ) 主要機材一覧表
- (ウ) 週間・月間工事工程表
- (エ) 工事報告書
- (オ) 残土処分計画書
- (カ) 産業廃棄物処分計画書
- (キ) 再資源利用（促進）計画書
- (ク) 主要工事施工計画書
- (ケ) 生コン配合計画書
- (コ) 各種試験結果報告書
- (サ) 出荷証明書（管材や接着剤、塗料等は除く）
- (シ) マニフェスト（写し）
- (ス) 各種実施記録等（工事評定に係るもの）

災害防止協議会、店社パトロール、安全教育、訓練、品質管理、安全巡視KY、

TBM等、新規入場者教育、車両点検、運転記録等

#### ウ 完了検査時の必要書類

(ア) 業務完了届（設計-施工業務を通した完了届でよい）

(イ) 要求水準チェックリスト

(ウ) 完成図書

事業者は、市による完成検査時に速やかに以下の完成時提出物を提出すること。なお、電子媒体に収録する図面等の電子データについては、CD-RまたはDVD-Rに格納したうえで納品すること。図面等のデータ形式は、少なくともTIFF形式を含む（CADデータの場合はJW-CAD形式とする）ものとし、その他のデータについては、PDF形式、Word形式またはExcel形式で格納することとする。なお、それぞれのデータはウイルスチェックソフト等で感染されていないことを確認すること。また、下記a、bは、学校ごとに作成すること。

a 工事記録写真（完成写真含む） 1部

b 竣工図 1部

※簡易設計図を完成時の状態で修正したもの

(エ) 建設副産物処理報告書

#### (5) その他の留意事項

##### ア 工事用の電力、水道等

工事期間中に要する工事用電力、水道は、原則、受注者の負担とする。

##### イ 現場作業日、作業時間

(ア) 現場作業日、作業時間は、授業、学校行事に影響のない範囲とする。

(イ) 作業時間は原則として、平日の概ね8時30分から16時45分（学校と要相談）までとし、それ以外の時間は工事を行わないこと。やむを得ず、作業を行う場合は、近隣及び学校に配慮し、事前に計画書を提出し、学校の了解を得た上で作業を行うこと。

(ウ) 登校時間帯（概ね午前 7時30分から午前 8時15分）は、工事関係車両の通行を原則禁止する。下校時間帯においても、工事関係車両の通行を極力避けるものとする。資材搬入等でやむを得ず、登下校時間帯に工事関係車両の通行が生じる場合、もしくは登下校時間帯以外で大型車両等の通行がある場合等は、学校に通知し、交通誘導員を配置する等して、安全確保に努めること。

(エ) 放課後や土日祝日であっても、部活動及び学校開放事業等で校舎等の内外が使用されることに留意し、安全に十分配慮すること。

(オ) 現場作業の騒音、振動低減に努めるとともに、騒音、振動の恐れがある場合は、事前に市及び学校と協議し、学校運営に支障をきたさないように配慮すること。

##### ウ 工事現場の管理

(ア) 生徒、教職員及び学校関係者の安全を最優先すること。

(イ) 施工で使用する範囲は必要最小限とし、安全区画を設置すること。

- (ウ) 作業範囲内や作業通路は災害時の避難経路となるため、その経路上に避難を妨げるような資材等を放置しないこと。
- (エ) 工事期間中は、工事の施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- (オ) 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- (カ) 建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所（公衆の目に触れる場所且つ歩行者の動線に配慮した場所）に掲示すること。
- (キ) 工事期間中、常に工事日報等を整備された状態とすること。
- (ク) 学校敷地内における現場事務所及び作業員詰所等の設営が必要な場合は、市及び学校と協議すること。
- (ケ) 工事車両の運行経路については、事前に市及び学校の了解を得ること。  
また、工事用車両の駐車場、資材置場等は、原則、学校敷地内の空きスペースを使用可能とすることとし、事前に市及び学校の了解を得ること。その資材置場等のスペースの安全管理を徹底すること。また、事前に市と協議すること。
- (コ) 工事用車両は、交通ルールを厳守し、学校敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等の発生を防止すること。
- (サ) 学校敷地内及び学校敷地周辺近隣地域においては、禁煙とする。
- (シ) 工事期間中、学校敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこと。
- (ス) 機械警備システムが工事上支障となる場合、市及び市が委託する警備管理業者と協議の上、事業者の負担により仮設配線工事等の必要な措置を講じること。
- (セ) 作業を行うにあたり機械警備システムを解除する必要がある場合は、事前に市及び学校と十分に調整すること。
- (ソ) 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保すること。ただし、やむを得ず稼働できない場合には、市、学校及びその他関係機関と協議し、事業者の負担により適切な代替措置を講じること。
- (タ) 校内LAN設備が施工上支障となる場合、市と協議の上、事業者の負担により必要な措置を講じること。
- (チ) 壁、天井等にアンカーを打設する場合は、周囲に粉塵が飛散しないよう適切な方法で行うこと。
- (ツ) 感知器・スピーカ等の機器が工事上支障となる場合、事業者の負担により仮設配線工事等の必要な措置を講ずること。また、復旧した際は、動作確認を実施し、書面にて市へ提出すること。

## エ 非常時、緊急時の対応

事故、火災等への対応について、事業者はあらかじめ防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、市及び学校へ速やかに報告するとともに、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

## オ 衛生器具・電気設備の取扱い説明

学校ごとに、操作方法を説明すること。

## カ 諸官庁との調整業務

(ア) 諸官庁への届出、手続等については遅滞なく行うこと。着工時に諸官庁届出リストを作成し、内容と時期の確認を行った上で工程の遅れにならないようにすること。また、申請等に係る負担金、手数料等の手続費用については、事業者にて負担すること。

(イ) 工事に関連して市が行う手続や検査に協力すること。

#### キ 近隣住民への配慮

(ア) 近隣住宅地に対する施工時の騒音及び振動については、十分に配慮すること。

(イ) 公道からの車両進入等については、安全に十分配慮すること。また、状況に応じ交通誘導員を配置するなど安全対策を確実に行うとともに、工事車両による搬出入に関しては適宜、散乱防止処置及び洗車を行うこと。

#### ク 本事業以外の工事請負者等との調整業務

工事期間中に敷地内において、市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、本事業以外の工事請負者等と十分調整を行うこと。

### 5 工事監理業務に係る要求水準

#### (1) 業務の範囲

ア 監理業務責任者は、工事監理の状況を月 1 回程度、市及び学校に定期的に報告し、市の要請があった時には、随時報告を行うこと。

イ 工事監理業務内容は、「(3) 工事監理業務」に示された業務とする。

#### (2) 業務の実施体制

ア 工事監理業務については、参加資格要件に定める要件を満たしている工事監理者を選定し、監理業務責任者として配置すること。

イ 監理業務責任者は、建築・機械・電気設備等を統括した工事監理経験を有するものとする。(自社社員以外も可とする)

#### (3) 工事監理業務

ア 要求水準書に基づいて、施工が適切に実施されているかの確認を行うほか、「国土交通省告示第十五号 別添1 2項」に定められた標準業務を行う。

イ その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を行う。

#### (4) 提出書類

事業者は、建設工事着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、定例打合せ及び各種検査日時等を明記した詳細工程表を含む業務計画書を作成し、以下の書類とともに、市に提出して確認を受けること。

ア 工事監理体制表 1部

イ 監理業務責任者選任届（経歴書添付） 1部

また事業者は、工事完了後、工事監理業務の完了後に、次の書類とともに、市に提出して確認を受けること。

- ウ 工事監理報告書 1部
- エ 要求水準チェックリスト

## 6 統括責任者の業務に係る要求水準仕様

### (1) 業務の範囲

#### ア 統括責任者の業務

##### (ア) 全体管理

- a 設計管理技術者及び工事業務責任者とともに、事業スケジュールを管理し、事業予定スケジュールを遵守すること。
- b 事業全体を総合的に管理できるように、各業務を担当する企業との連携、役割、責任分担を明確にした業務実施体制を構築すること。
- c 各業務の履行状況を把握し、本要求水準書及び事業者の提案内容を満足できているかを管理すること。
- d セルフモニタリングを実施し、市に報告すること。
- e 設計管理技術者及び工事業務責任者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理、監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- f 各業務責任者が作成の上、市に提出する各書類、図書等について市への提出前に、本要求水準書に適合しているか確認すること。

##### (イ) 連絡調整

各業務責任者を集めた会議を定期的に行うなどし、情報共有や業務調整を適切に行うこと。

#### イ コスト管理業務

原則として、工事費内訳明細書の金額は、項目ごとの契約締結時の見積り金額を超えることはできない。ただし、次の場合を除く。

##### (ア) 市からの追加要求により要求水準書等の条件の変更の場合

- (イ) 事業者が要求水準書等の条件や提案内容の変更を提案し、市が特にこれを承諾した場合

### (2) 業務の実施体制

ア 本事業の簡易設計業務、施工業務の全体を総合的に把握、管理し、各業務間の連絡、調整等を適切に行う統括責任者を事業期間にわたり専任で 1名配置すること。

イ 統括責任者は、事業者（単体企業または共同企業体の代表企業）の常勤の自社工員（契約締結日以前に 3か月以上雇用関係にあること）とする。

ウ 統括責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。

(ア) 簡易設計業務、施工業務、工事監理業務及び統括管理業務を総合的に統括管理し、本事業を取りまとめすることができる者。

(イ) 市が主催する委員会、説明会等に参加し、事業の状況等を説明できる者。

(ウ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、事業者の代表として総合的な調整が可能な者。

### (3) 提出書類

統括責任者の通知書 1部を市に提出すること。

## 7 セルフモニタリングの実施

### (1) 基本的考え方

本事業は、仕様を詳細に定めた発注ではなく、要求水準書に基づく技術提案により工事内容等を定めるものであることから、事業の各段階において工事内容等を事業者及び市が面談による相互確認等を行いながら、事業を進めること。

しかし、面談による相互確認の機会は、回数に限りがあることから、要求水準書、技術提案等に基づき実施する内容を、事業者自らがチェックしながら事業を進める

「セルフモニタリング」の手法を取り入れ、事業の節目で事業者及び市が、面談による相互確認等を行う。また、その結果に基づき必要に応じ業務プロセスを見直し、効果的な工事の実施につなげる。

### (2) セルフモニタリングの実施方法

#### ア 要求水準、技術提案書の内容確認

簡易設計開始前の準備段階において、工程表及び業務計画書を市に提出し、市が要求したスケジュール・要求等に適合していることの確認を受けること。

要求水準書や技術提案書の中で、特に理念的な内容など、具体的な内容の確認が必要な要素について内容確認を行うこと。具体的には、官民双方の担当者間で不明な事項について、協議、確認し、その結果については、事業者が協議報告書（任意様式）に取りまとめること。

#### イ 要求水準チェックリスト

簡易設計、施工業務の実務段階における要求水準等を網羅的にまとめた要求水準チェックリストを事業者が作成し、設計から工事までのモニタリングを行う。

これを市と事業者の関係者のすべてが共有し、各段階でチェック項目への対応状況を確認することで、最終的にすべてのチェック項目が満足できた状態が完成の前提となる。

#### ウ 簡易設計協議

簡易設計を進める中で、やむを得ず変更が必要となった場合は、変更内容が要求水準又は技術提案書を逸脱しない範囲で対応するものとし、変更を行った場合は、事業者がチェックリストへの記載及び協議報告書の取りまとめを行うこと。

#### エ 簡易設計段階

簡易設計図書の確認、承認は、簡易設計図書完成時に簡易設計図書と要求水準チェックリストを市に提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、簡易設計の段階において確認しない事項がある場合は、「工事時に対応予定」である旨を記載し、工事時に内容が確認した段階で、改めて市の確認を受けること。

#### オ 工事段階

工事期間中におけるセルフモニタリングについては、基本的に簡易設計の確認、セルフモニタリングが完了して、完成した簡易設計図書どおりに適切に工事されることにより、契約内容等を満たすことから、主に工事監理者が監理した内容の報告を受け、市がその監理内容を確認する。この際、要求水準チェックリストについても、工事の監督に必要な書類として市に報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

また、工事監理内容のうち、特に、学校の安全性や衛生環境に深く関連する部分や、工事後に変更が困難となるトイレのレイアウトなどについては、工事が手戻りになることや学校運営に支障がないよう、工事監理方法について工事前に再度十分に協議、調整すること。

このほか、市の担当者等が現場にて工事状況を確認する際には、現場に備え付けられている監理日報等の記録類も併せて確認し、報告内容との整合性が図られていることを確認することができるものとする。

なお、簡易設計段階と同様に、工事期間中に変更する必要がある場合においては、変更内容が要求水準又は技術提案書を逸脱しない範囲とすることを基本とし、変更を行った場合は、チェックリストへの記載や文書による確認を行うものとする。

#### カ 完成確認

完成確認は、要求水準等に規定されている性能が満足しているかを総合的に確認するためのものであり、完成検査の内容を含めた簡易設計業務、工事業務の履行確認を行うこと。また、業務の履行については、簡易設計、工事業務のチェックリストがすべて満足されていれば履行の確実性が確保されるため、チェックリストの完了を確認するとともに、簡易設計図書どおりにトイレが整備されていることを確認すること。

#### キ 契約不適合責任

工事が完了して完成確認後、引き渡された目的物に欠陥や不具合が見つかった場合は、請負人が責任を負う。

### Ⅲ リスク分担表

本事業で想定されるリスク及び市と事業者のリスク分担は、次表を基本とするが、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、市と事業者が協議の上、決定するものとする。

【用語】トイレ：本事業にて設置するすべてのトイレの洋式化にかかわる建具、衛生器具、配管、配線、基礎等を示す。

#### 1 共通

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
入札説明書	入札説明書等の記載事項の誤り又は変更に係るリスク	✓	
要求水準書	市の指示等による要求水準書の変更に伴うリスク	✓	
	事業者が要求水準書を満たせないリスク(ただし、前記要求水準書の変更がなされた場合を除く。)		✓
応募	応募費用の負担に関するリスク		✓
設計、工事、工事 監理契約	市の責めに帰すべき事由により締結できない場合 又は延期の場合のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により締結できない 場合のリスク又は延期の場合のリスク		✓
金利、物価変動	物価、労務費変動のリスク(変動の程度により協議)		✓
法令の変更	本事業に直接関連する法令(税制度を除く。)の 新設又は改正に伴う市による大幅な仕様等の変更 に係るリスク	✓	
	本事業に直接関連する法令(税制度を除く。)の 新設又は改正に伴う上記以外の変更に係るリスク		✓
税制度の変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新設 に伴うリスク		✓
	消費税率の変更、新たな税項目の設定など、上記 以外の税制度の変更に係るリスク	✓	✓
許認可取得	市の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得 できない場合又は遅延の場合のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により必要な許認可 が取得できない場合又は遅延の場合のリスク		✓
住民対応	市が行う業務、又は市の責めに帰すべき事由による 住民運動、訴訟等のリスク	✓	
	事業者が行う業務、又は事業者の責めに帰すべき 事由による苦情、住民運動、訴訟等のリスク		✓

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
環境問題 ※騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、臭気等	市の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク	✓	
	事業者が行う業務又は事業者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク		✓
セキュリティ	市の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		✓
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象によるリスク	✓	
債務不履行	市の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		✓
第三者賠償	市の責めに帰すべき事由による第三者賠償のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償のリスク		✓

## 2 簡易設計図作成、工事、工事監理

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
測量、調査	事業者が実施した測量、調査に誤りがあったことに起因するリスク		✓
用地瑕疵	計画用地の瑕疵によるリスク	✓	
設計変更	市の責めに帰すべき事由による簡易設計図変更に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による簡易設計図変更に係るリスク		✓
トイレ損傷	市の責めに帰すべき事由による改修工事中のトイレ及び既施設等への損傷に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による改修工事中のトイレ及び既施設等への損傷に係るリスク		✓
	第三者の責めに帰すべき事由による改修工事中のトイレ及び既施設等への損傷に係るリスク		✓
工事費増大	市の責めに帰すべき事由によるトイレの改修費用増大に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由によるトイレの改修費用増大に係るリスク		✓
工期遅延	市の責めに帰すべき事由によるトイレの改修工期遅延に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由によるトイレの改修工期遅延に係るリスク		✓
供用遅延・未完	市の責めに帰すべき事由により、トイレ供用開始が遅延するリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により、トイレ供用開始が遅延するリスク		✓
建具・器具等	事業者が調達する建具・器具等に関するもの		✓

施設の配置図

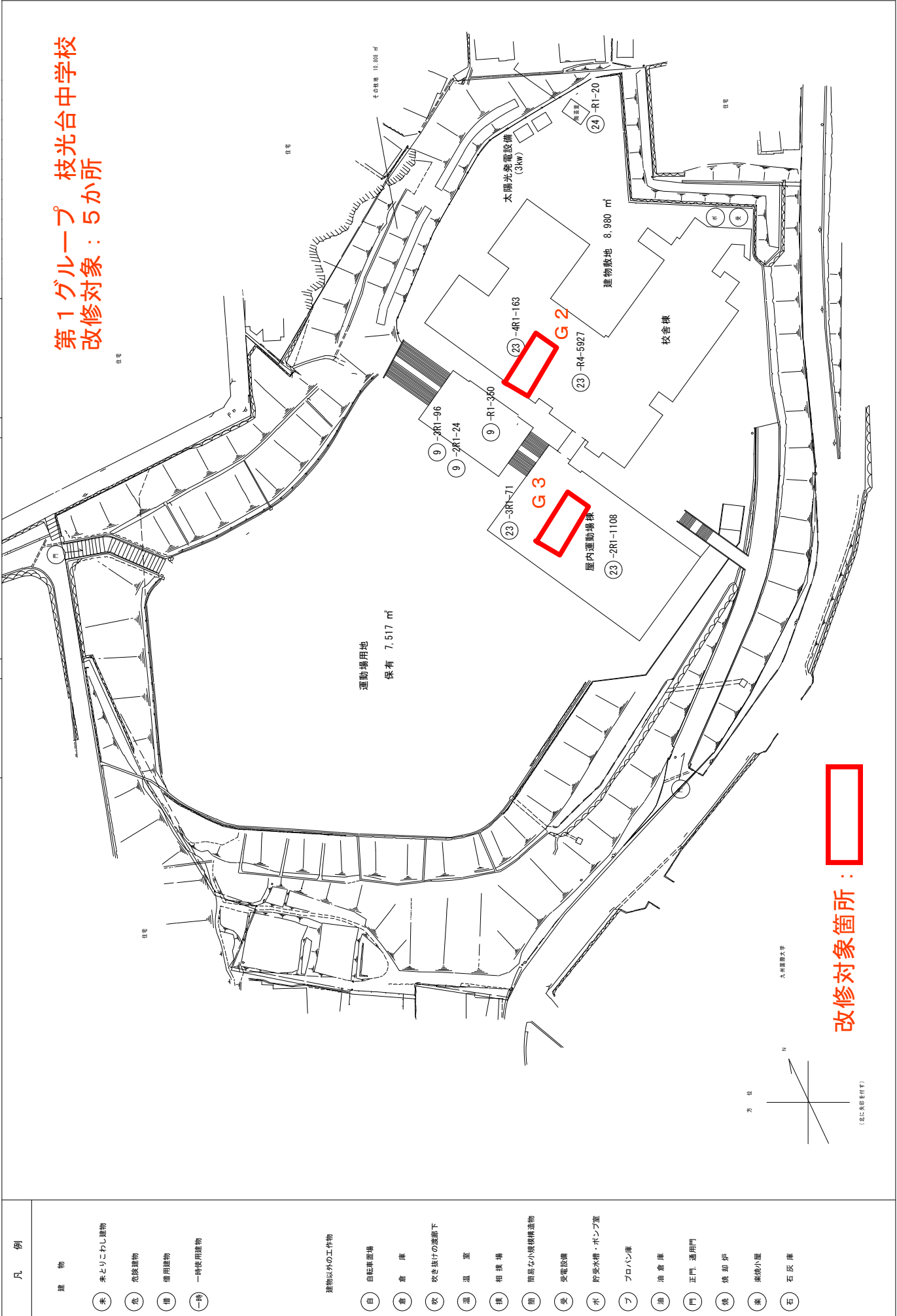
縮尺

0 10 20 30 40 50m

学校名

枝光台中学校

第1グループ 枝光台中学校  
改修対象：5か所

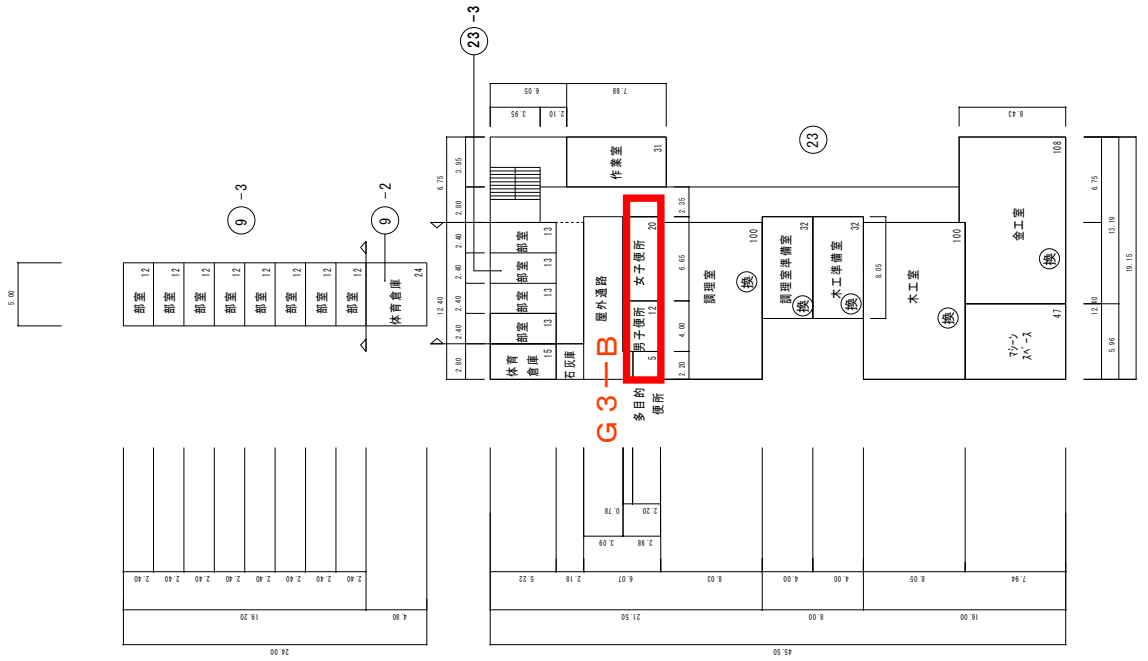
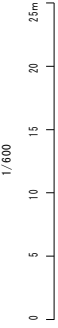


改修対象箇所：

(北に方位を付す)

凡例

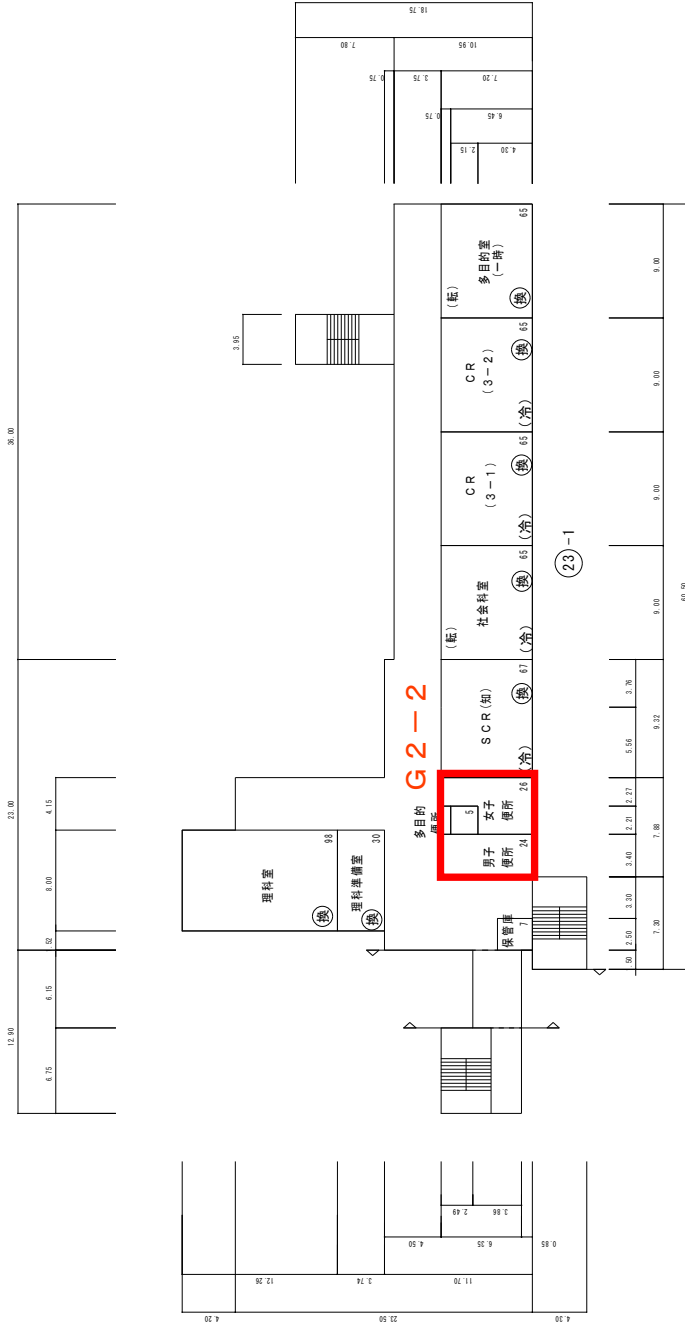
- 建物
- 未 未とりにわし建物
  - 危 危険建物
  - 備 備用建物
  - 一 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- 自 自転車置場
  - 倉 倉庫
  - 吹 吹き抜けの屋根下
  - 温 温室
  - 換 相換場
  - 簡 簡易な小規模構築物
  - 受 受電設備
  - 貯 貯水水槽・ポンプ室
  - フ プロパン庫
  - 油 油倉庫
  - 門 正門、通門
  - 焼 焼却炉
  - 集 集積小屋
  - 石 石灰庫



第1グループ 枝光台中学校

改修対象箇所：





第1グループ 枝光台中学校

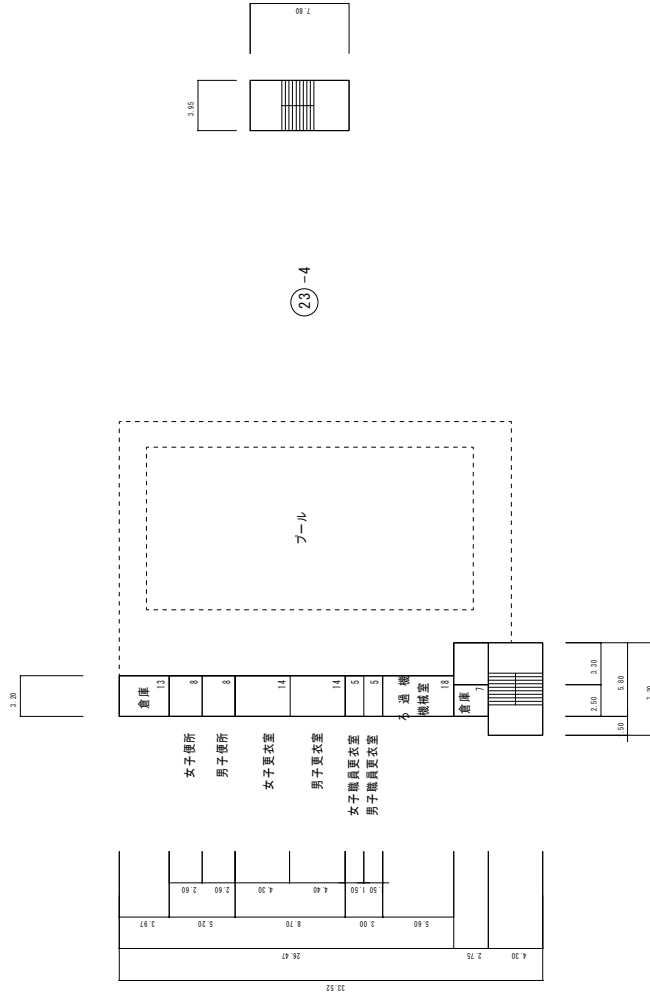
改修対象箇所：



### 第1グループ 枝光台中学校

改修対象箇所:





第1グループ 枝光台中学校

改修対象箇所:

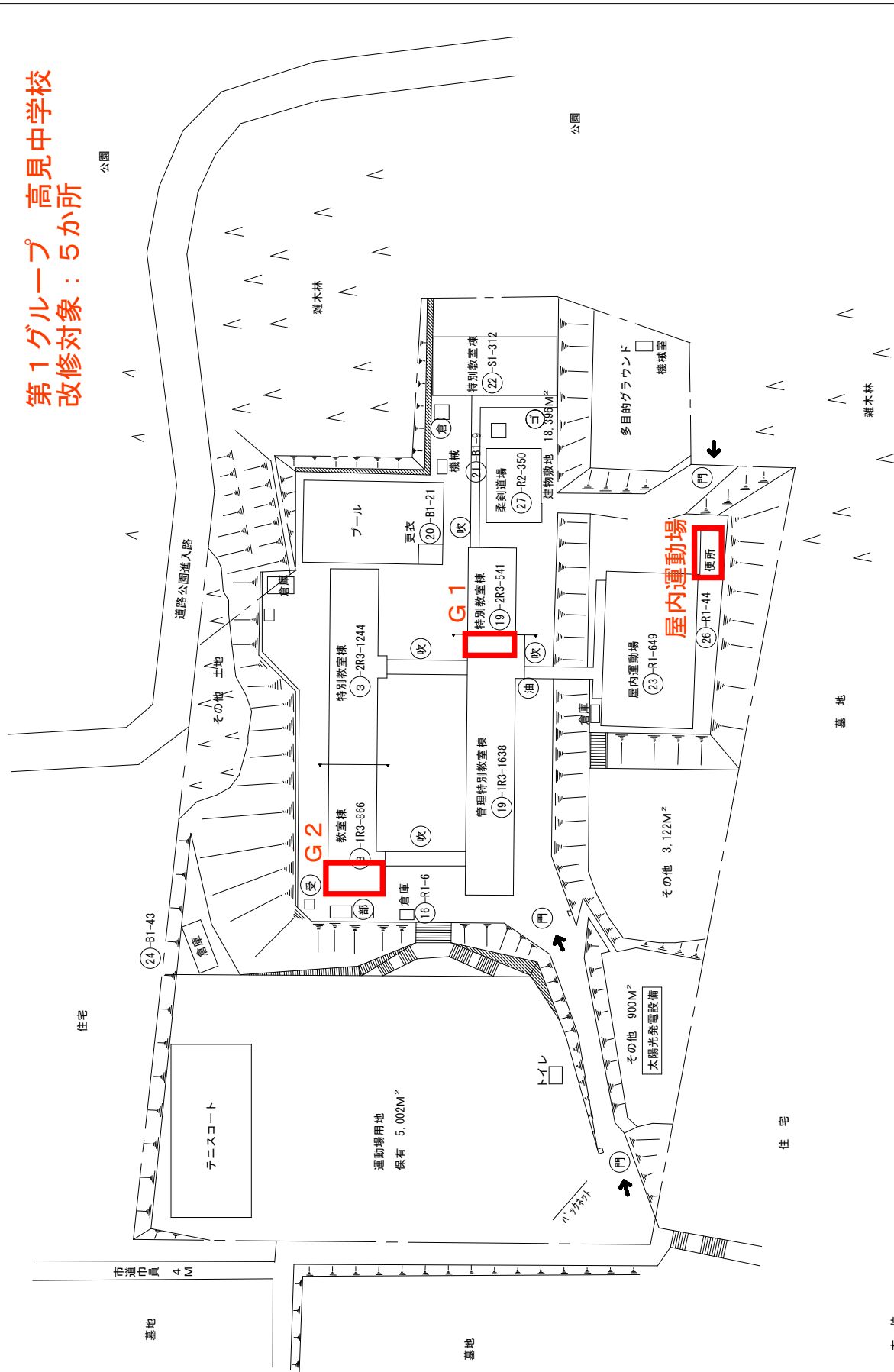
(令和7年度)

凡例

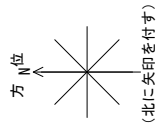
- 建築物
  - 未 未とりこわし建物
  - 危 危険建物
  - 借 借用建物
  - 一 一時使用建物
- 建物以外の工作物
  - 自 自転車置場
  - 倉 倉庫
  - 吹 吹き抜けの遮廊下
  - 温 温室
  - 操 相撲場
  - 簡 簡易な小規模構造物
  - 門 正門、通用門
  - 焼 焼却炉
  - 飼 飼育舎
  - 油 油倉庫
  - 水 受水槽ポンプ
  - フ プロパン庫
  - 受 受電設備
  - 楽 楽焼小屋
  - 部 部室

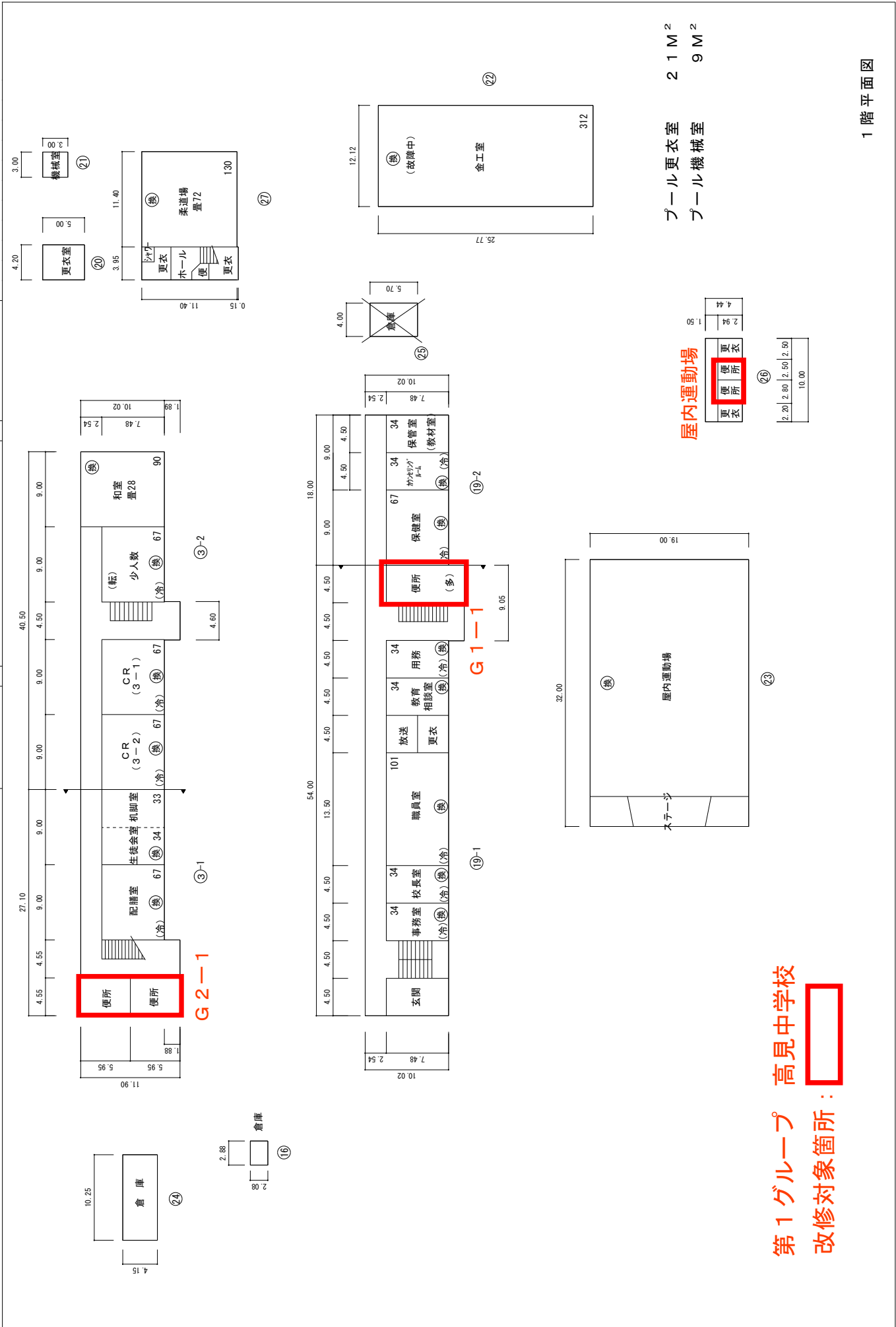
施設の配置図	縮尺	1/1200	0 10 20 30 40 50m	学校名	高見中学校
--------	----	--------	-------------------	-----	-------

第1グループ 高見中学校  
改修対象：5か所



改修対象箇所：





プール更衣室 21 M<sup>2</sup>  
 プール機械室 9 M<sup>2</sup>

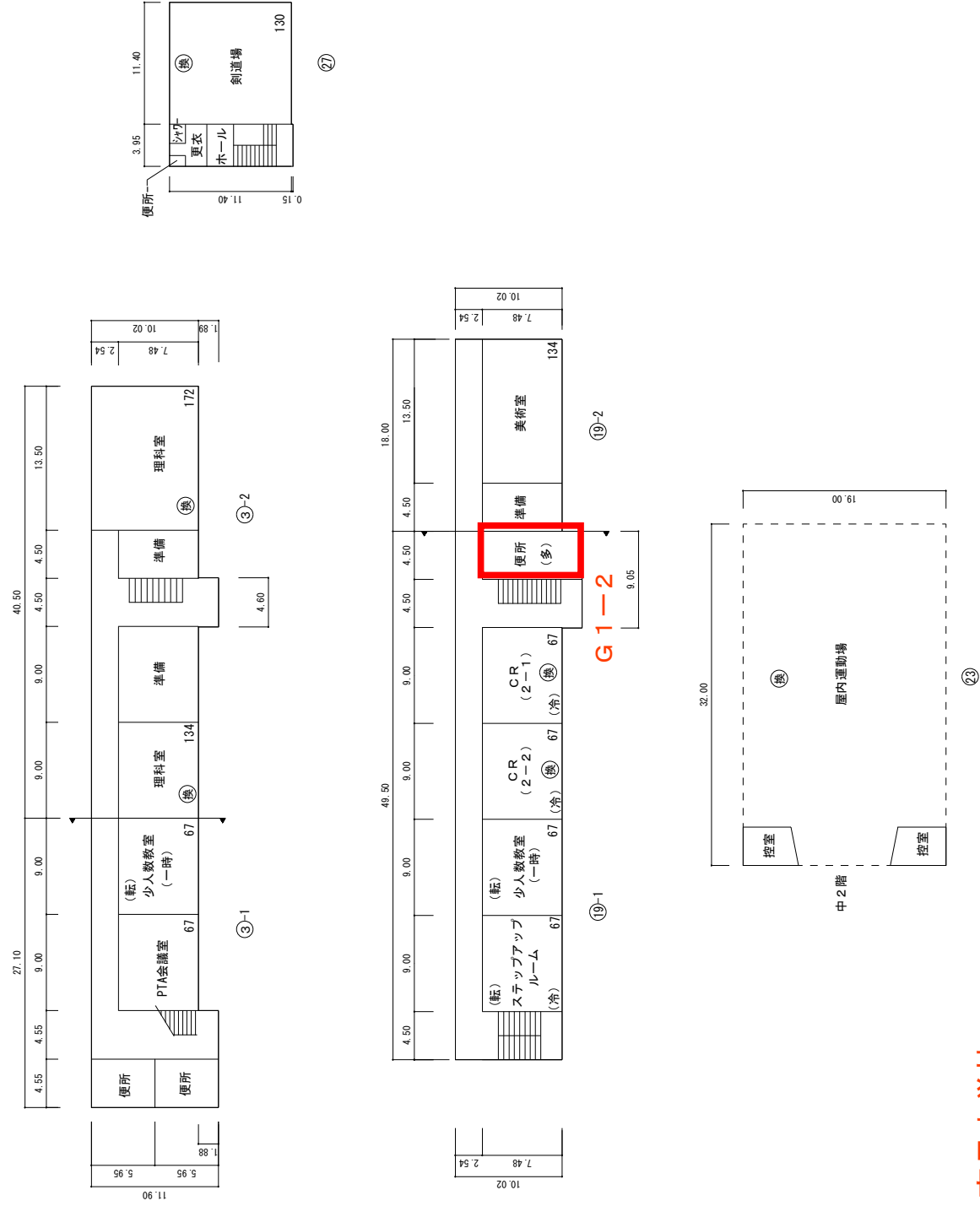
屋内運動場

更衣	4.44
便所	2.92
更衣	1.50

便所	2.20
更衣	2.80
便所	2.50
更衣	2.90
合計	10.00

第1グループ 高見中学校  
 改修対象箇所：

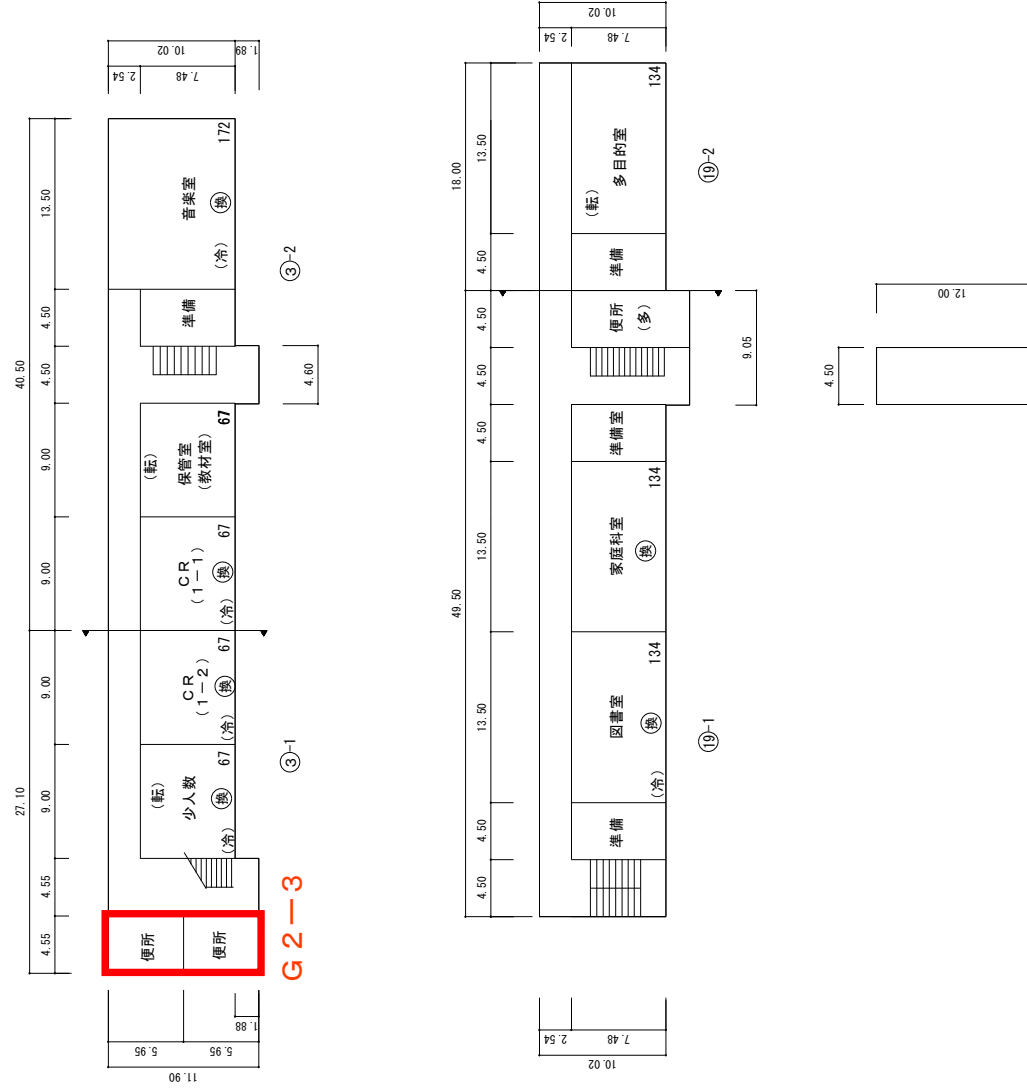




第1グループ 高見中学校

改修対象箇所:

縮尺	1/600	0 5 10 15 20 25m
平面図		
学校名	高見中学校	

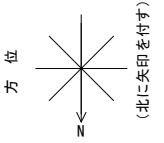
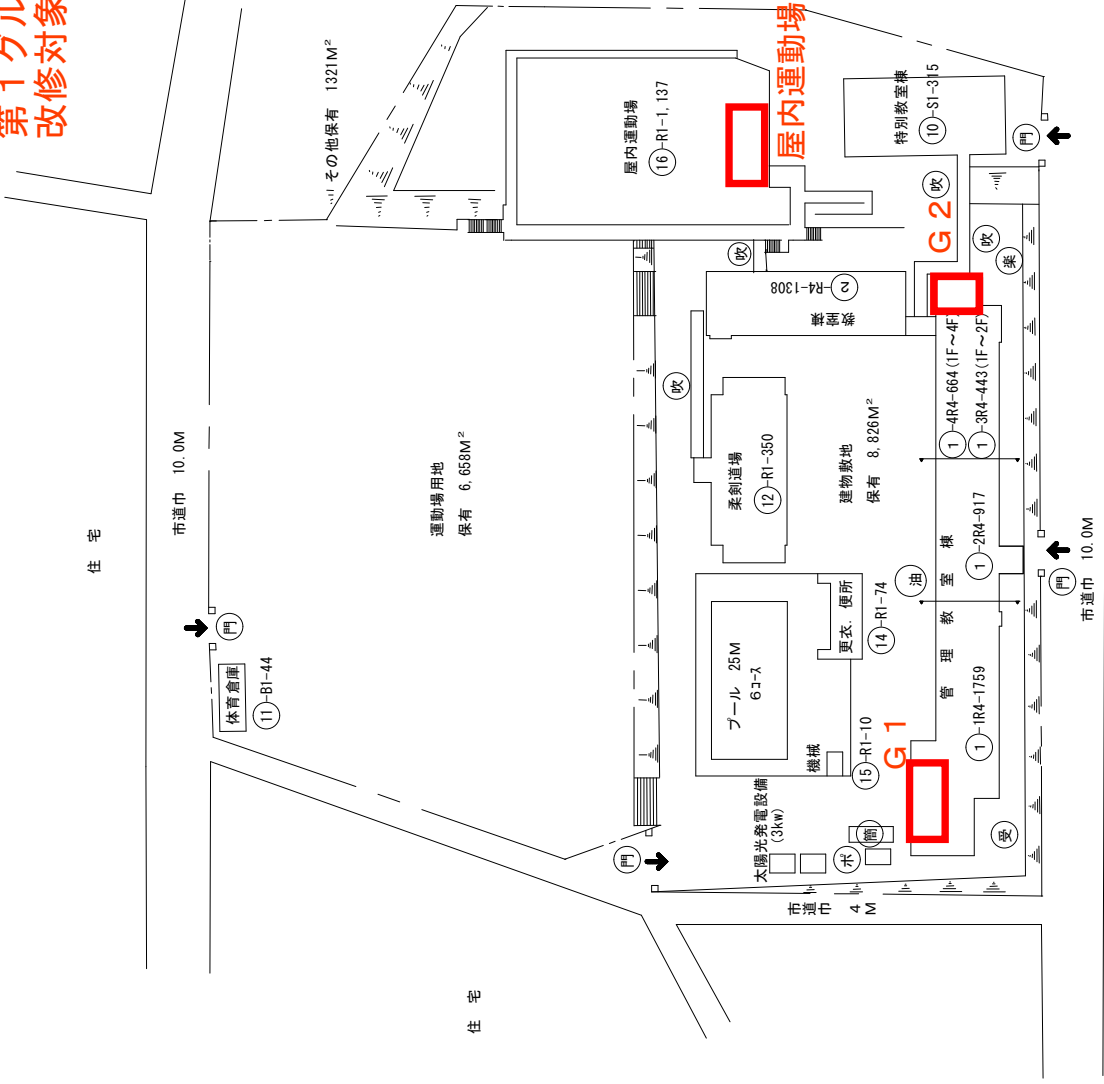


P H 階平面図

第1グループ 高見中学校  
 改修対象箇所:

第1グループ 槻田中学校  
改修対象：5か所

凡例	
建物	
未とりにこわし建物	⊗
危険建物	⊙
借用建物	⊕
一時一時使用建物	⊖
建物以外の工作物	
自転車置場	⊚
倉庫	⊛
吹き抜けの庇廊下	⊜
温室	⊝
様相様場	⊞
簡易な小規模構造物	⊟
正門、通用門	⊠
焼却炉	⊡
飼育舎	⊢
油倉庫	⊣
受水槽ポンプ	⊤
フロバン庫	⊥
受電設備	⊦



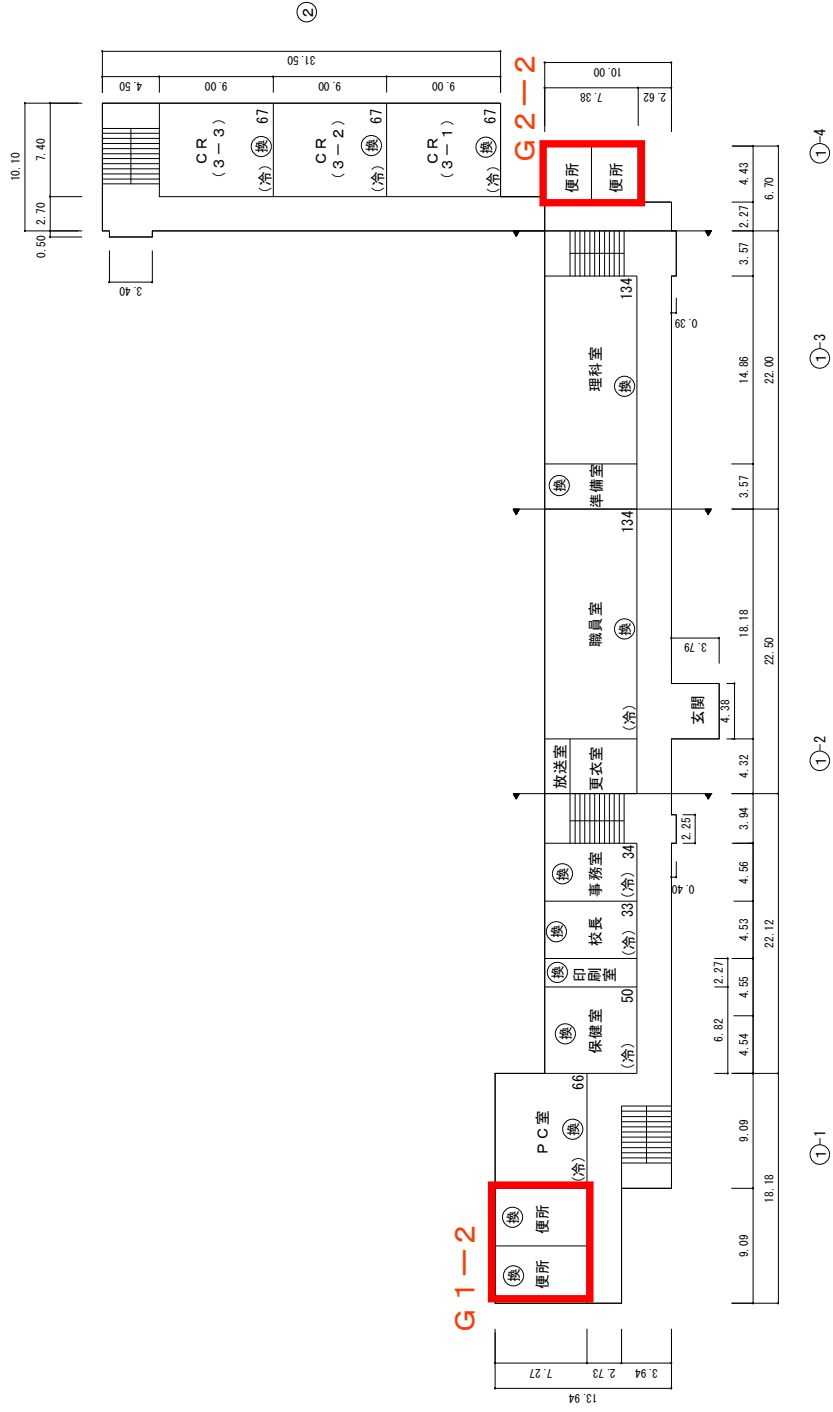
新日本製鉄(株)  
八幡製鉄教育センター

改修対象箇所：



(令和6年度)

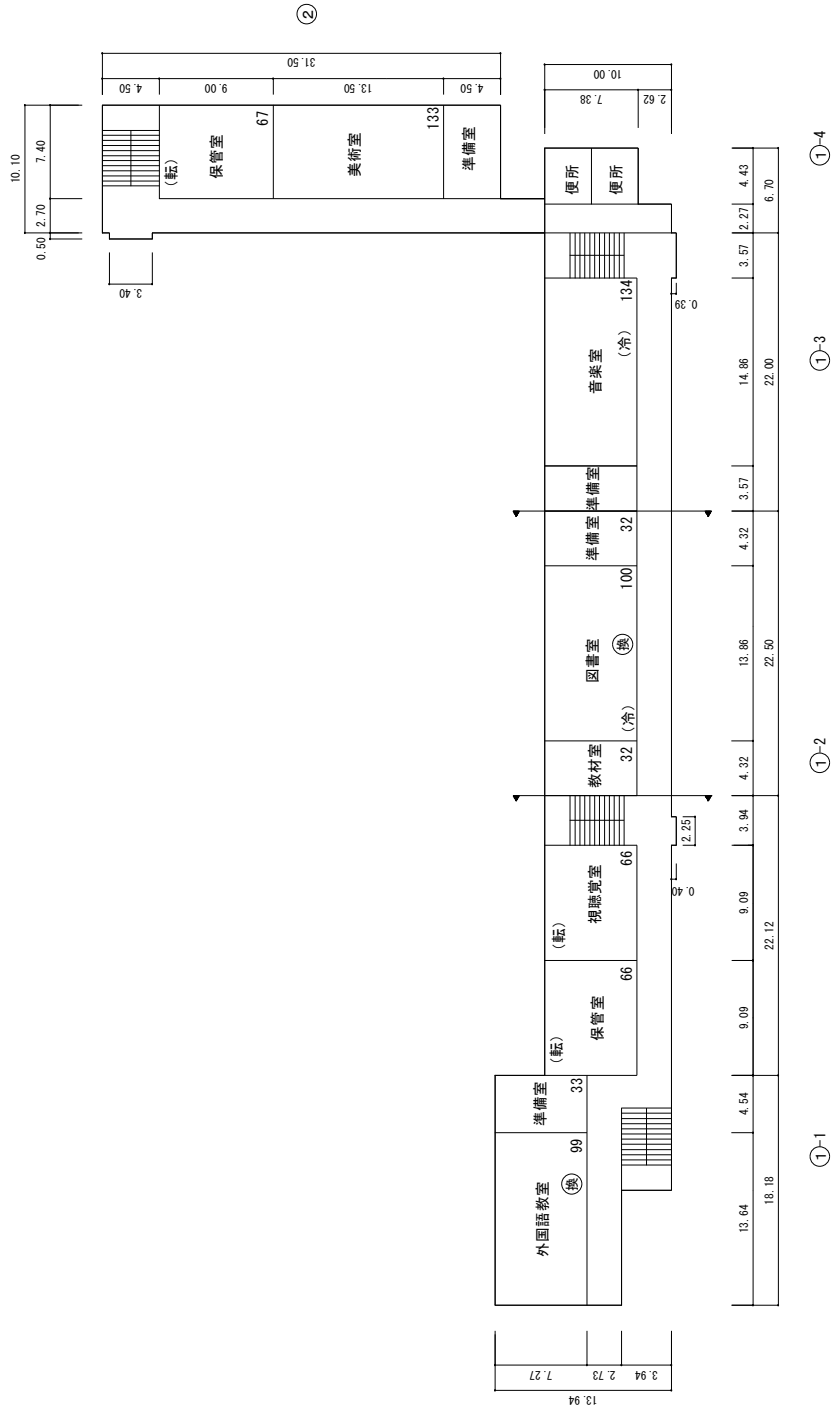
縮尺	1/600	0	5	10	15	20	25m
平面図	椋田中学校						
縮尺	1/600						



第1グループ 椋田中学校  
改修対象箇所：



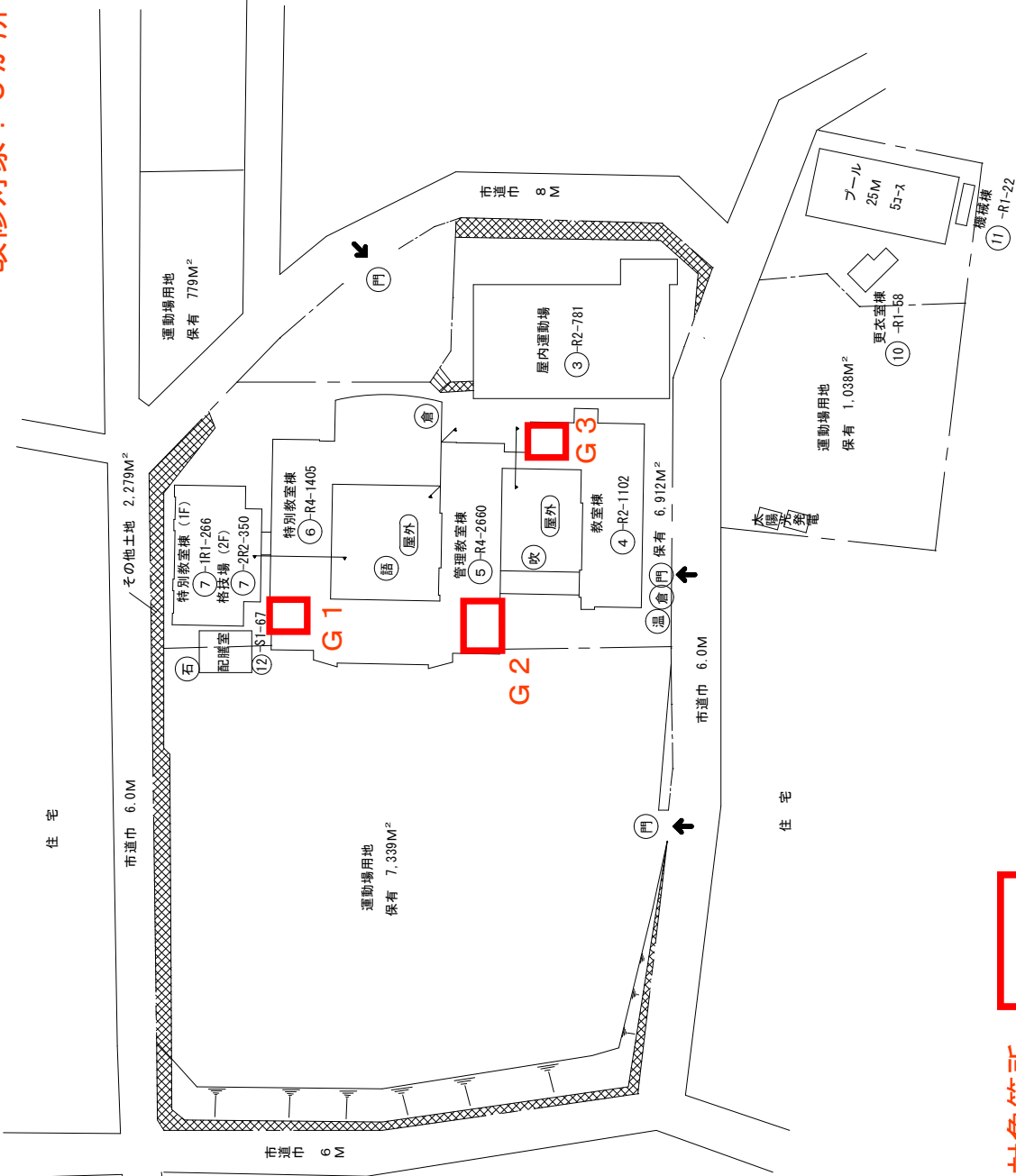
縮尺	1/600	0 5 10 15 20 25m	学校名	槻田中学校
----	-------	------------------	-----	-------



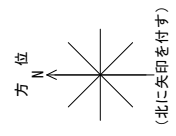
第1グループ 高中生中学校  
改修対象：5か所

凡例

- 建物
  - 未 未とりこわし建物
  - 危 危険建物
  - 借 借用建物
  - 一時 一時使用建物
- 建物以外の工作物
  - 自 自転車置場
  - 倉 倉庫
  - 吹 吹き抜けの凝露下
  - 温 温室
  - 様 相撲場
  - 簡 簡易な小規模構造物
  - 門 正門、通用門
  - 焼 焼却炉
  - 飼 飼育舎
  - 油 油倉庫
  - 水 受水槽ポンプ
  - フ フロバタン庫
  - 受 受電設備
  - 石 石灰庫



改修対象箇所：



(令和6年度)

高中生中学校

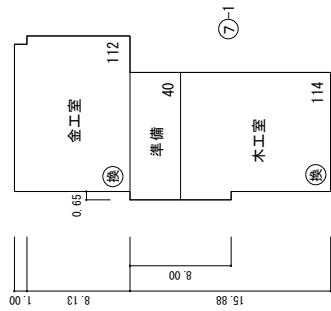
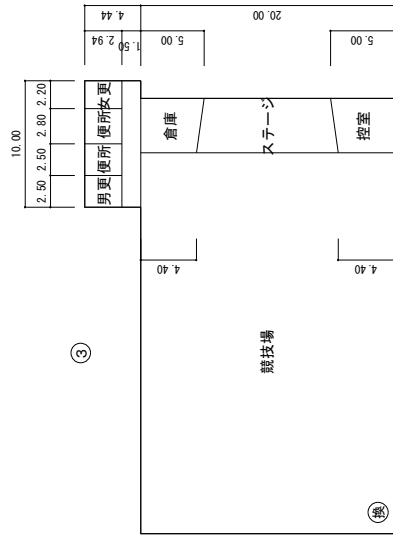
学校名

25m

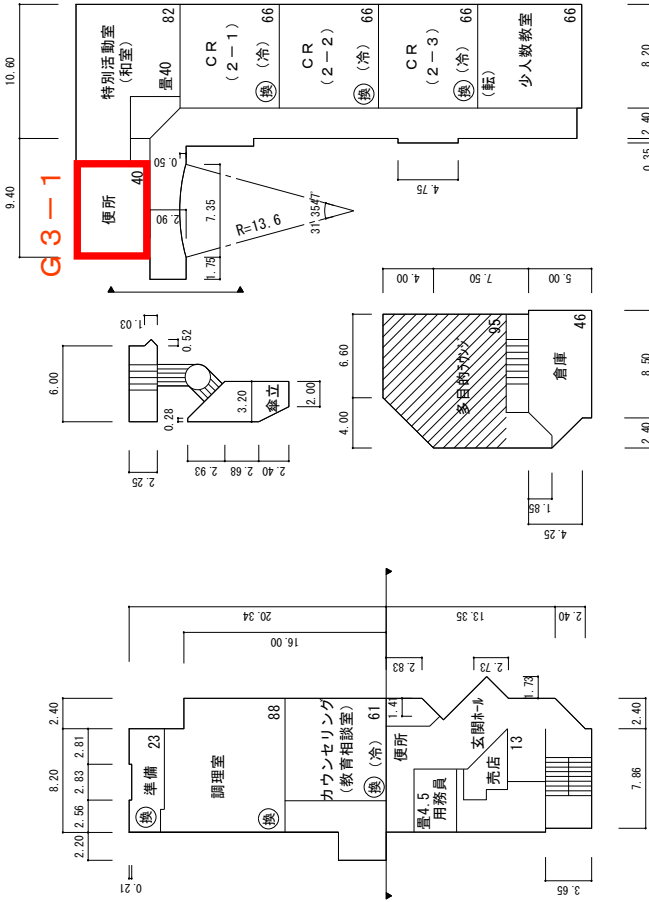
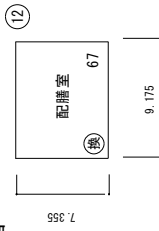
1/600

縮尺

平面図



地階



第1グループ 高中生中学校

改修対象箇所：

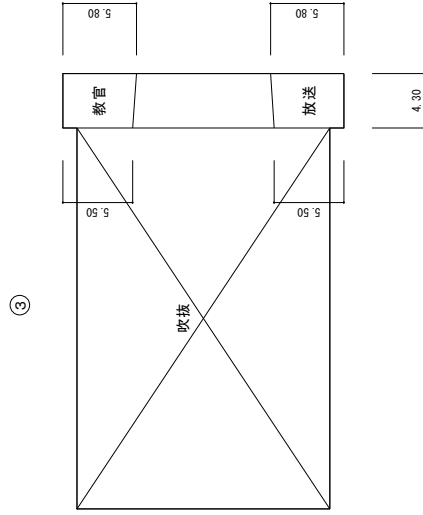
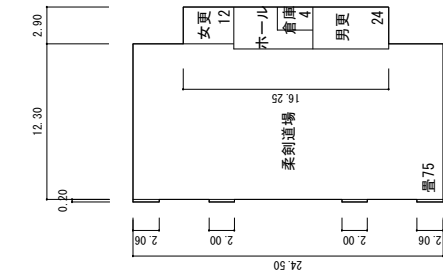


(令和6年度)

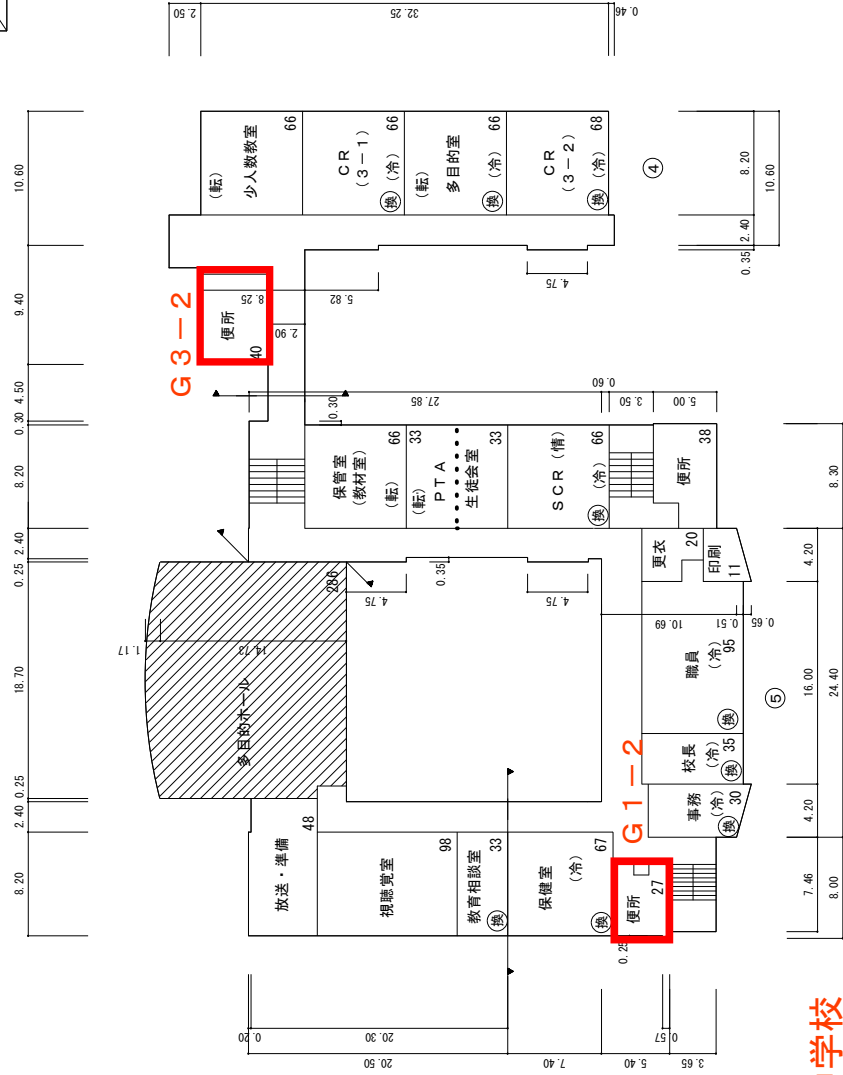
平面図

縮尺

1/600  
0 5 10 15 20 25m  
学校名  
高中生中学校



⑦-2  
1階



G3-2

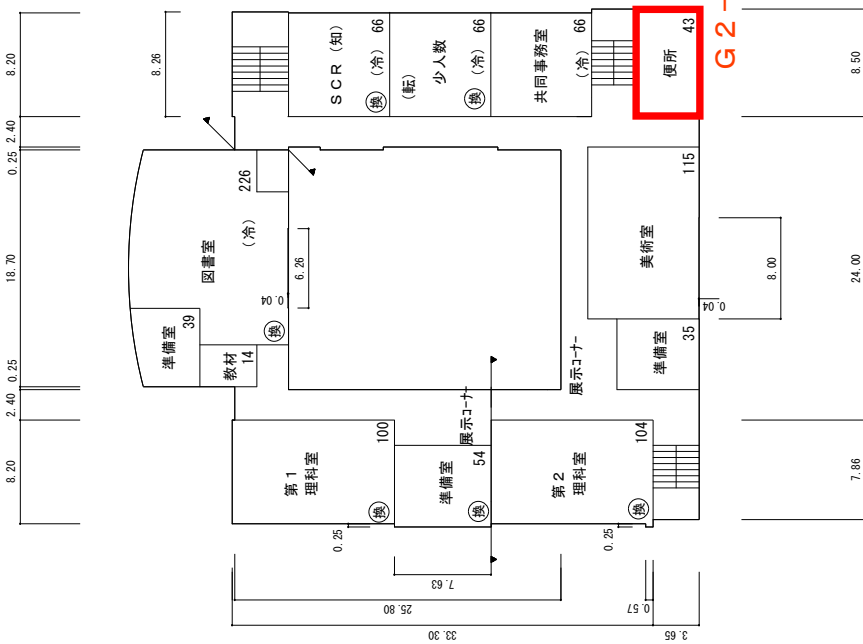
G1-2

第1グループ 高中生中学校  
改修対象箇所:

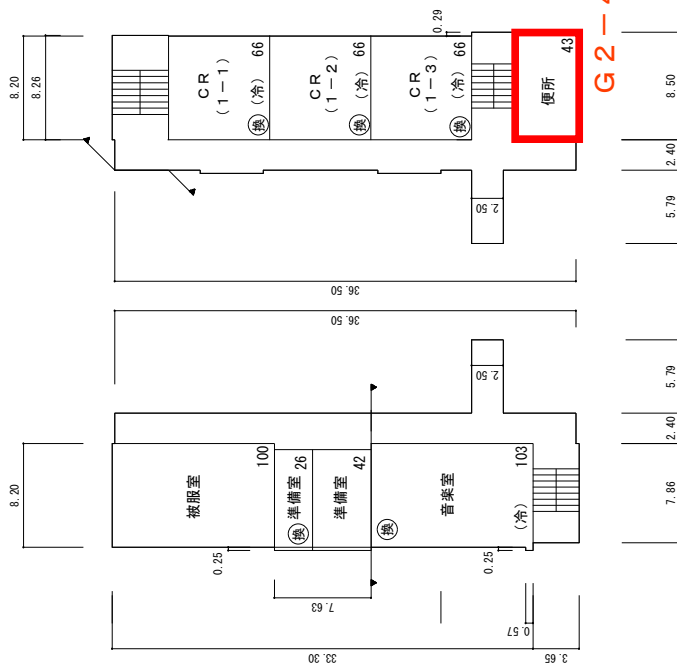


(令和6年度)

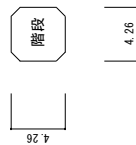
縮尺	1/600	学校名	高生中学校
平面図	0 5 10 15 20 25m		



3階平面図



4階平面図

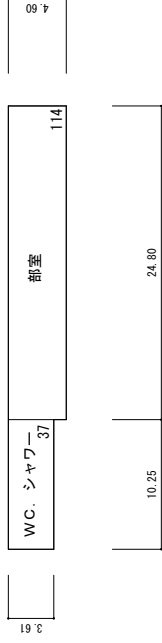
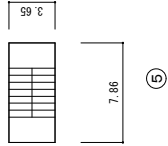
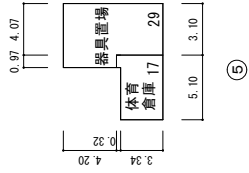
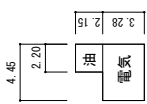


第1グループ 高生中学校  
改修対象箇所：

P H 階平面図

(令和6年度)

縮尺	1/600	学校名	高中生中学校
----	-------	-----	--------



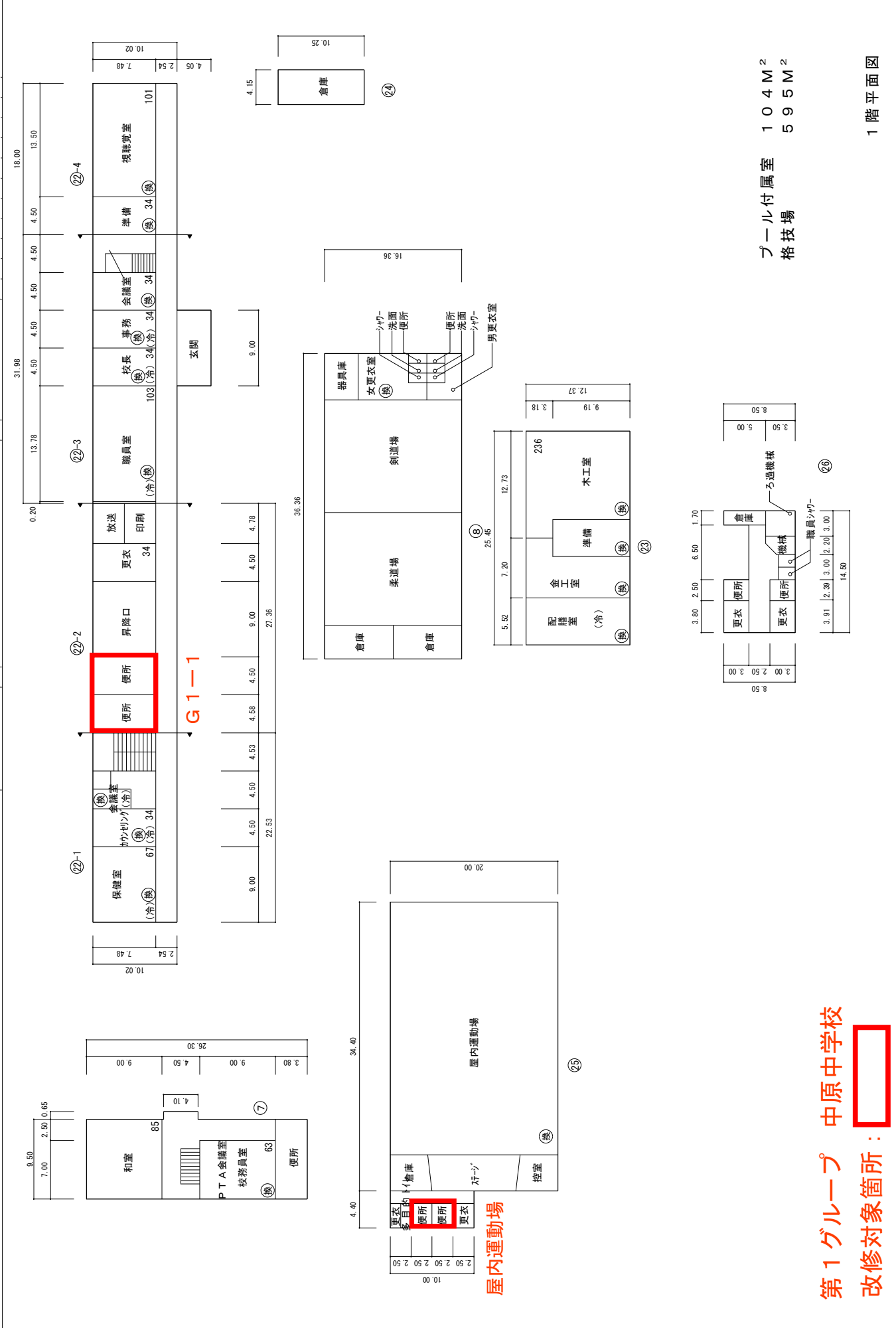


(令和6年度)

縮尺 1/600 25m

中原中学校

学 校 名



プール付属室 104M<sup>2</sup>  
格技場 595M<sup>2</sup>

1階平面図

第1グループ 中原中学校  
改修対象箇所:

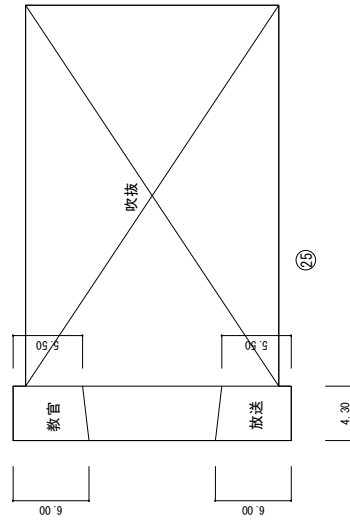
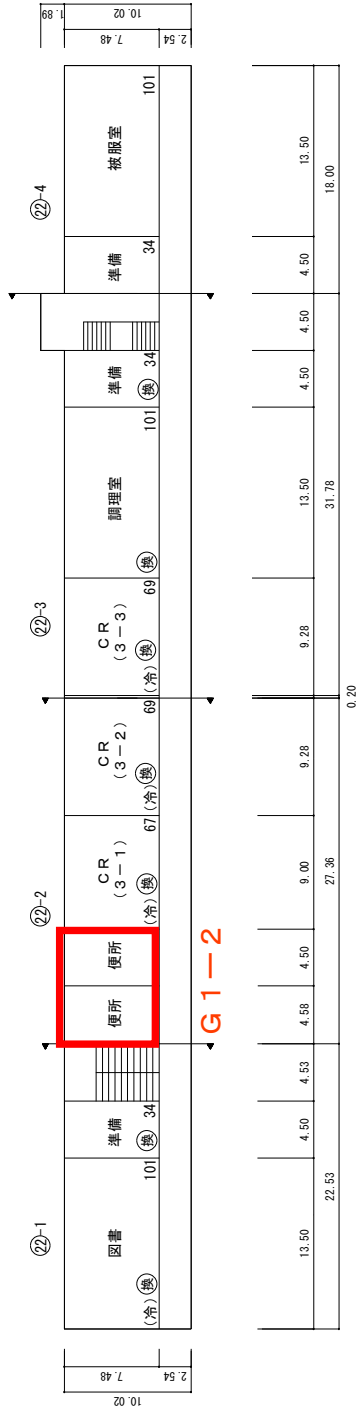
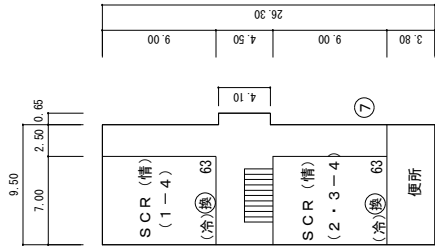
(令和6年度)

縮尺 1/600

0 5 10 15 20 25m

平面図

学校名 中原中学校



第1グループ 中原中学校  
改修対象箇所：

2階平面図

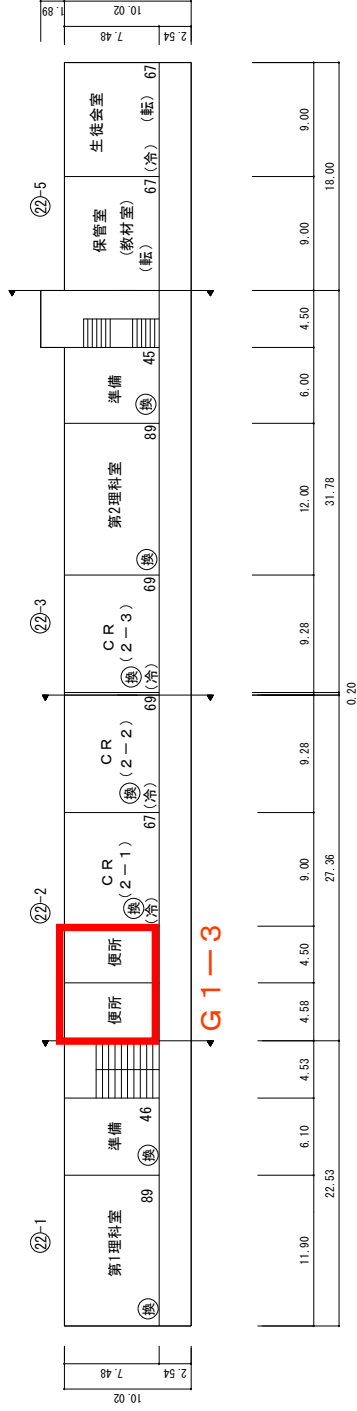
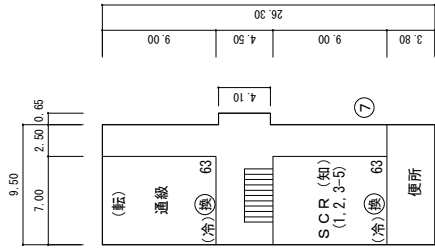
(令和6年度)

縮尺 1/600

平面図

学校名 中原中学校

0 5 10 15 20 25m



第1グループ 中原中学校  
改修対象箇所：

3階平面図

(令和6年度)

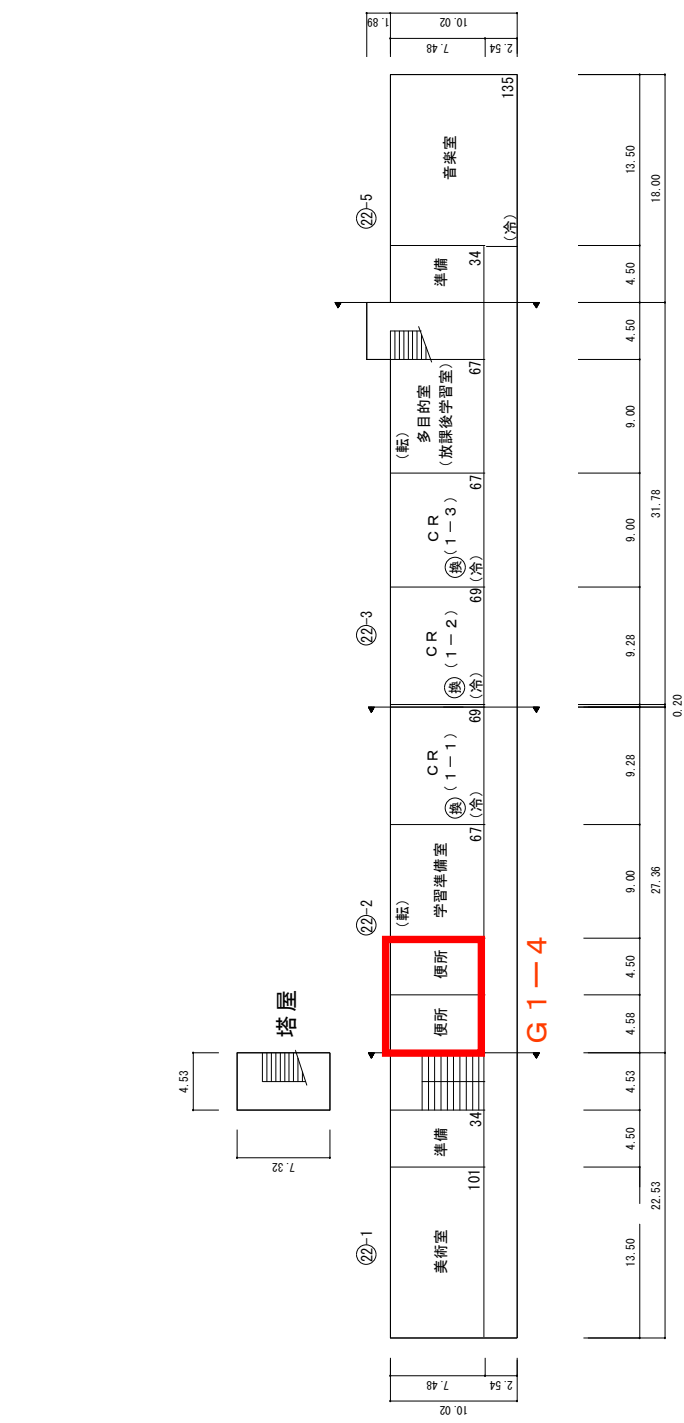
縮尺 1/600

平面図

中原中学校

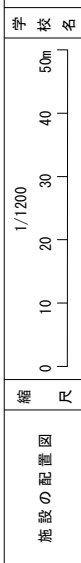
学校名

0 5 10 15 20 25m



第1グループ 中原中学校  
 改修対象箇所：

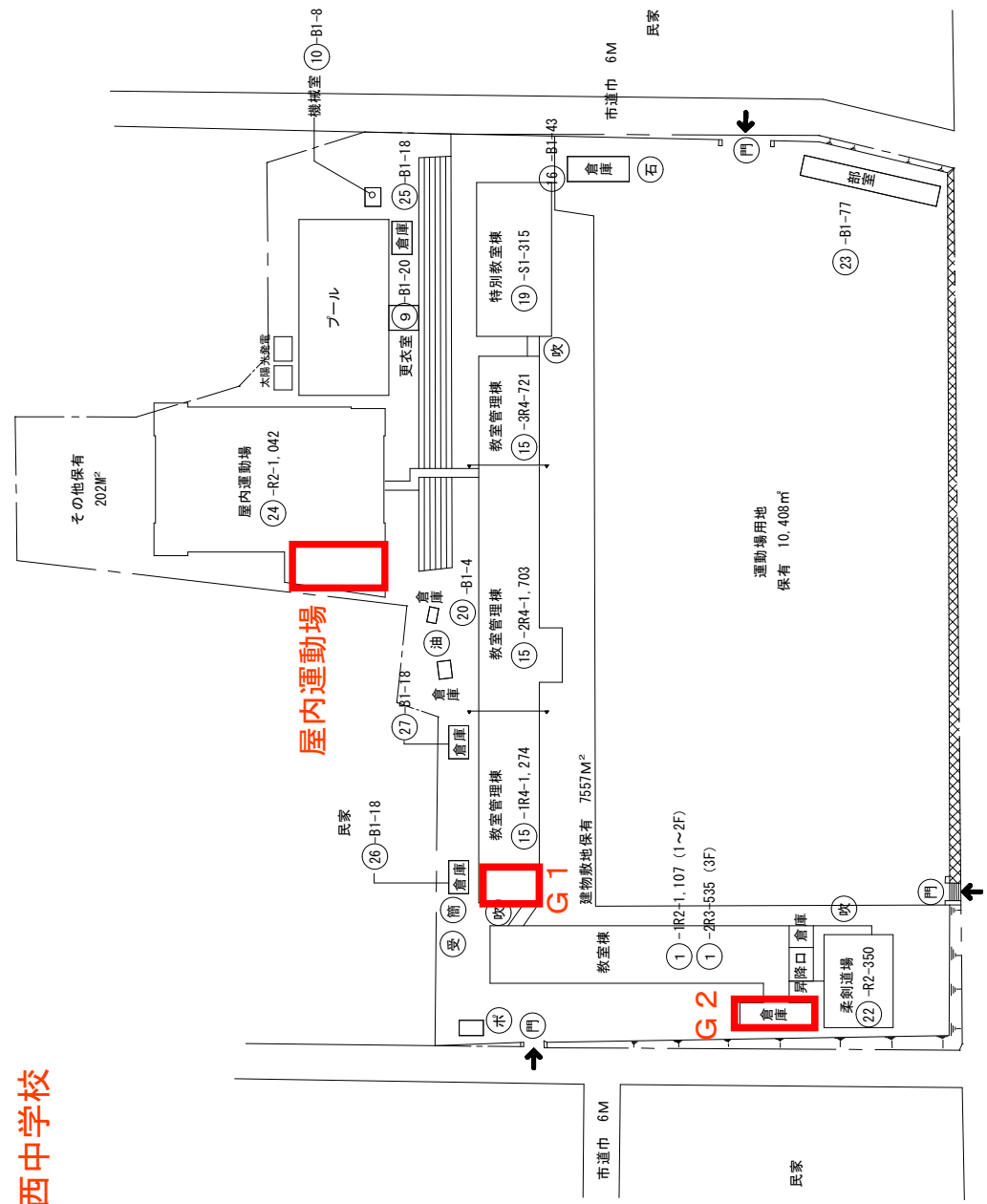
4階平面図



第2グループ 柳西中学校  
改修対象：5か所

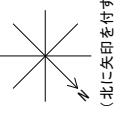
凡例

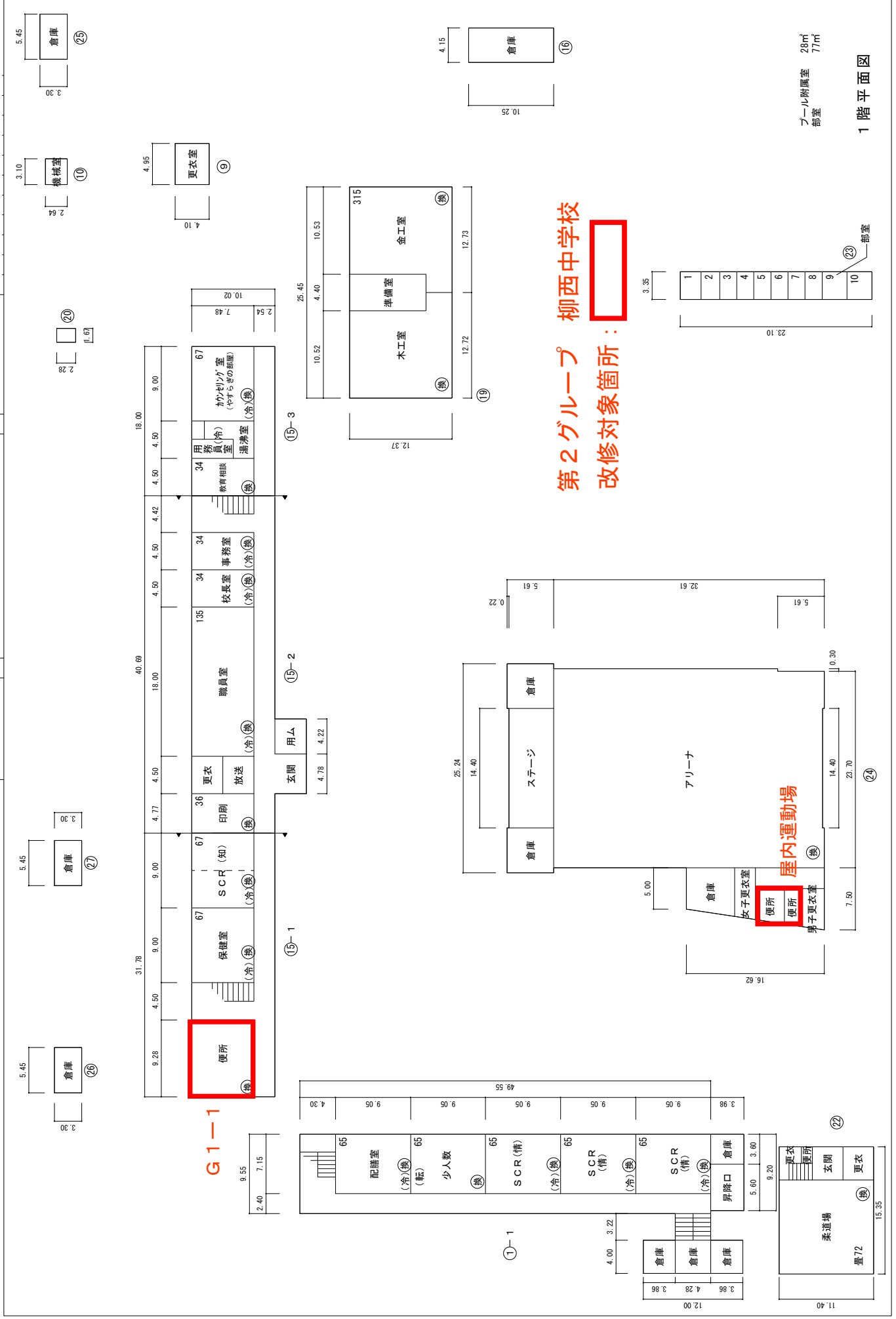
- 建物
  - 未 未とりこわし建物
  - 危 危険建物
  - 借 借用建物
  - 一 一時使用建物
- 建物以外の工作物
  - 自 自転車置場
  - 倉 倉庫
  - 吹 吹き抜けの渡廊下
  - 理 温室
  - 様 相撲場
  - 簡 簡易な小規模構造物
  - 門 正門、通用門
  - 焼 焼却炉
  - ホ ホンブ室
  - 石 石灰庫
  - 受 受電設備



改修対象箇所：

方位

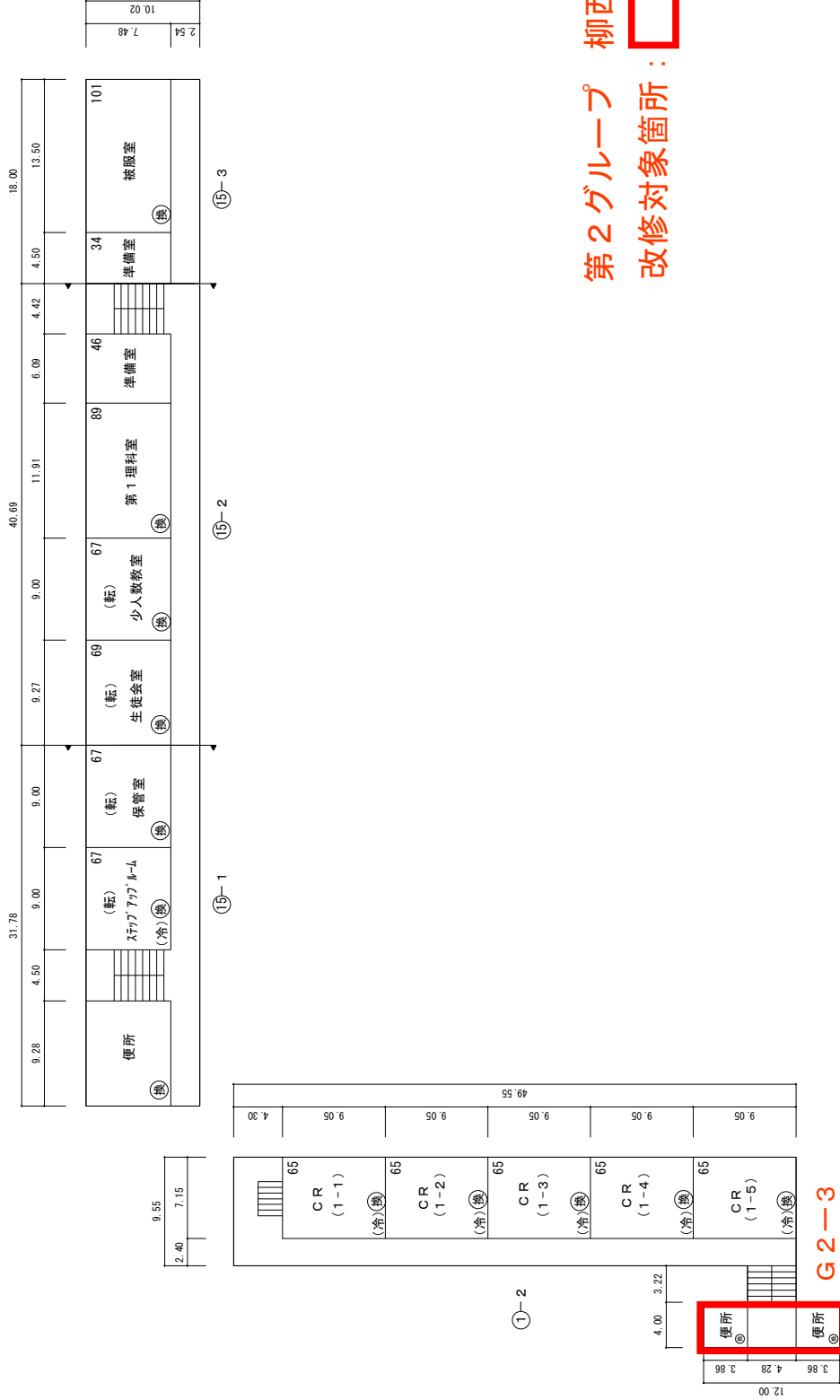






(令和7年度)

縮尺	0 5 10 15 20 25m	学校名	柳西中学校
----	------------------	-----	-------

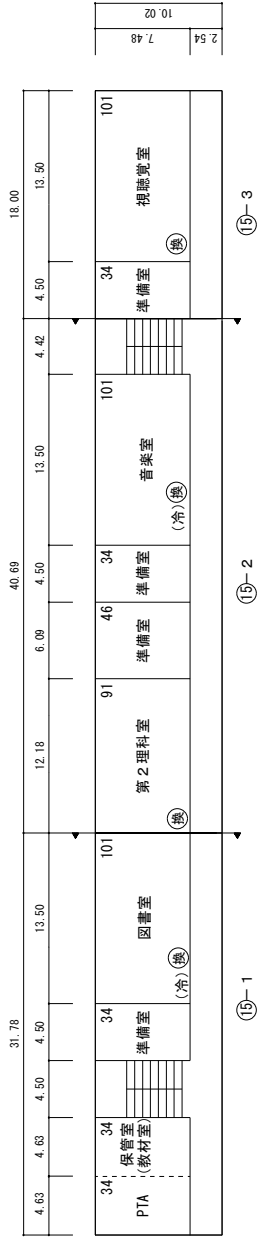


第2グループ 柳西中学校  
改修対象箇所：



(令和7年度)

縮尺	1/600	学校名
平面図	0 5 10 15 20 25m	柳西中学校



4階平面図

凡 例

建 物

未) 未とこりこわし建物

危) 危険建物

借) 借用建物

一) 一時使用建物

建物以外の工作物

自) 自転車置場

倉) 倉 庫

吹) 吹き抜けの遮断下

温) 温 室

接) 相 接 場

簡) 簡易な小規模

焼) 焼 却 炉

水) ポンプ室

フ) 防球フェンス

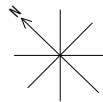
油) 油 庫

第2グループ 富野中学校  
改修対象：6か所

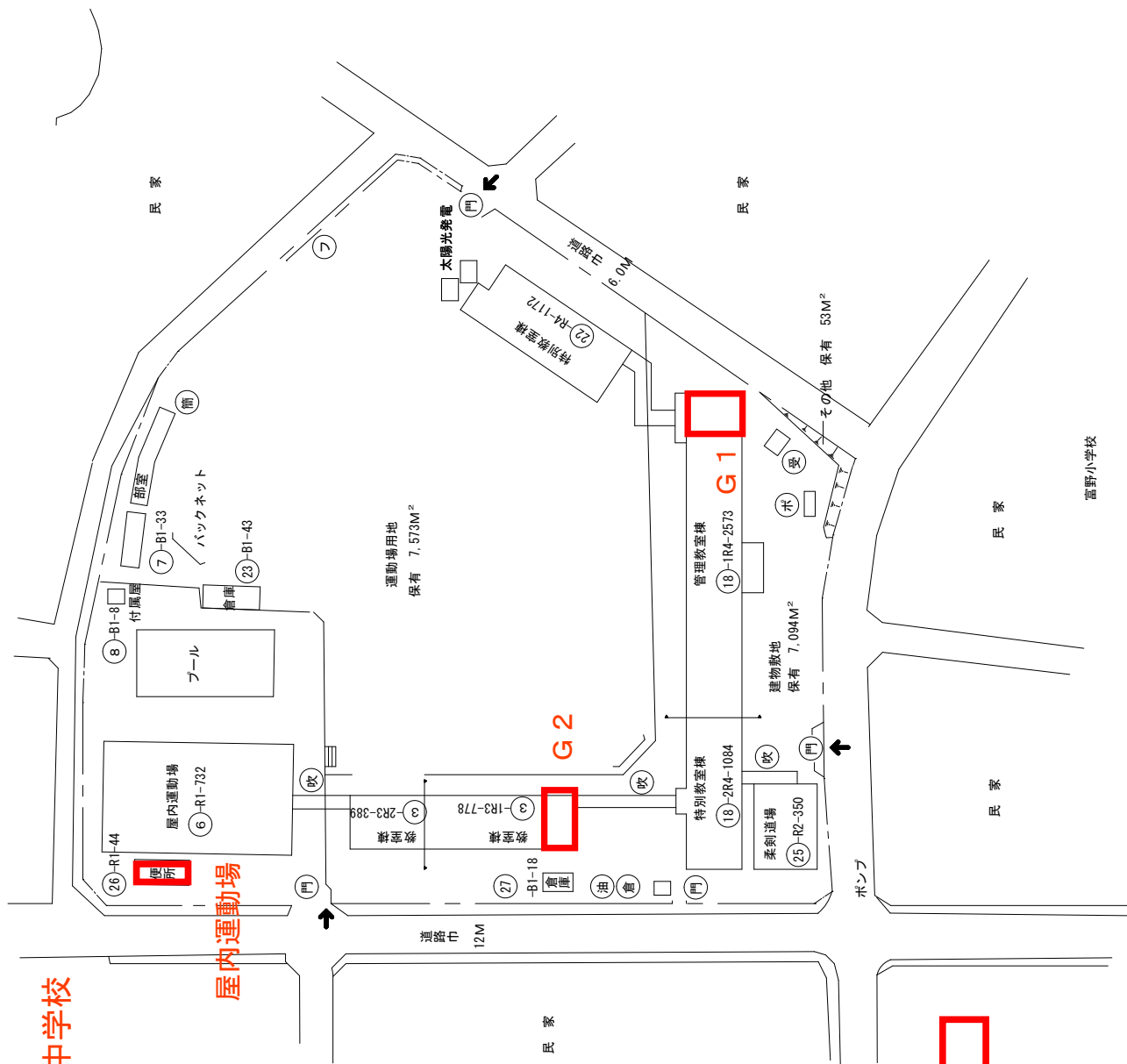
屋内運動場

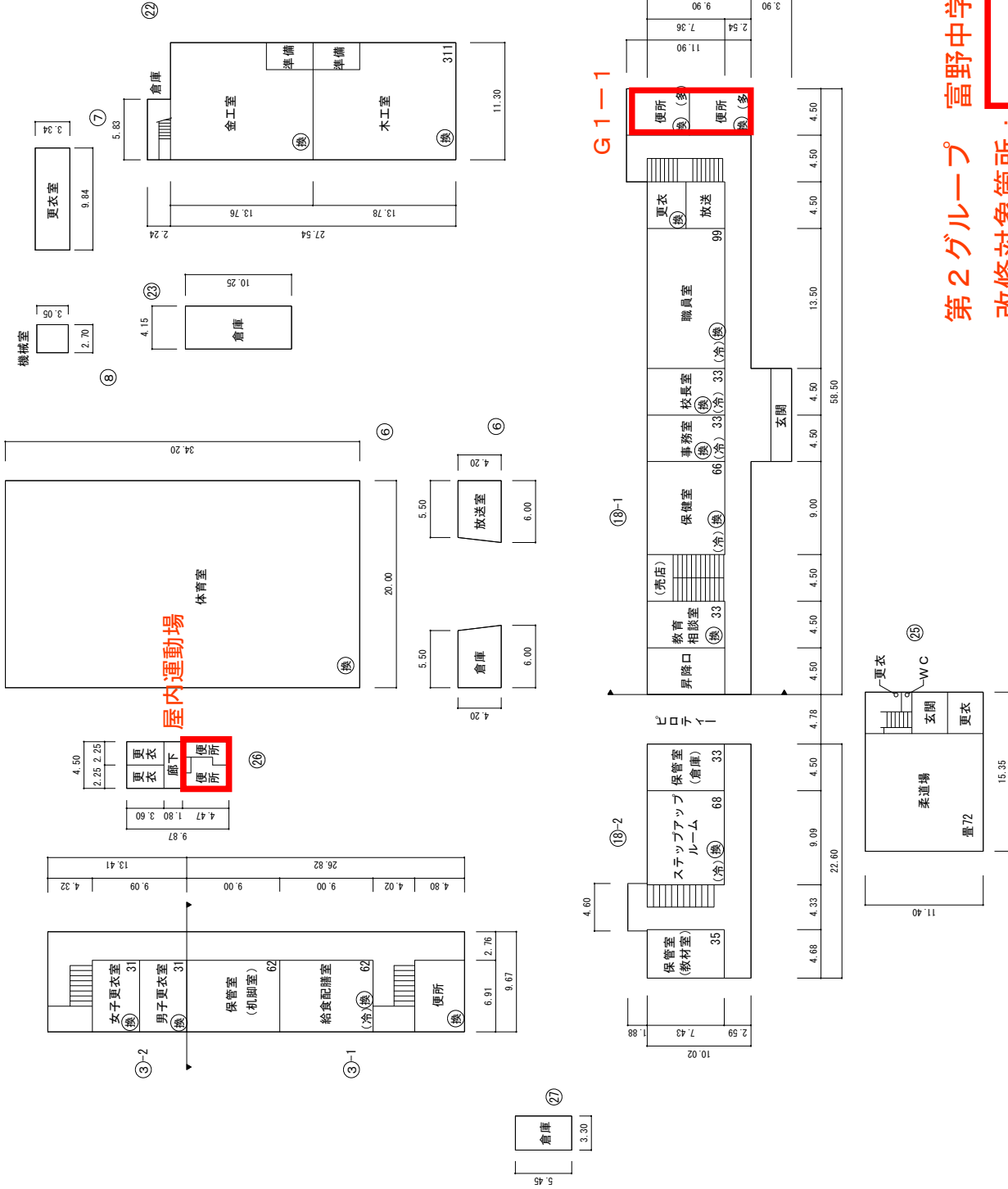
改修対象箇所：

方 位



(北に矢印を付す)





プール附属室 41M<sup>2</sup>

第2グループ 富野中学校  
改修対象箇所:

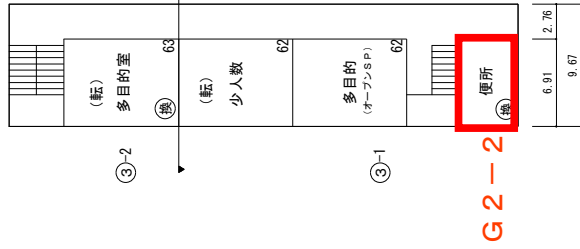
(令和7年度)

富野中学校



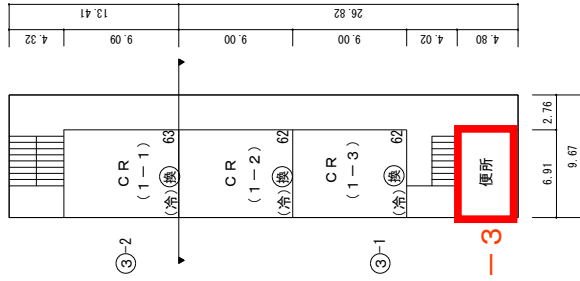
平面図

縮尺



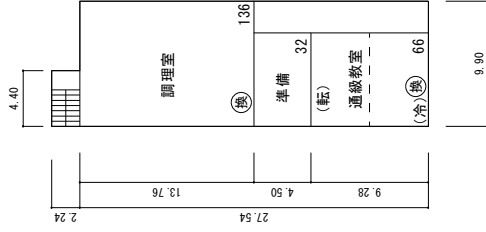
G2-2

2階平面図

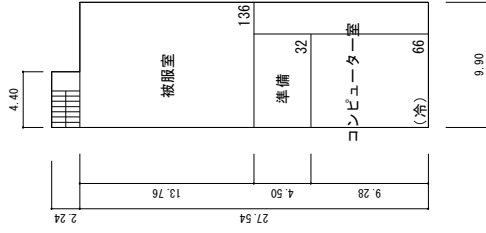


G2-3

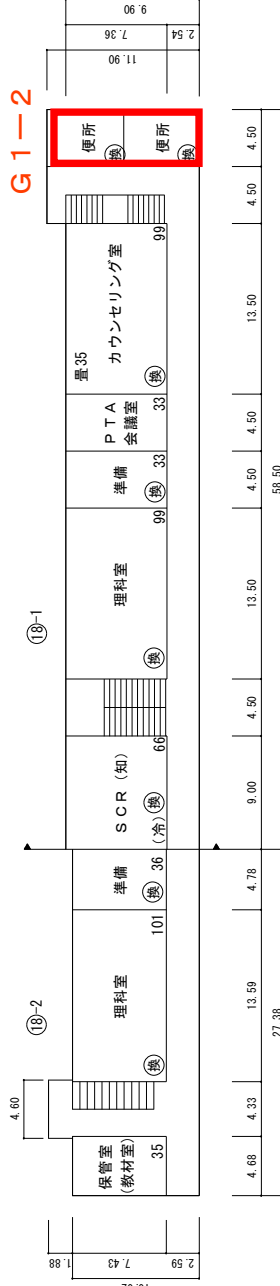
3階平面図



2階平面図

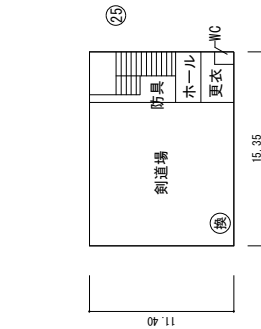


3階平面図

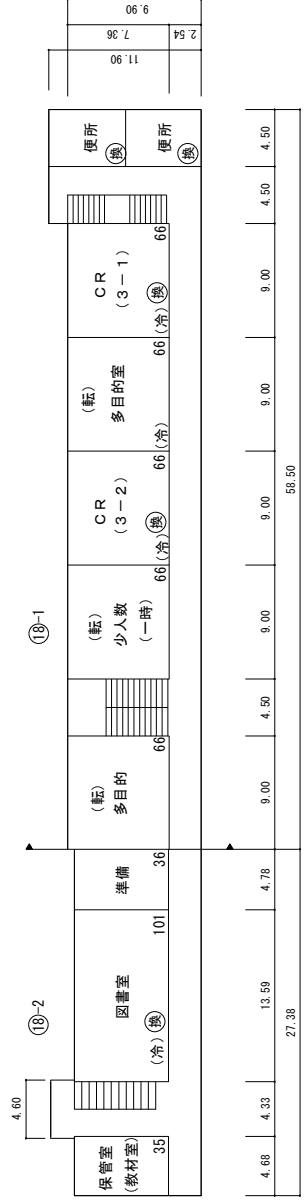


G1-2

2階平面図



2階平面図



3階平面図

第2グループ 富野中学校  
 改修対象箇所:

(転1)

(令和7年度)

平面図

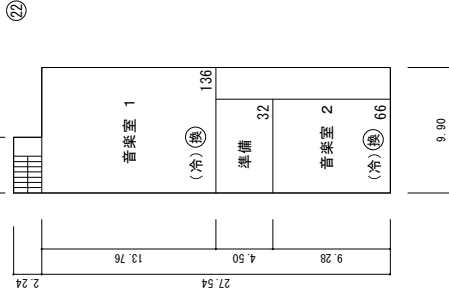
縮尺

1/600

0 5 10 15 20 25m

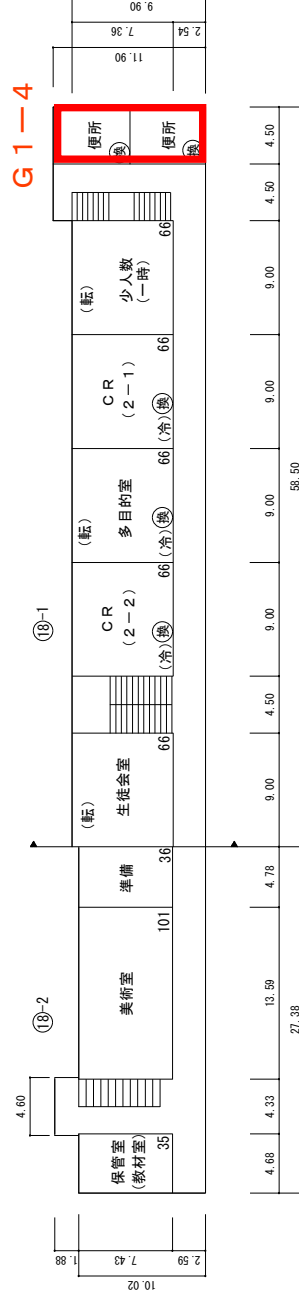
学校名

富野中学校



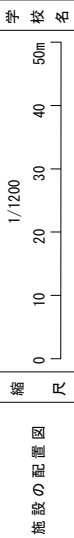
PH階平面図

4階平面図



第2グループ 富野中学校  
改修対象箇所:

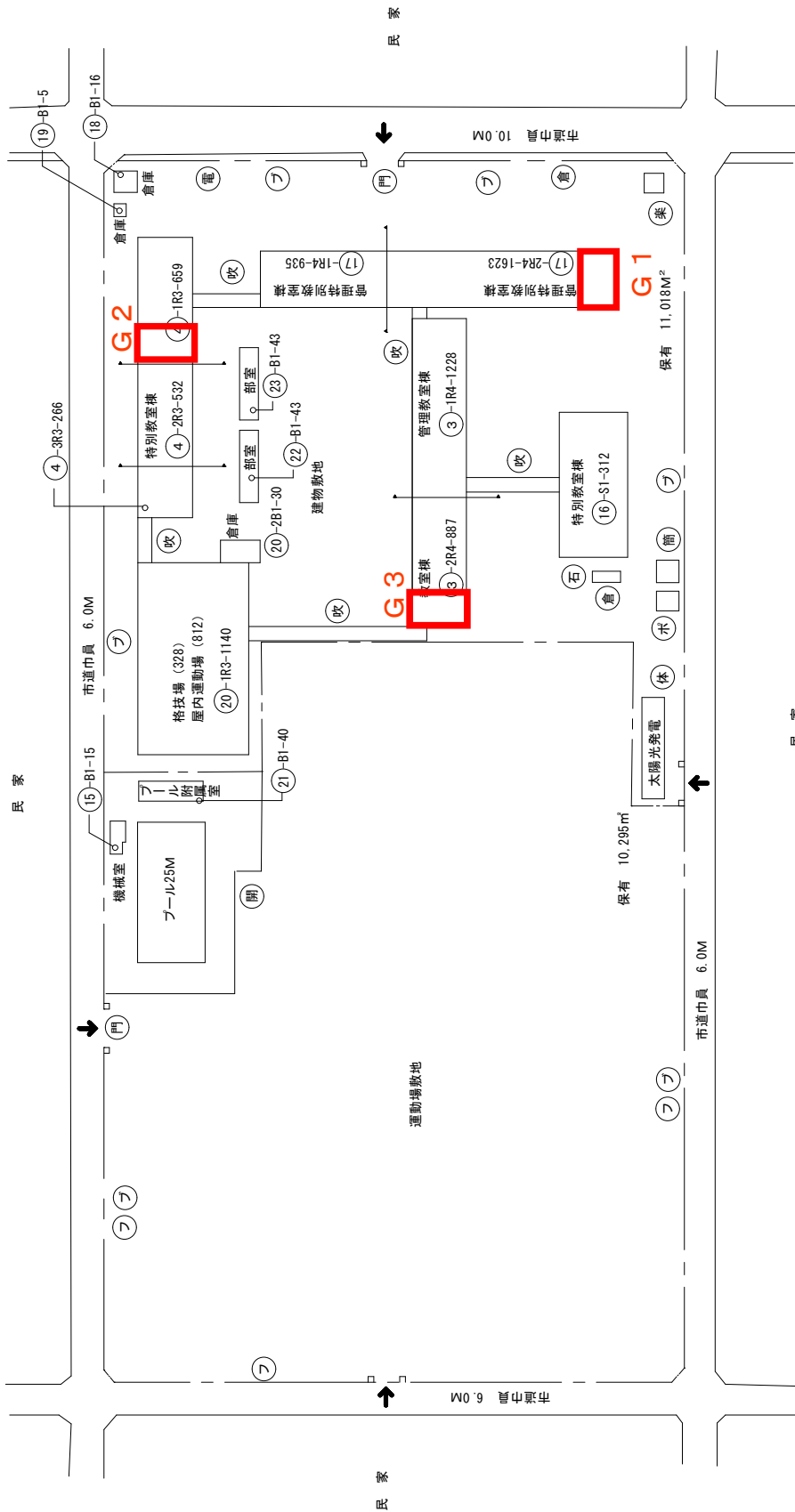
4階平面図



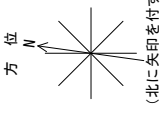
第2グループ 白銀中学校  
改修対象：6か所

凡例

- 建物
- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 温 温室
- 機 相撲場
- 簡 簡易な小規模構造物
- 門 正門、通用門
- 築 築設小屋
- 開 開放便所
- 電 受電設備
- 水 ポンプ室
- ブ ブロック塀
- フェ フェンス構
- 焼 焼却炉
- 体 体育倉庫
- 焼 石灰庫



改修対象箇所：



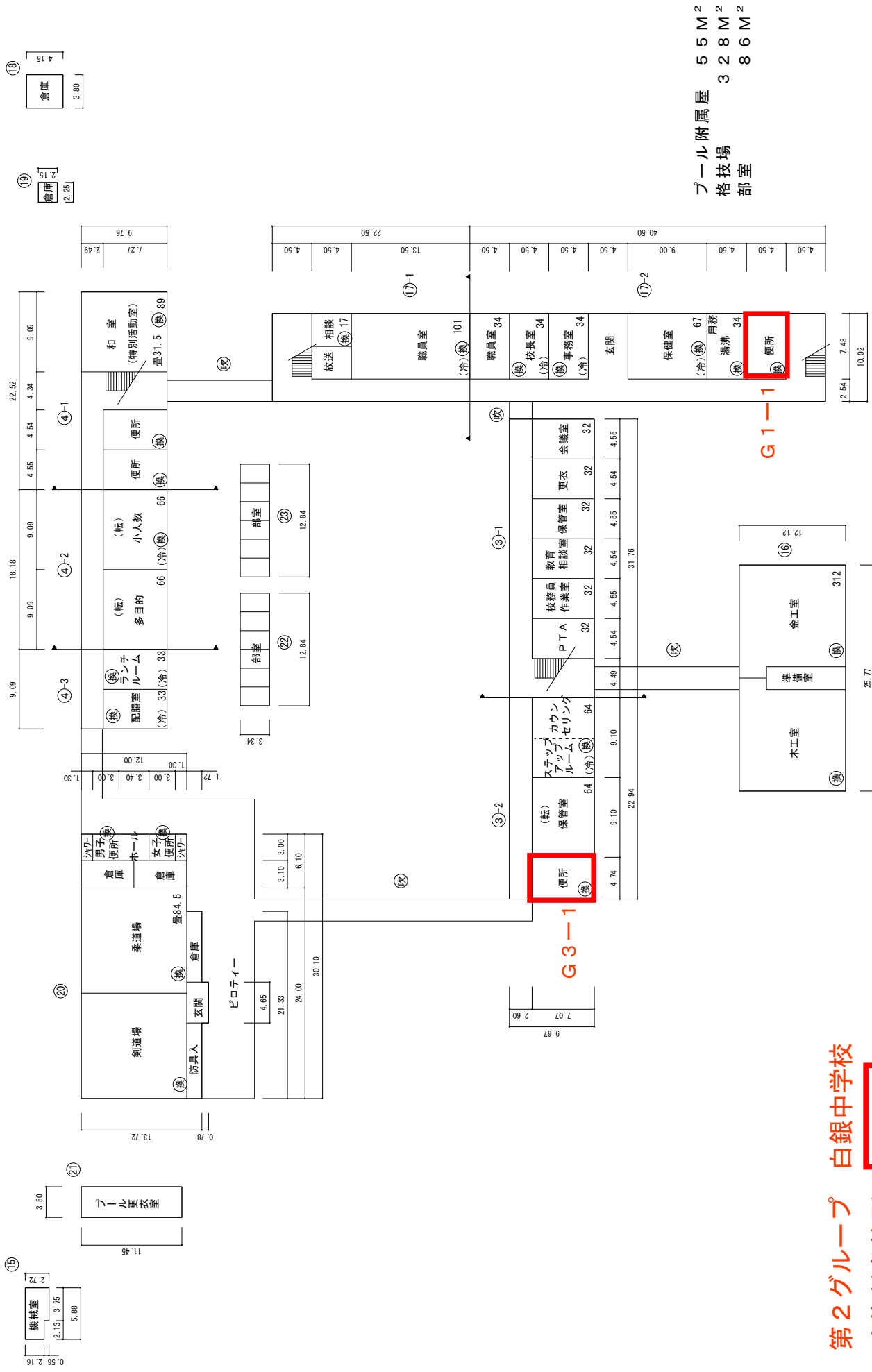
(令和7年度)

白銀中学校

縮尺 1/600

校名 白銀中学校

縮尺 0 5 10 15 20 25m



第2グループ 白銀中学校  
改修対象箇所：

(令和7年度)

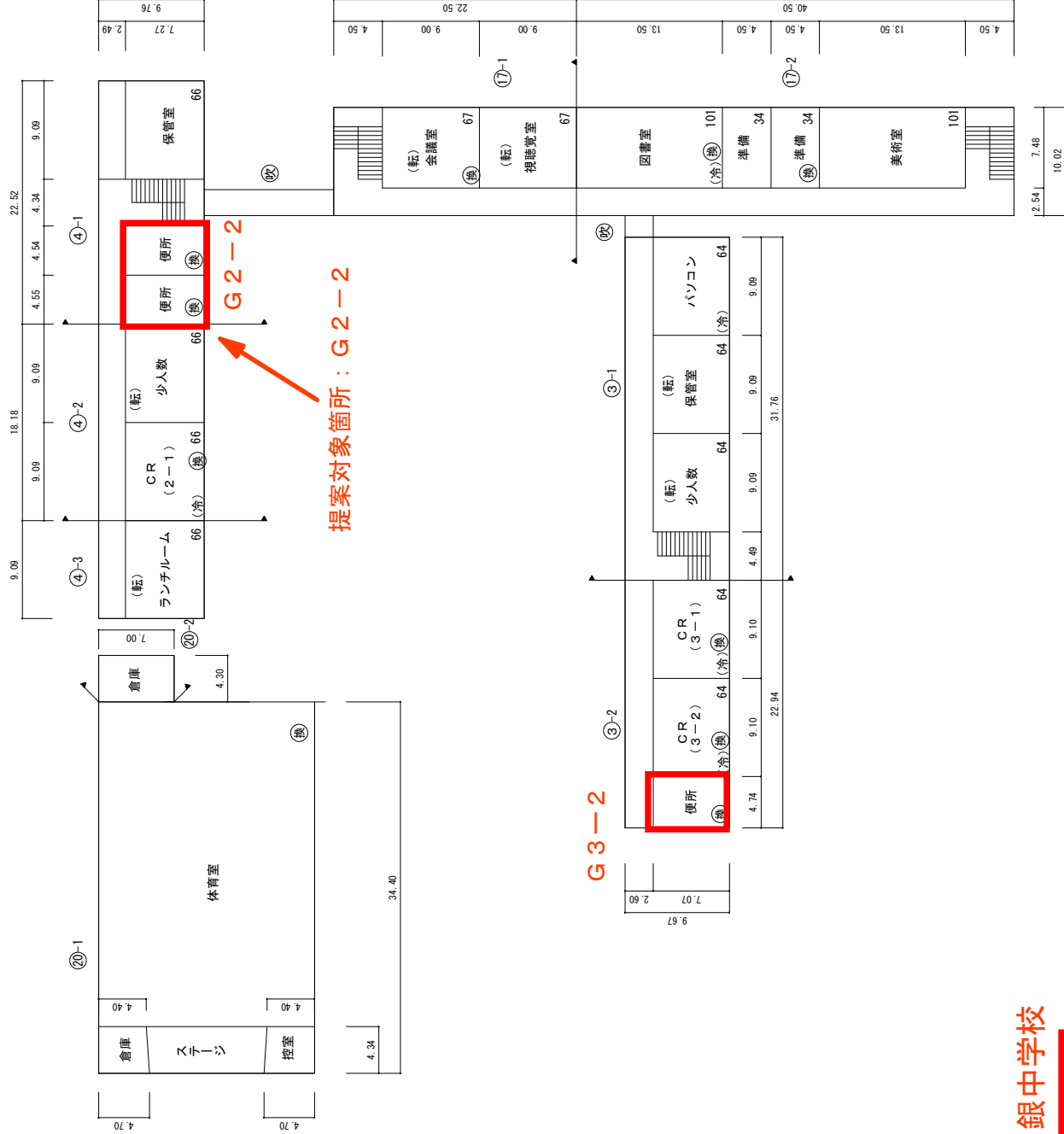
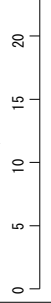
平面図

縮尺

学校名

白銀中学校

1/600

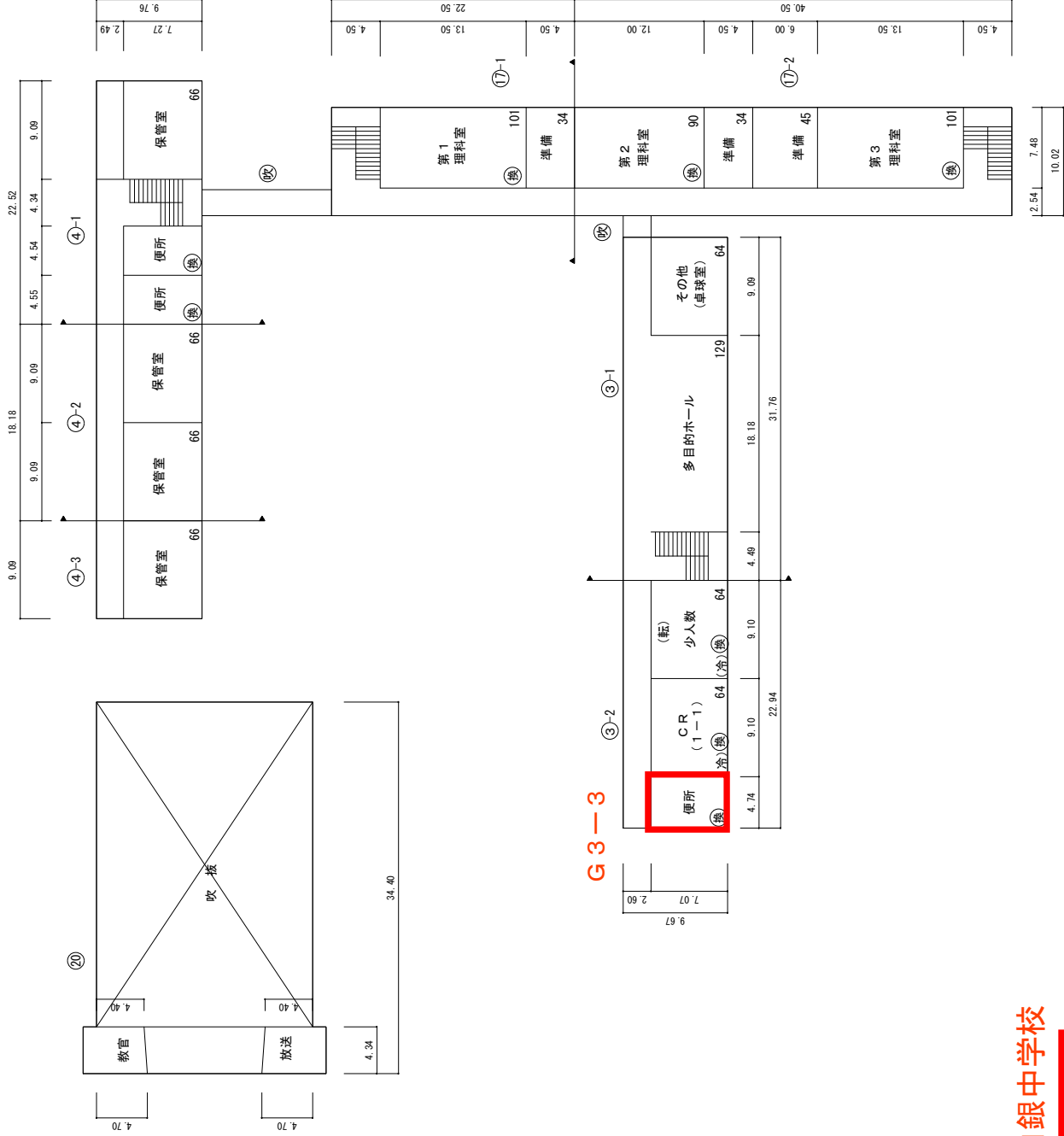


提案対象箇所：G2-2

G3-2

第2グループ 白銀中学校  
改修対象箇所：

2階平面図

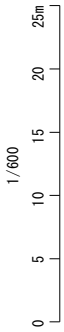


第2グループ 白銀中学校  
 改修対象箇所：

(令和6年度)

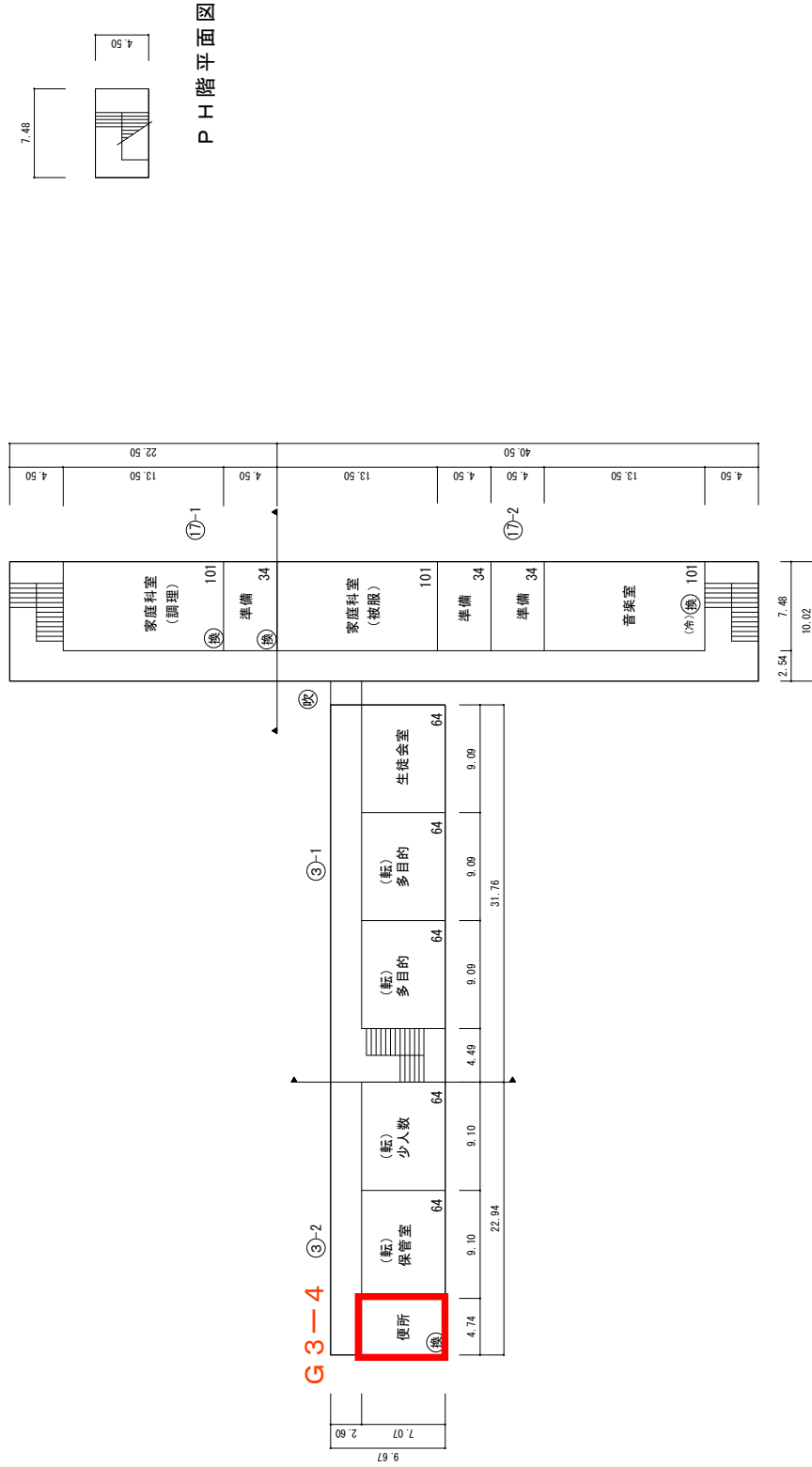
平面図

縮尺



学校名

白銀中学校



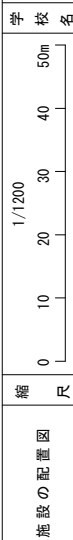
第2グループ 白銀中学校

改修対象箇所:

4階平面図

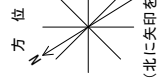
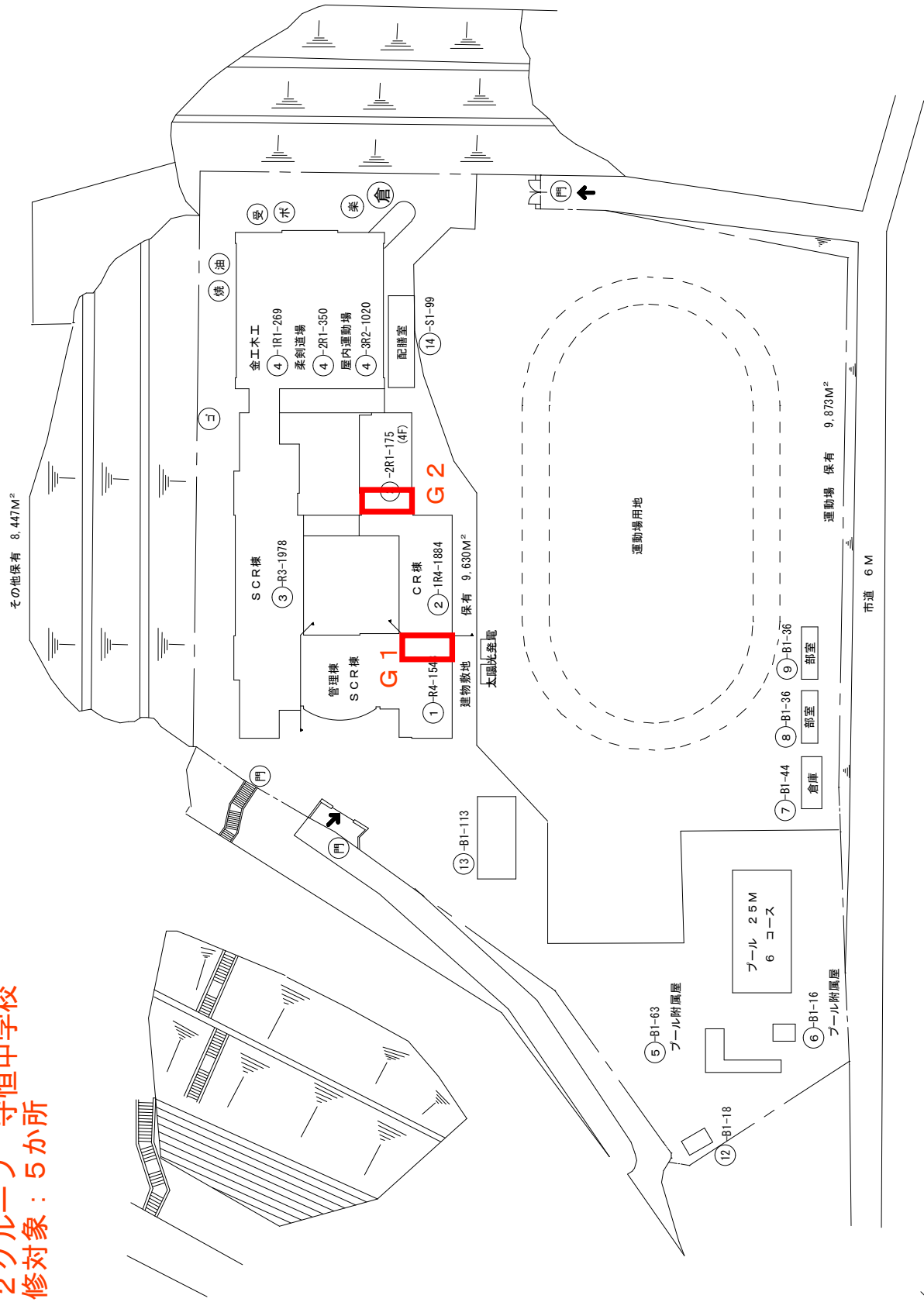
(令和7年度)

守恒中学校



施設の配置図

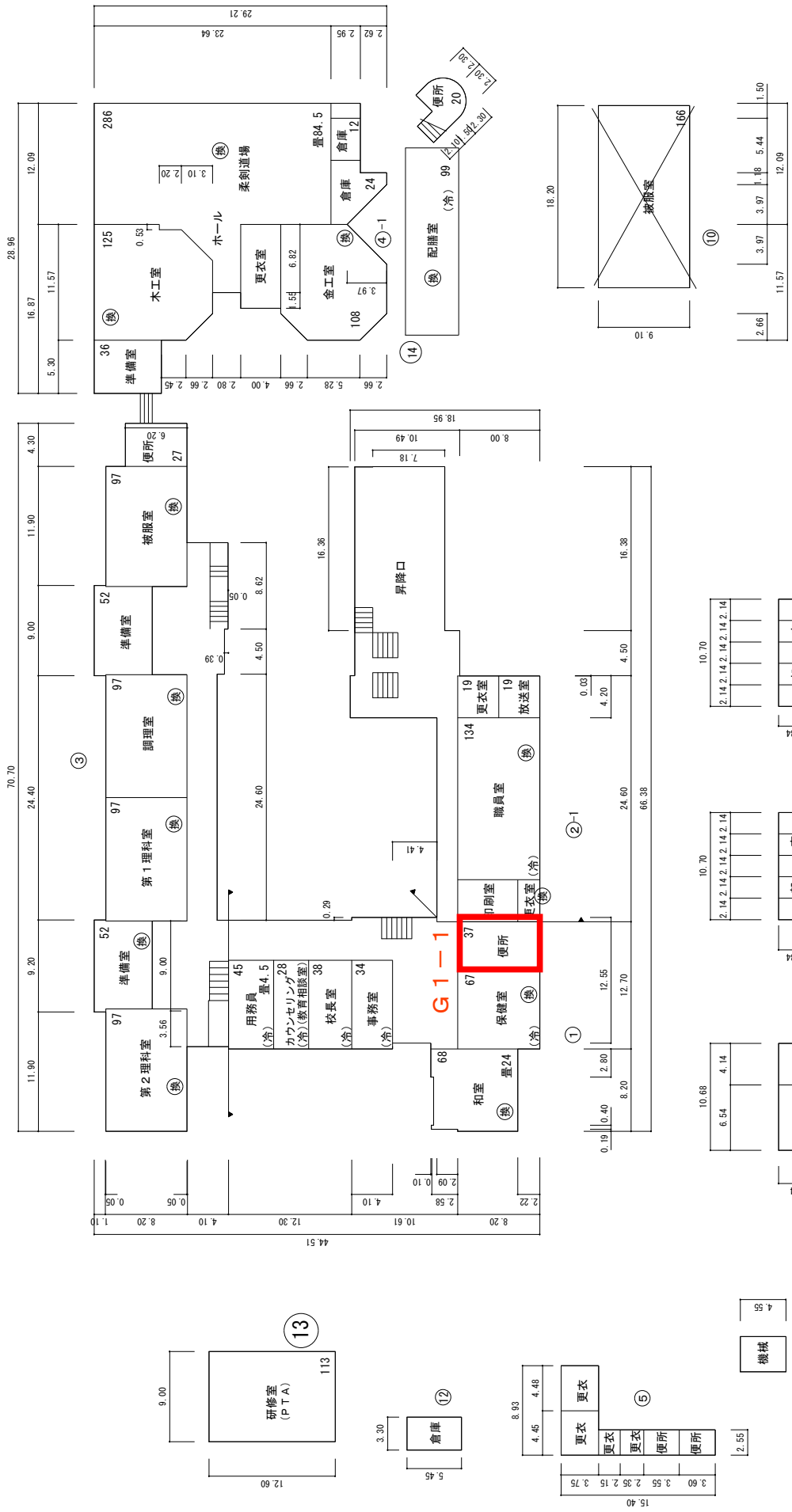
## 第2グループ 守恒中学校 改修対象：5か所



改修対象箇所：

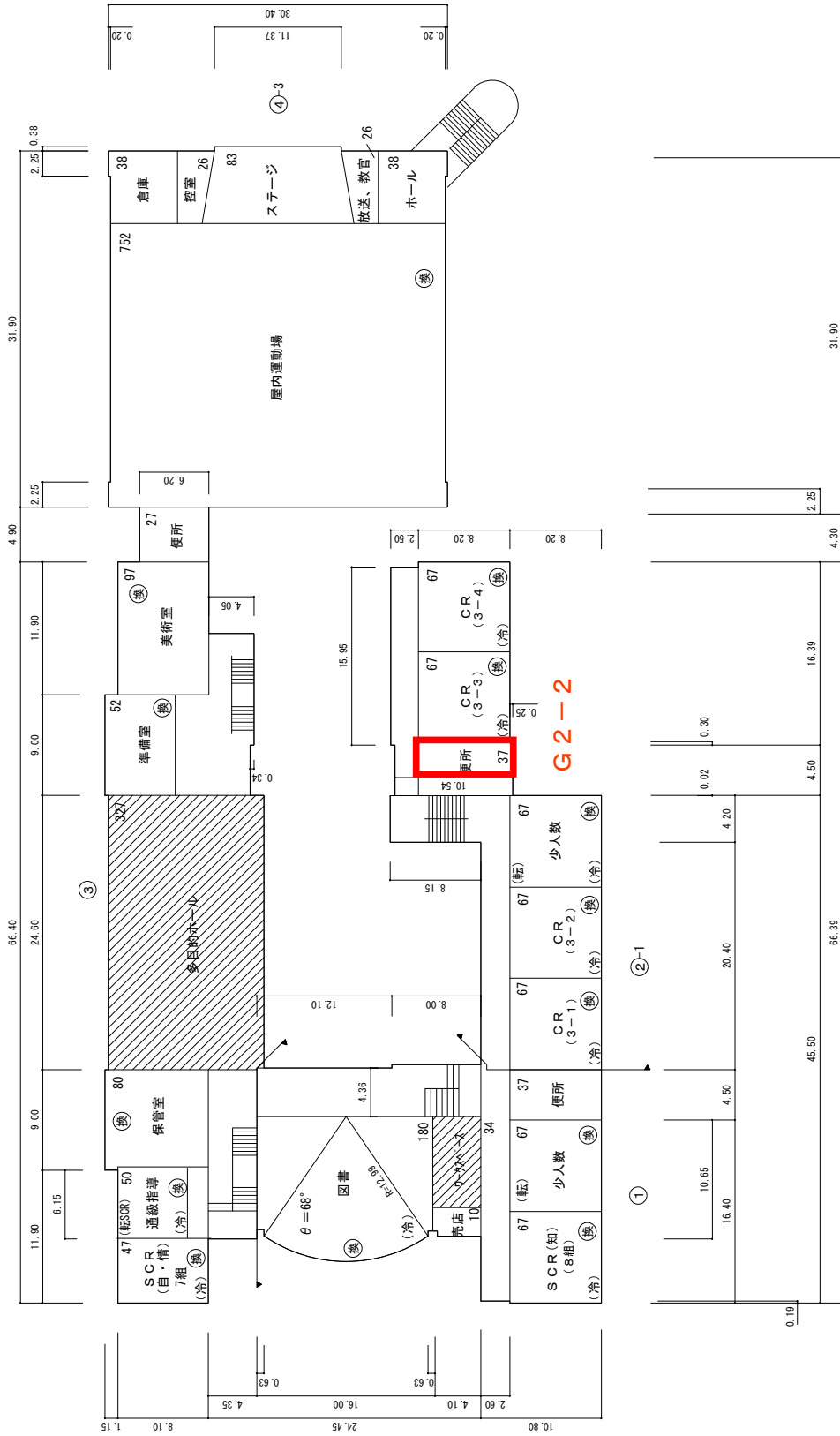
凡例

- 建物
- 未 未とりにくわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 温 温室
- 撲 相撲場
- 簡 簡易な小規模構造物
- 受 受電設備
- 水 貯受水槽ポンプ室
- フ プロハン庫
- 油 油倉庫
- 門 正門 通用門



**第2グループ 守恒中学校**  
**改修対象箇所：**

1階平面図



第2グループ 守恒中学校

改修対象箇所:

(令和7年度)

平面図

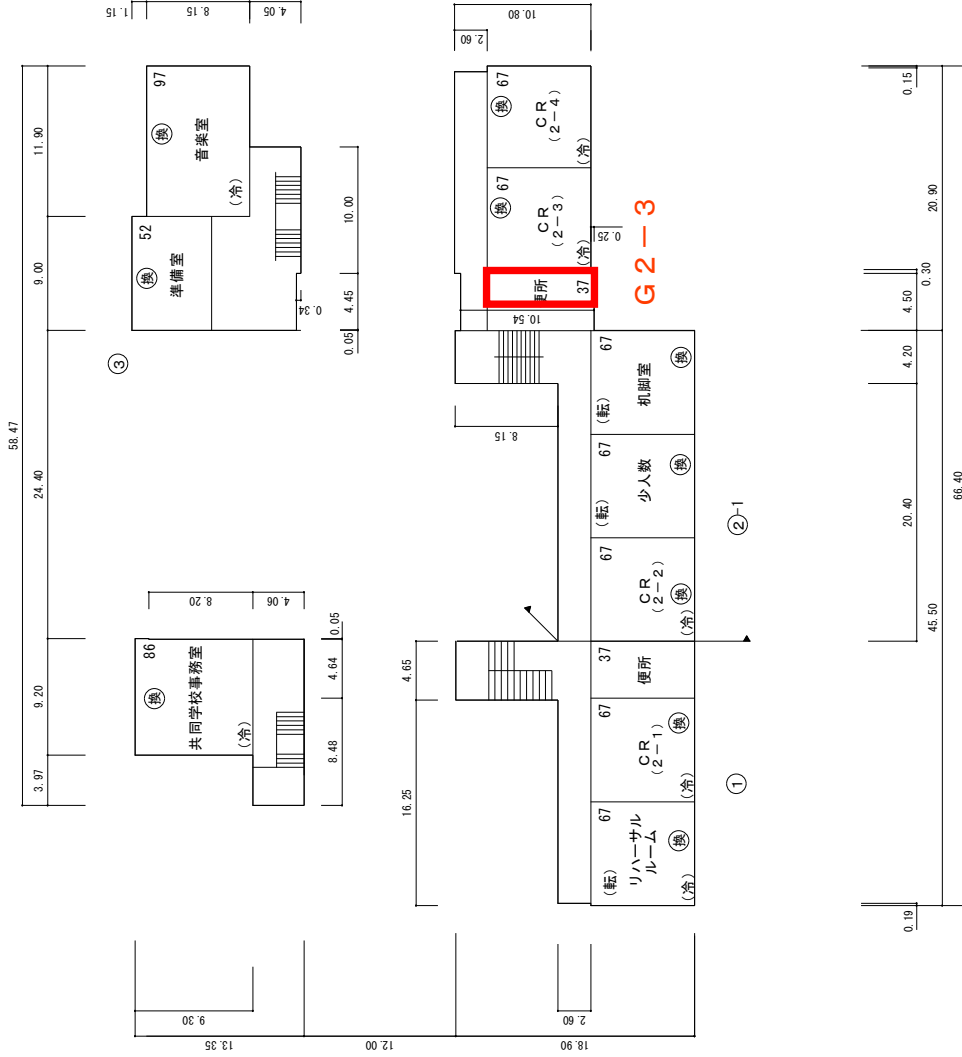
縮尺

1/600

25m

学校名

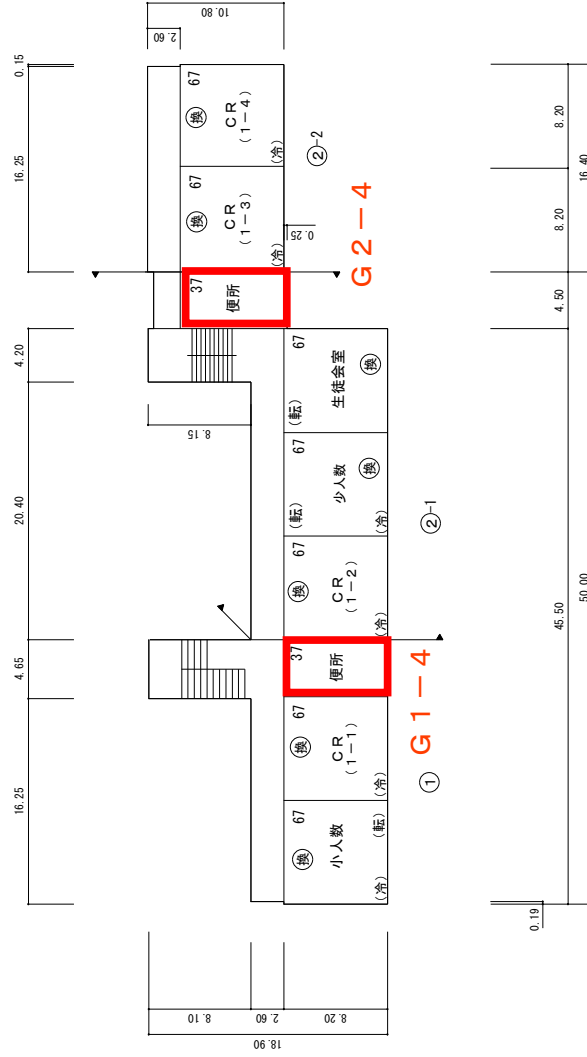
守恒中学校



第2グループ 守恒中学校

改修対象箇所:

3階平面図



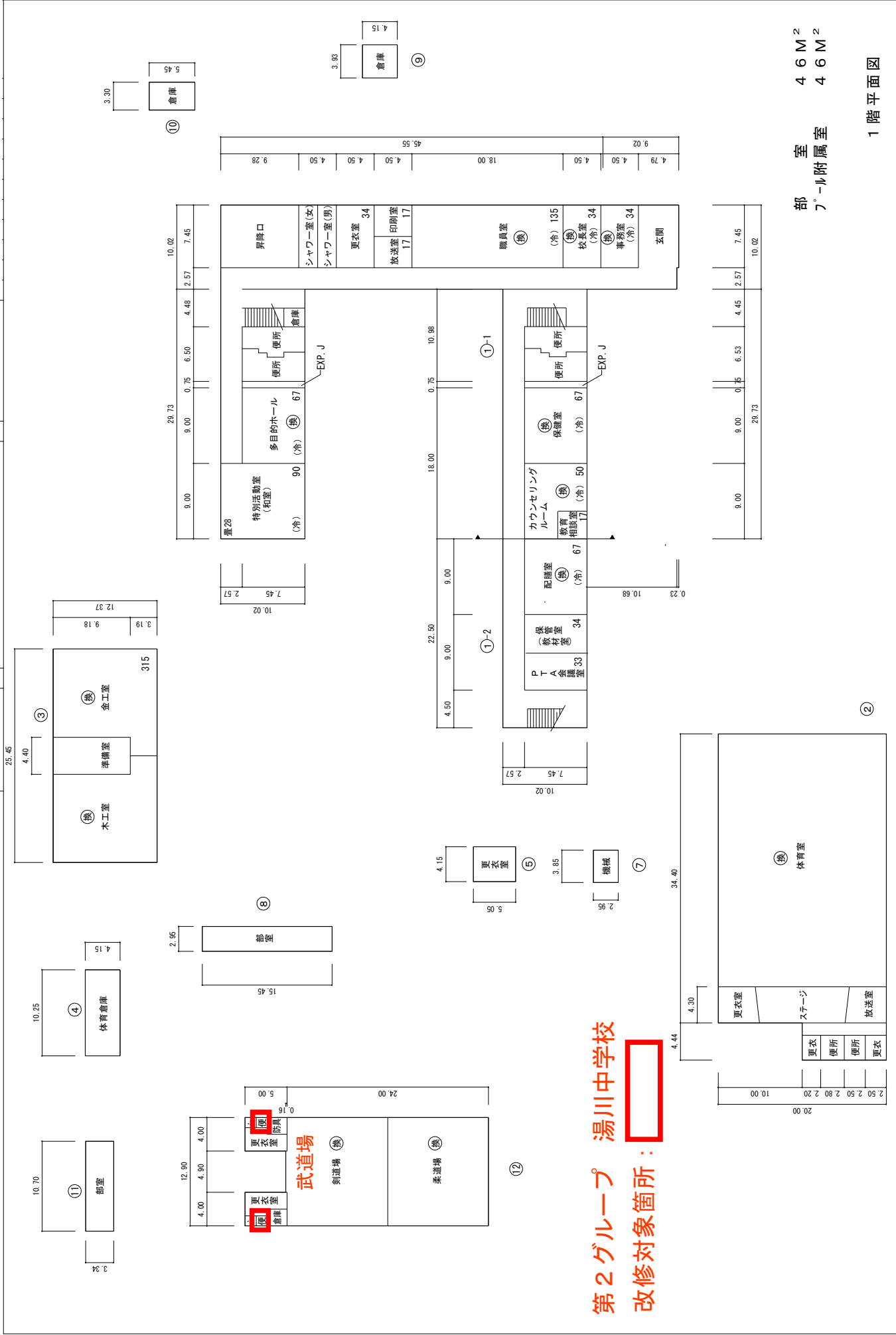
第2グループ 守恒中学校

改修対象箇所:



(令和6年度)

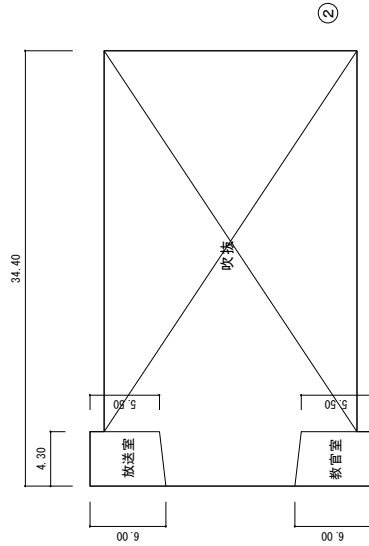
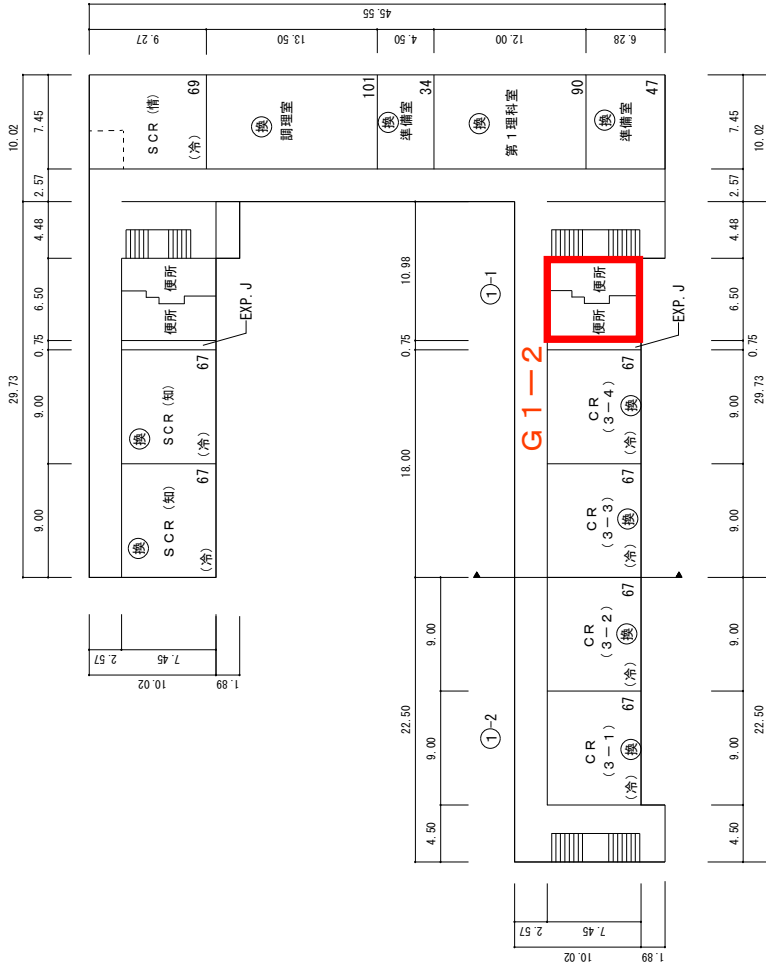
湯川中学校



第2グループ 湯川中学校  
改修対象箇所：

部室 46M<sup>2</sup>  
プール附属室 46M<sup>2</sup>

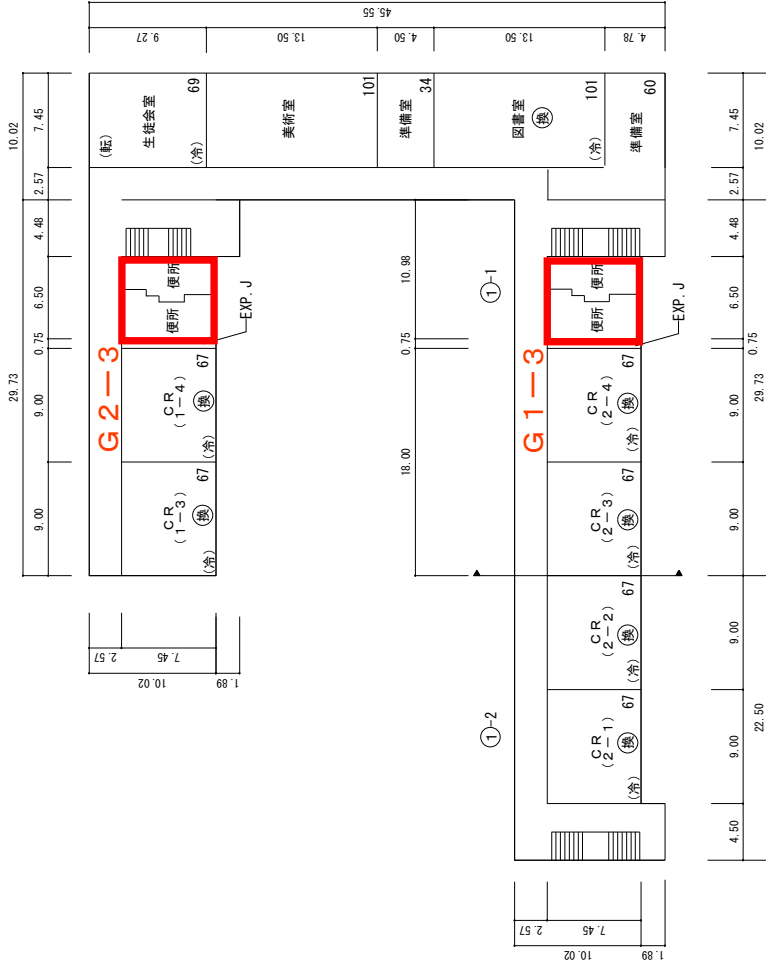
1階平面図



第2グループ 湯川中学校

改修対象箇所：

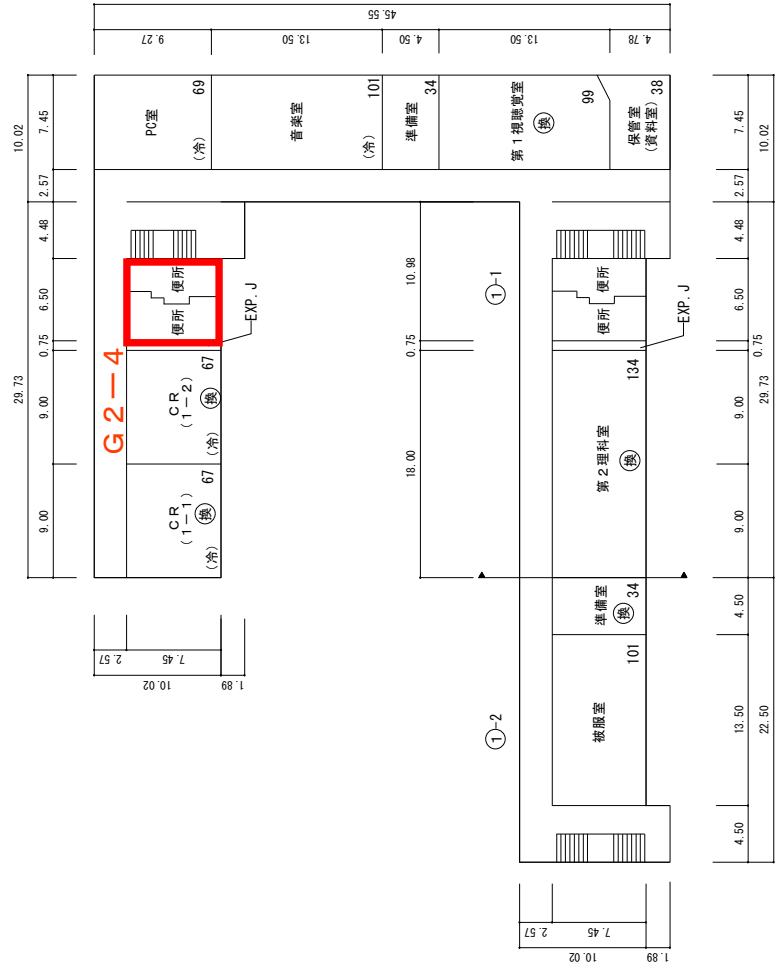




第2グループ 湯川中学校

改修対象箇所：



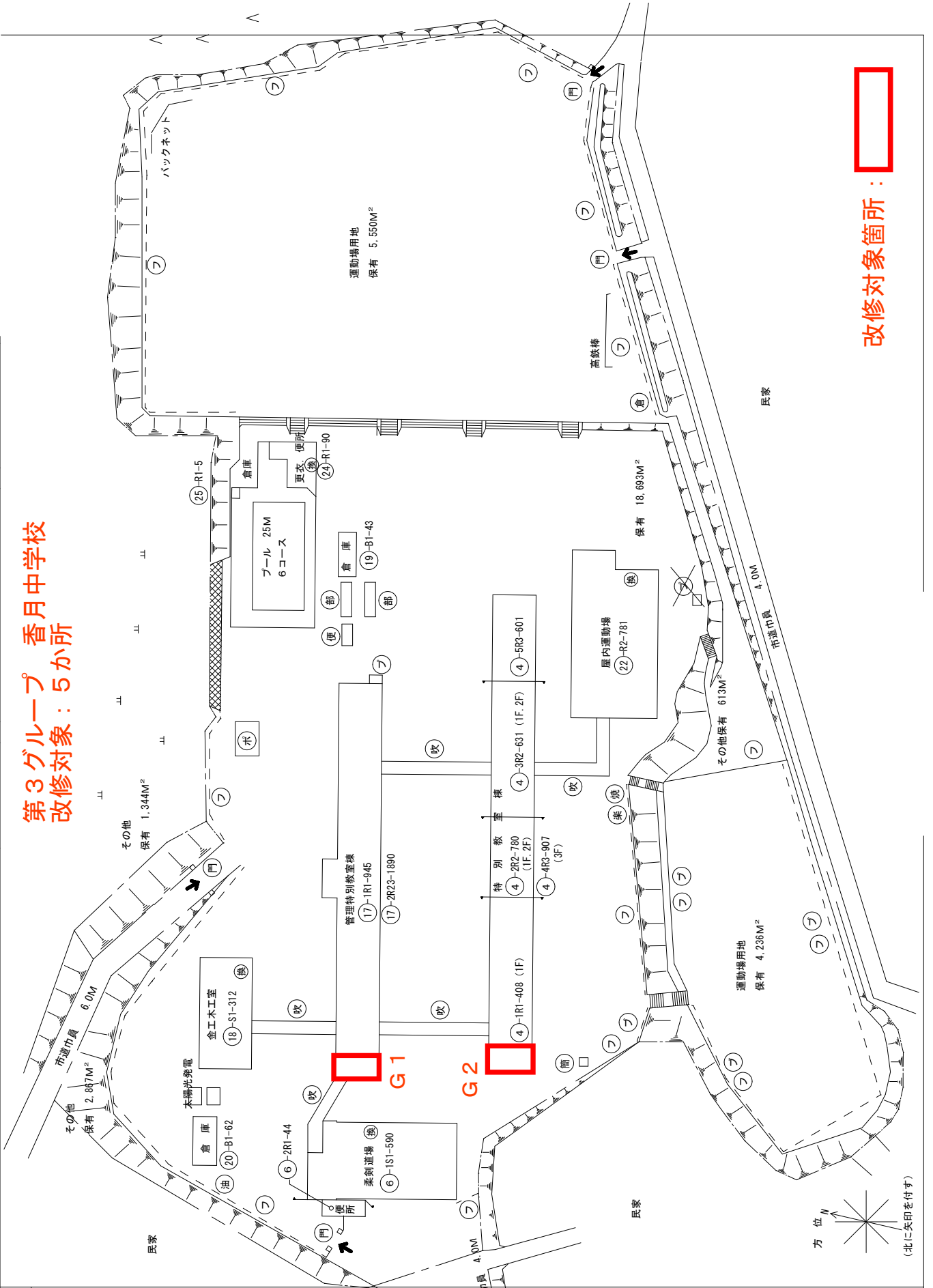


第2グループ 湯川中学校

改修対象箇所:

施設の配置図	縮尺	1/1200	0 10 20 30 40 50m	学校名	香月中学校
--------	----	--------	-------------------	-----	-------

第3グループ 香月中学校  
改修対象：5か所



改修対象箇所：

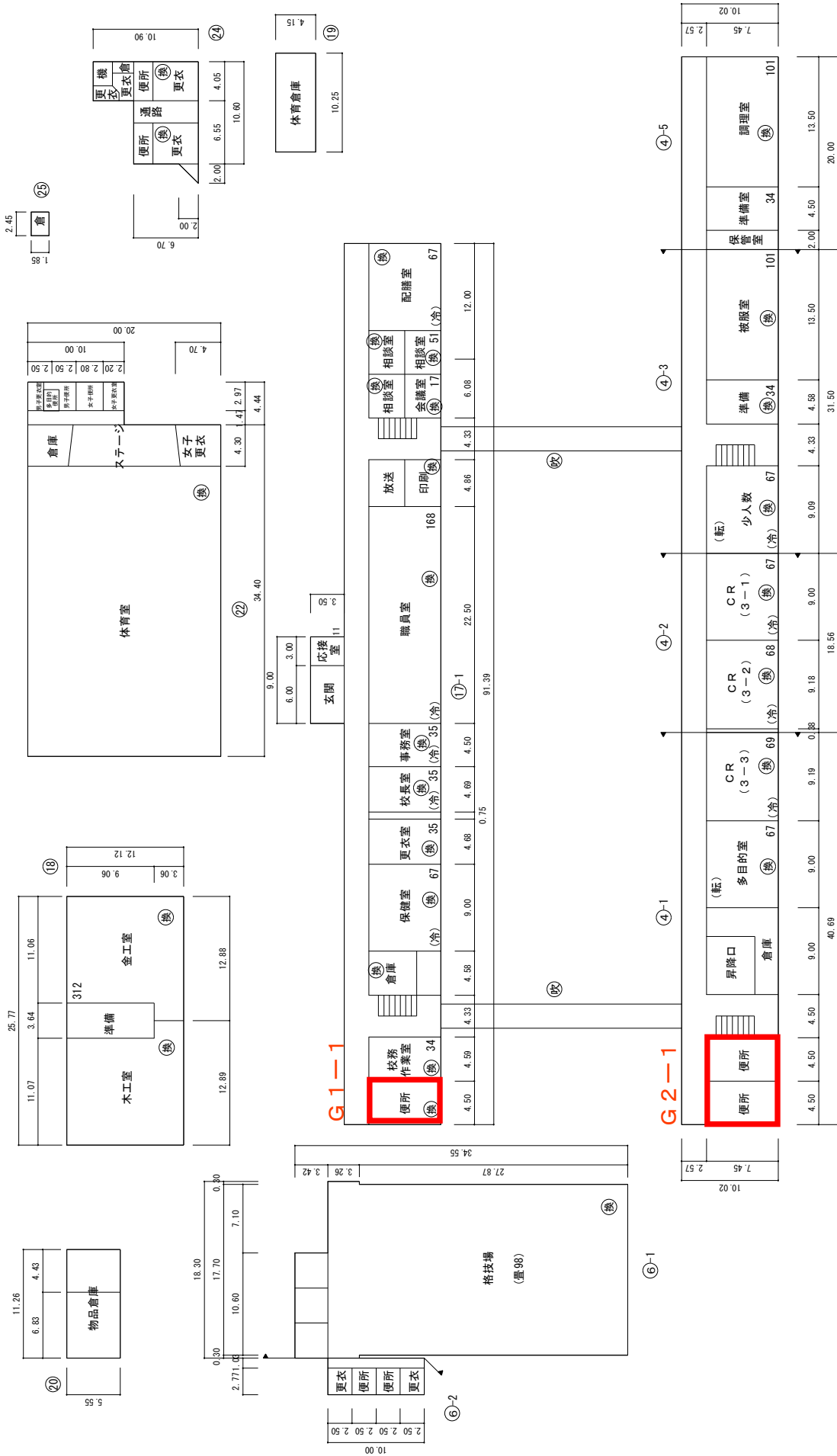
(令和6年度)

- |    |    |           |      |      |        |          |        |    |          |    |     |           |      |          |       |     |         |          |        |      |      |
|----|----|-----------|------|------|--------|----------|--------|----|----------|----|-----|-----------|------|----------|-------|-----|---------|----------|--------|------|------|
| 凡例 | 建物 | 未とりにくわし建物 | 危険建物 | 借用建物 | 一時使用建物 | 建物以外の工作物 | 自転車置き場 | 倉庫 | 吹き抜けの遮断下 | 温室 | 相撲場 | 簡易な小規模構造物 | 受電設備 | 貯受水槽ポンプ室 | プロハン庫 | 油倉庫 | ネットフェンス | ブロックフェンス | 正門、通用門 | 簡易便所 | 簡易部室 |
|----|----|-----------|------|------|--------|----------|--------|----|----------|----|-----|-----------|------|----------|-------|-----|---------|----------|--------|------|------|

(令和6年度)

縮尺 1/600

香月中学校



格技場 634M<sup>2</sup>  
 プール付属屋 25M<sup>2</sup>

1階平面図

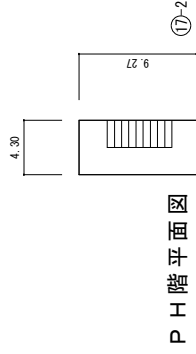
第3グループ 香月中学校  
 改修対象箇所：



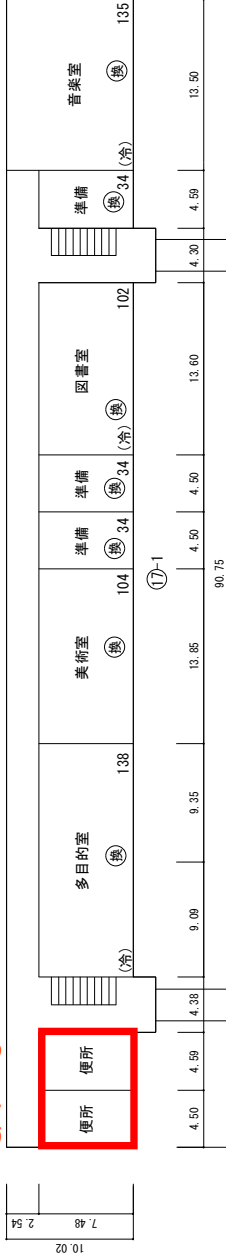


(令和6年度)

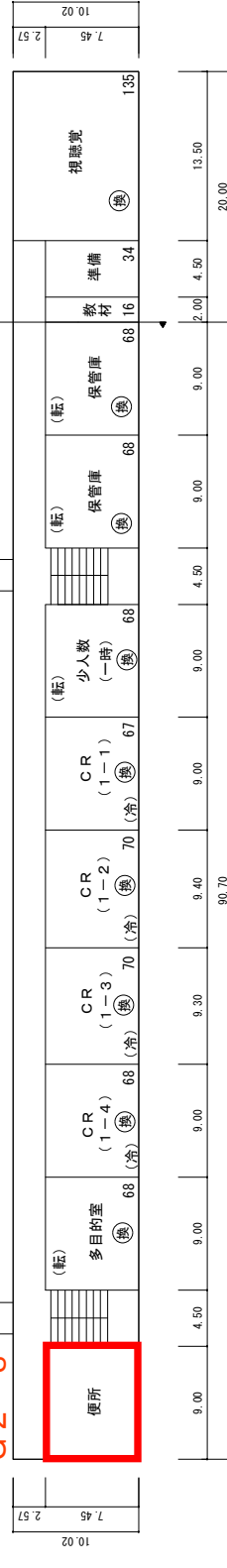
縮尺	1/600	学校名	香月中学校
平面図	0 5 10 15 20 25m		



G1-3



G2-3



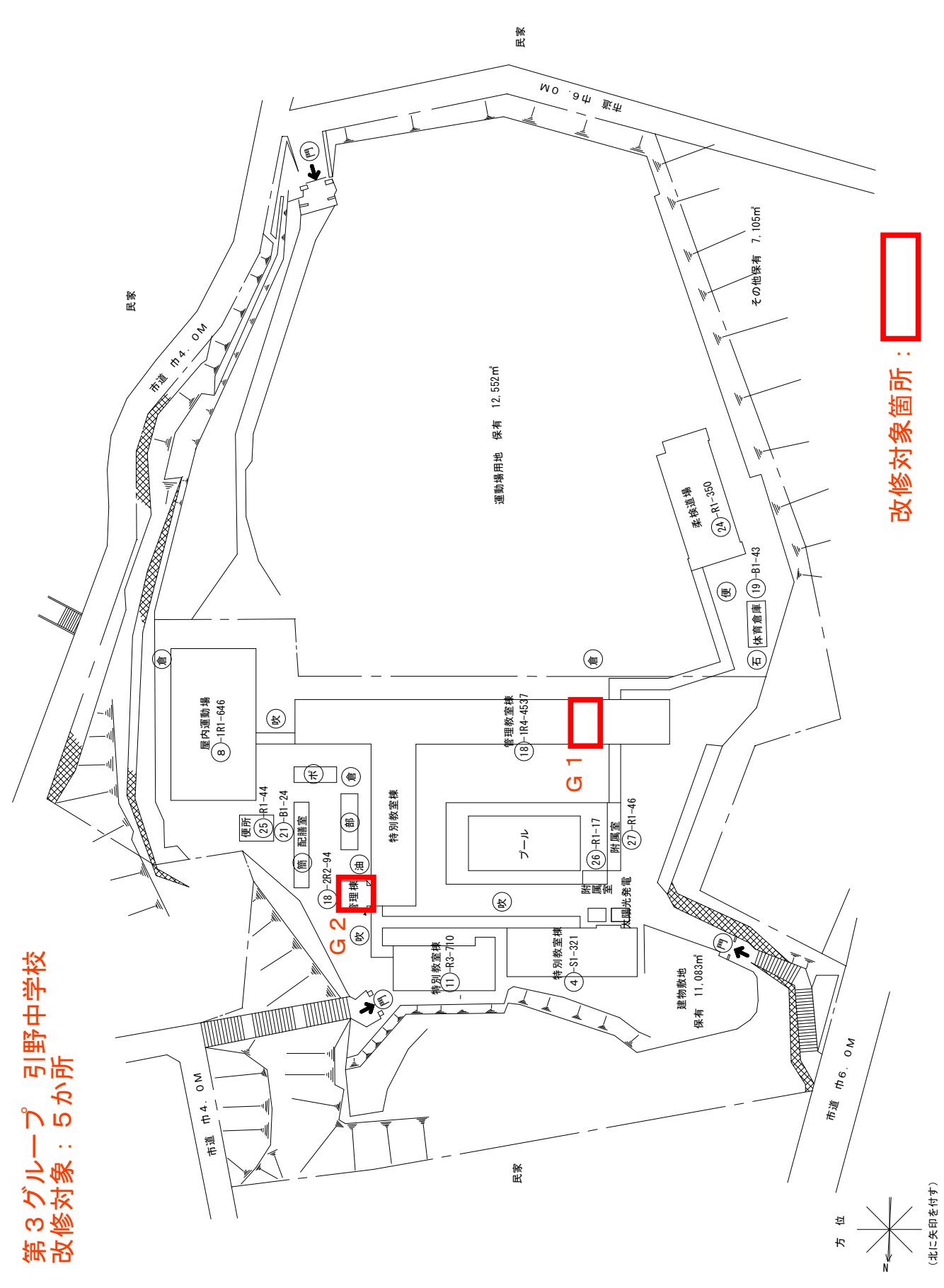
第3グループ 香月中学校  
 改修対象箇所：

3階平面図

(令和6年度)

施設の配置図	縮尺	0 10 20 30 40 50m	学校名	引野中学校
--------	----	-------------------	-----	-------

**第3グループ 引野中学校**  
**改修対象：5か所**



改修対象箇所：

凡例
建物
未 未とりこわし建物
危 危険建物
借 借用建物
一時 一時使用建物
建物以外の工作物
自 自転車置場
倉 倉庫
吹 吹き抜けの渡廊下
温 温室
操 相撲場
簡 簡易な小規模構造物
門 正門、通用門
弁 ポンプ室
焼 焼却炉
受 受電設備
油 油庫
部 部室
石 石灰庫
便 便所

(令和6年度)

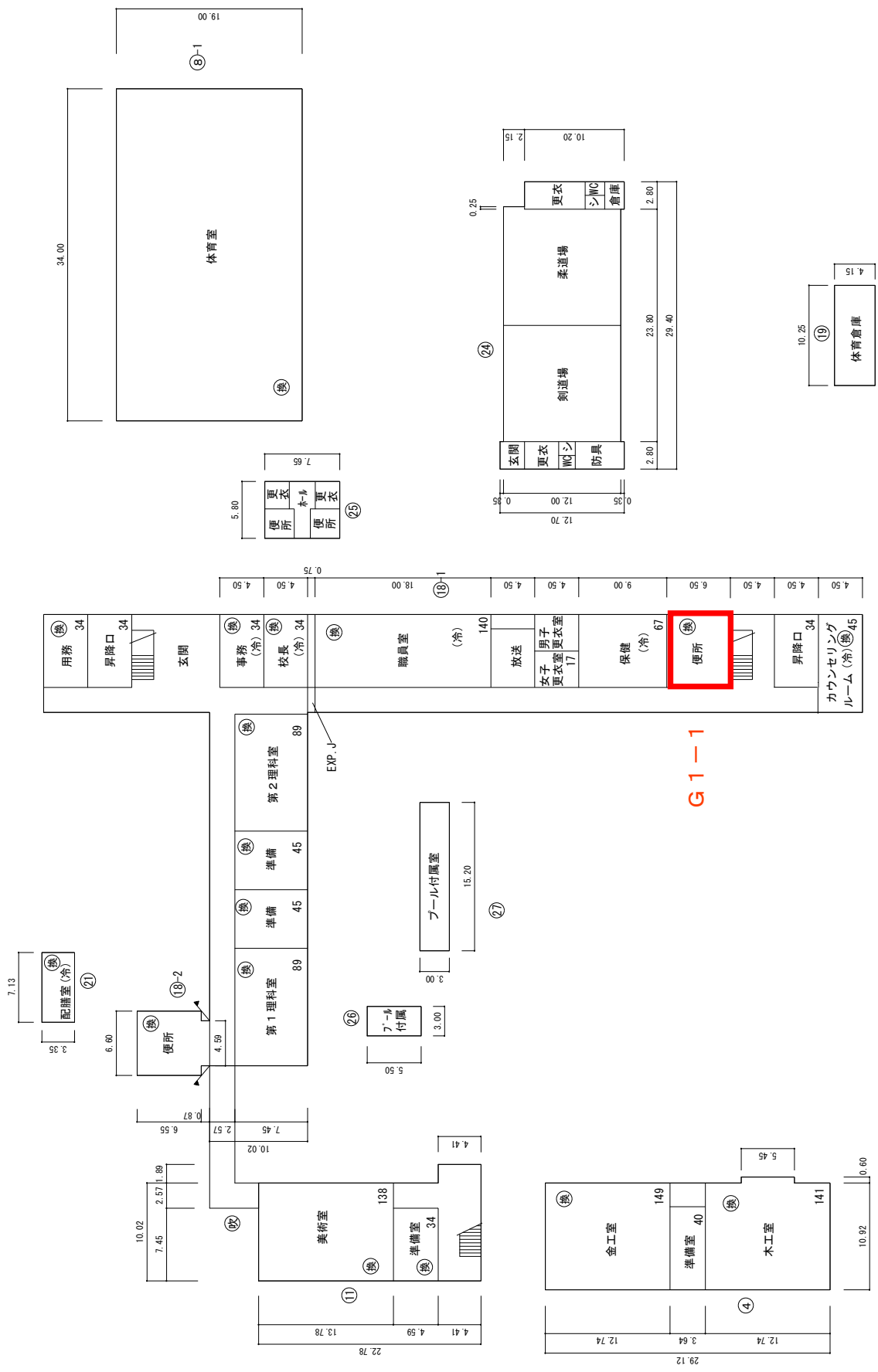
平面図

1/600

25m

学校名

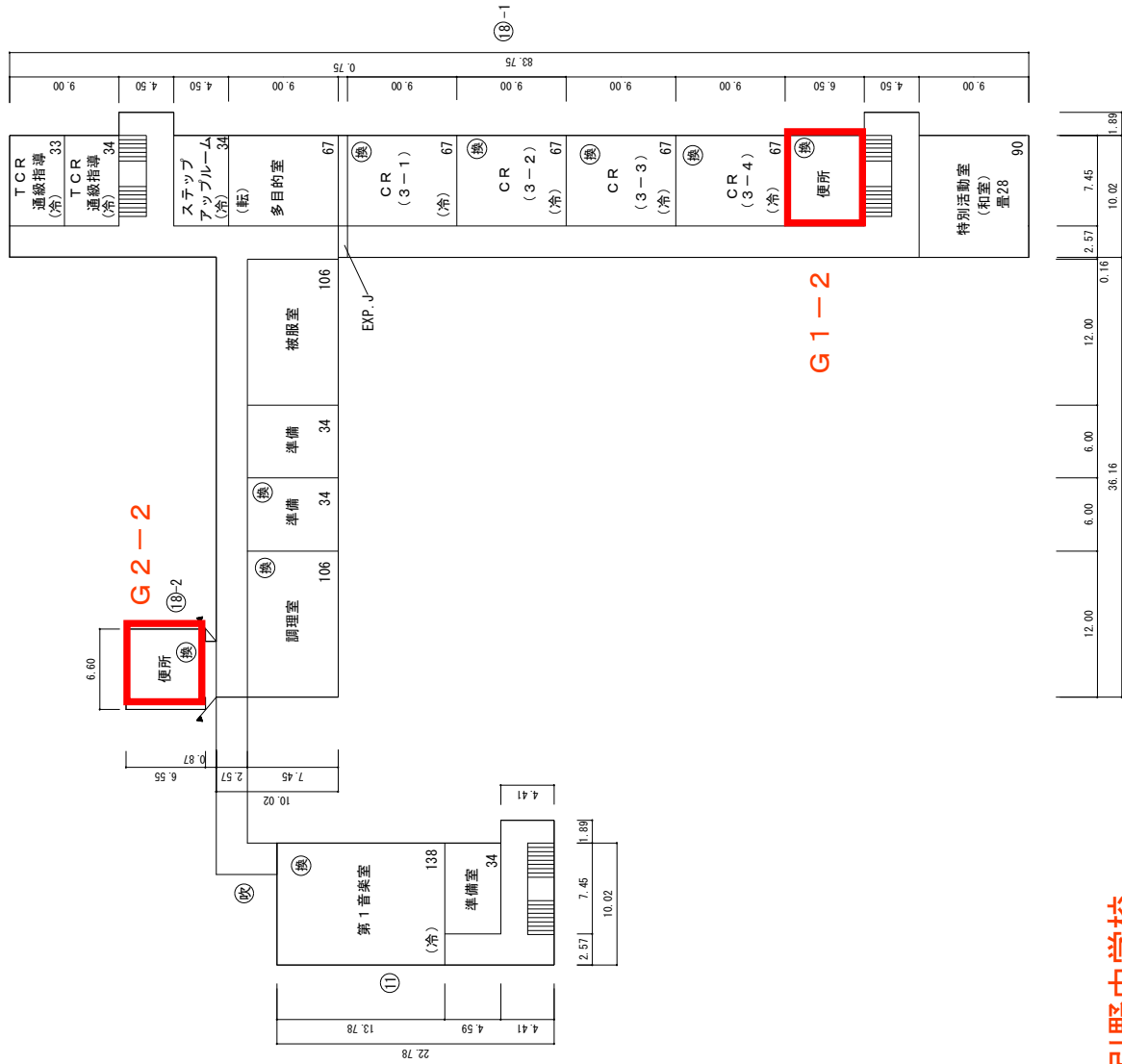
引野中学校



G1-1

第3グループ 引野中学校  
 改修対象箇所：

1階平面図



第3グループ 引野中学校  
改修対象箇所：

(令和6年度)

平面図

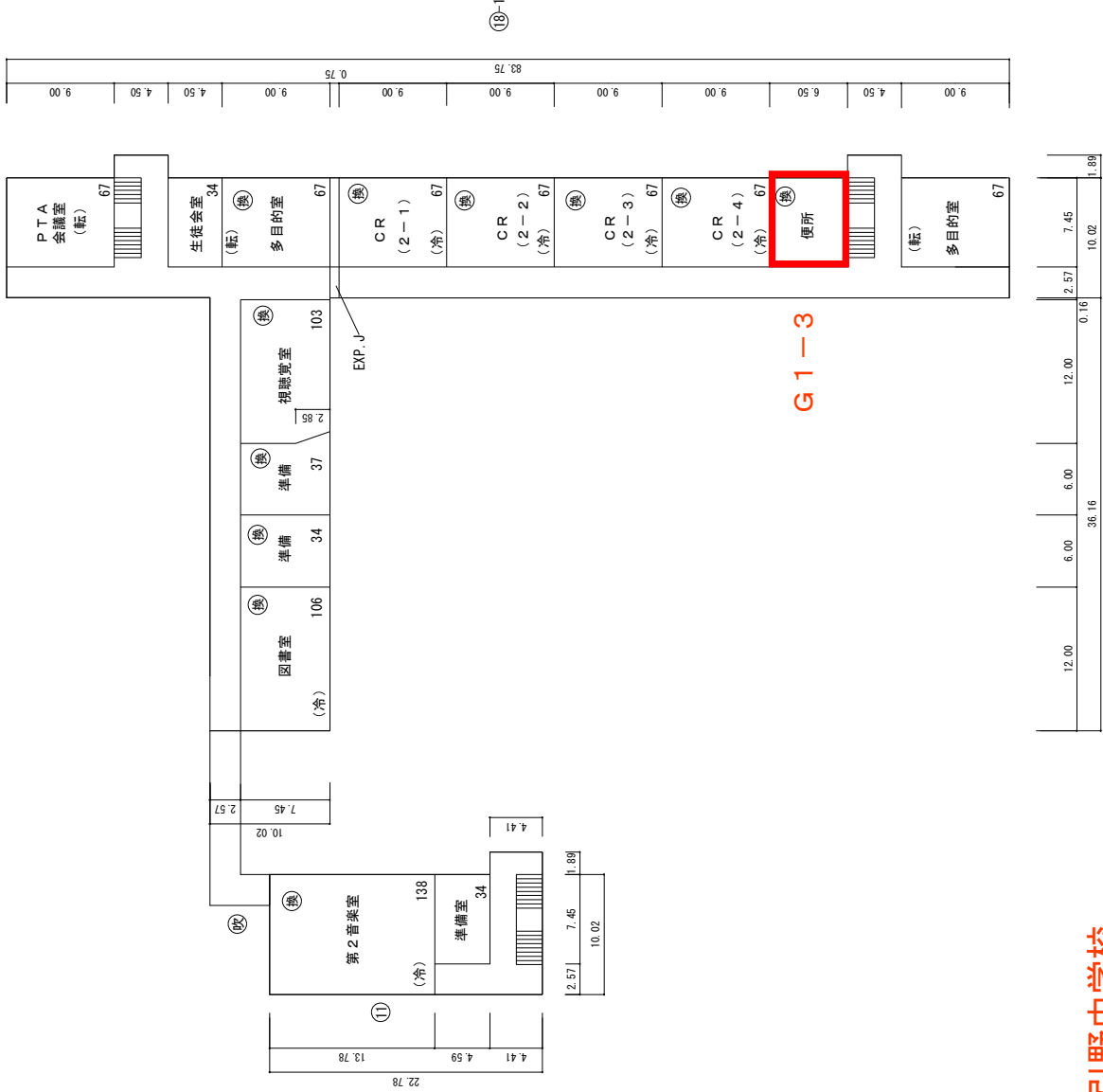
縮尺

1/600

0 5 10 15 20 25m

学校名

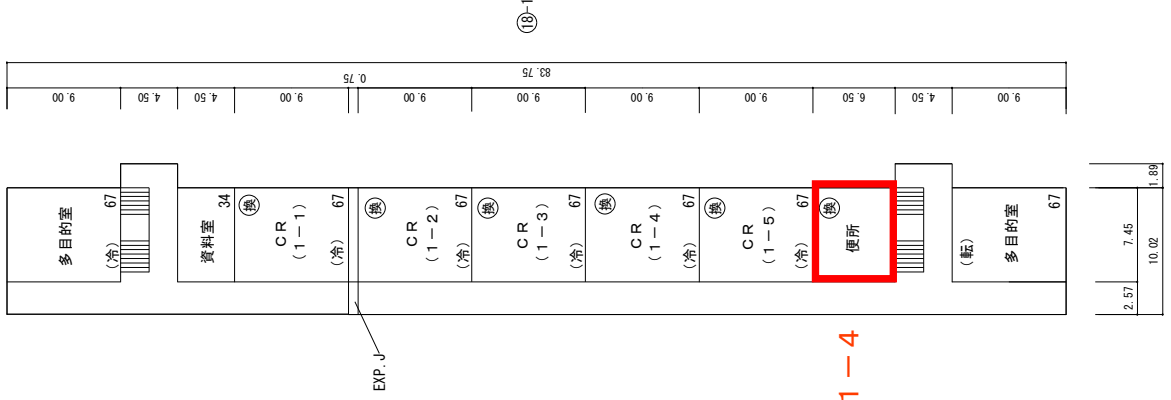
引野中学校



G1-3

第3グループ 引野中学校  
改修対象箇所:

3階平面図



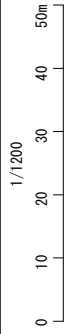
第3グループ 引野中学校  
改修対象箇所：

(令和7年度)

# 第4グループ 吉田中学校 改修対象：5か所

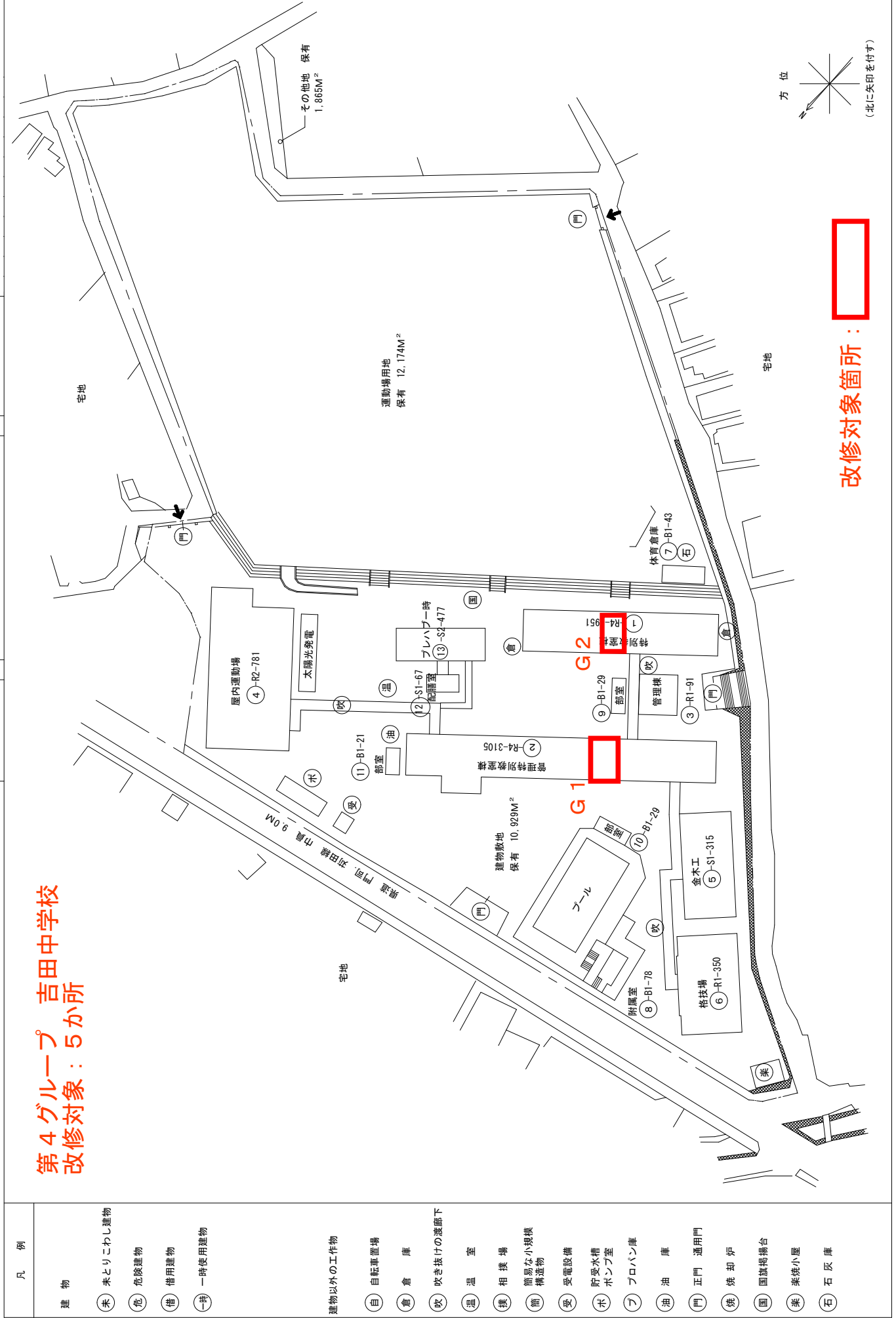
吉田中学校

学校名



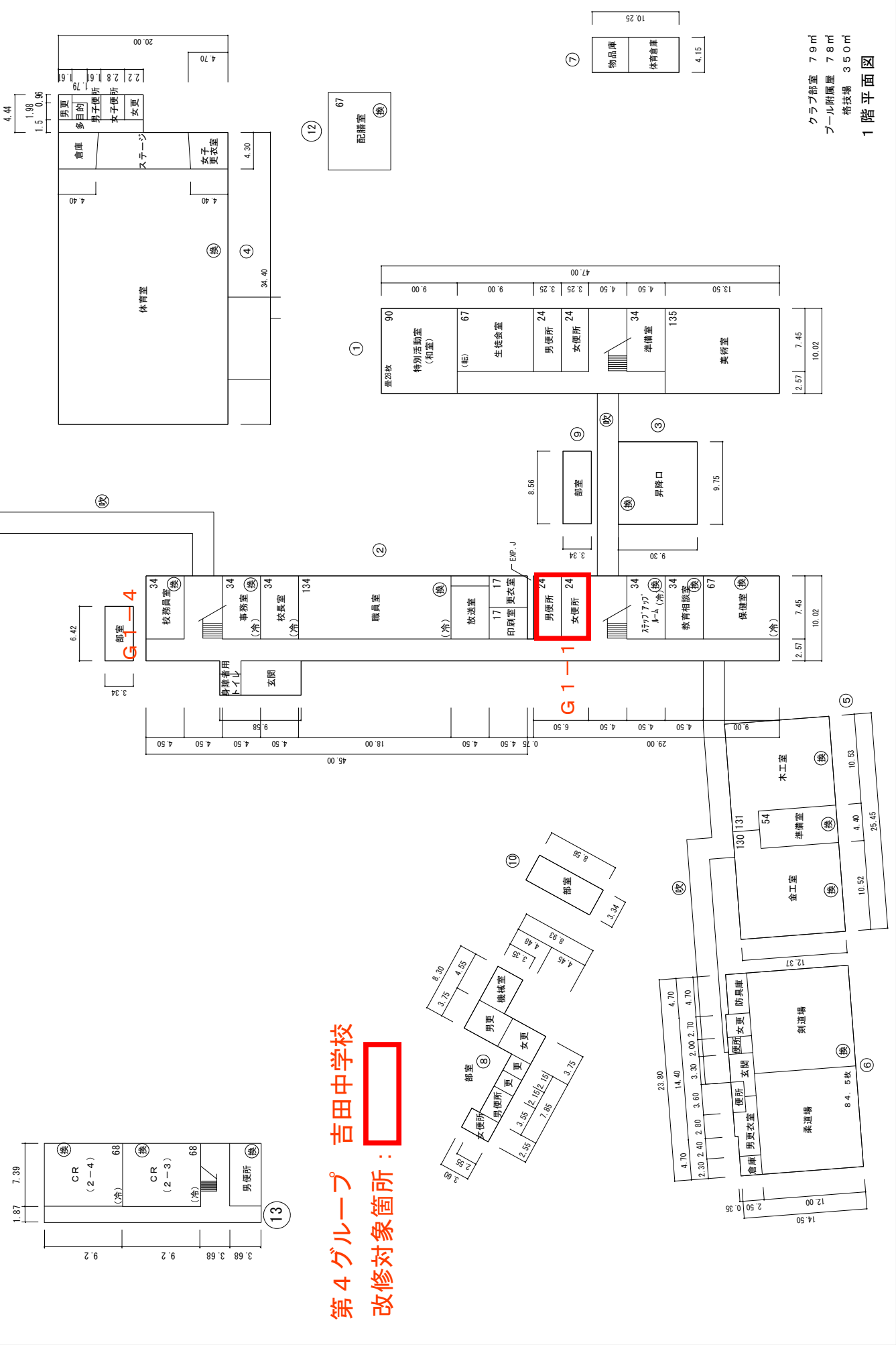
施設の配置図

縮尺



改修対象箇所：

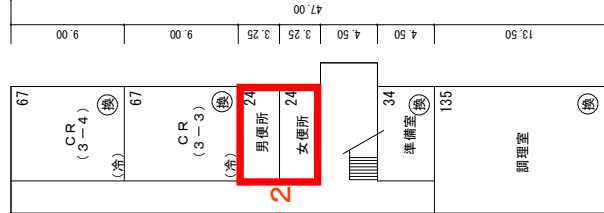
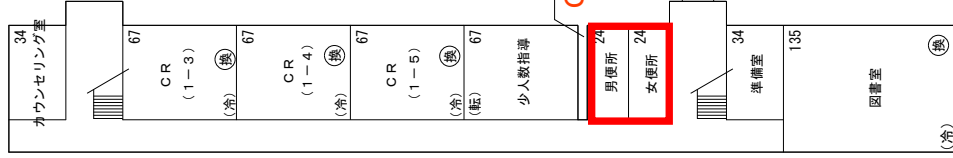
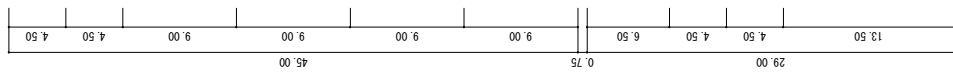
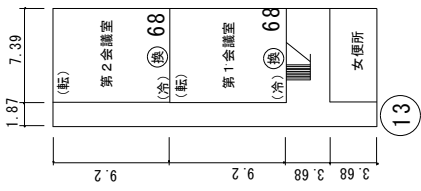
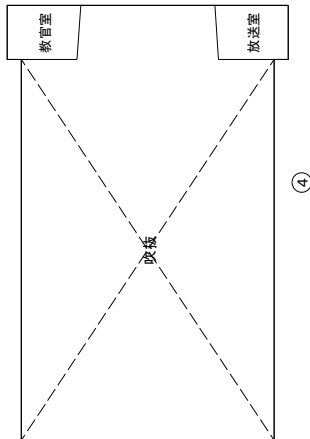
- |   |   |
|---|---|
| <p>凡例</p> <p>建物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①未 未とりこわし建物</li> <li>②危 危険建物</li> <li>③借 借用建物</li> <li>④時 一時使用建物</li> </ul> <p>建物以外の工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤自 自転車置場</li> <li>⑥倉 倉庫</li> <li>⑦吹 吹き抜けの渡廊下</li> <li>⑧温 温室</li> <li>⑨撲 相撲場</li> <li>⑩簡 簡易な小規模構築物</li> <li>⑪受 受電設備</li> <li>⑫水 貯受水槽ポンプ室</li> <li>⑬フ プロパン庫</li> <li>⑭油 油庫</li> <li>⑮門 正門 通用門</li> <li>⑯焼 焼却炉</li> <li>⑰国 国旗掲揚台</li> <li>⑱楽 楽焼小屋</li> <li>⑳石 石灰庫</li> </ul> | <p>①未</p> <p>②危</p> <p>③借</p> <p>④時</p> <p>⑤自</p> <p>⑥倉</p> <p>⑦吹</p> <p>⑧温</p> <p>⑨撲</p> <p>⑩簡</p> <p>⑪受</p> <p>⑫水</p> <p>⑬フ</p> <p>⑭油</p> <p>⑮門</p> <p>⑯焼</p> <p>⑰国</p> <p>⑱楽</p> <p>⑳石</p> |
|---|---|



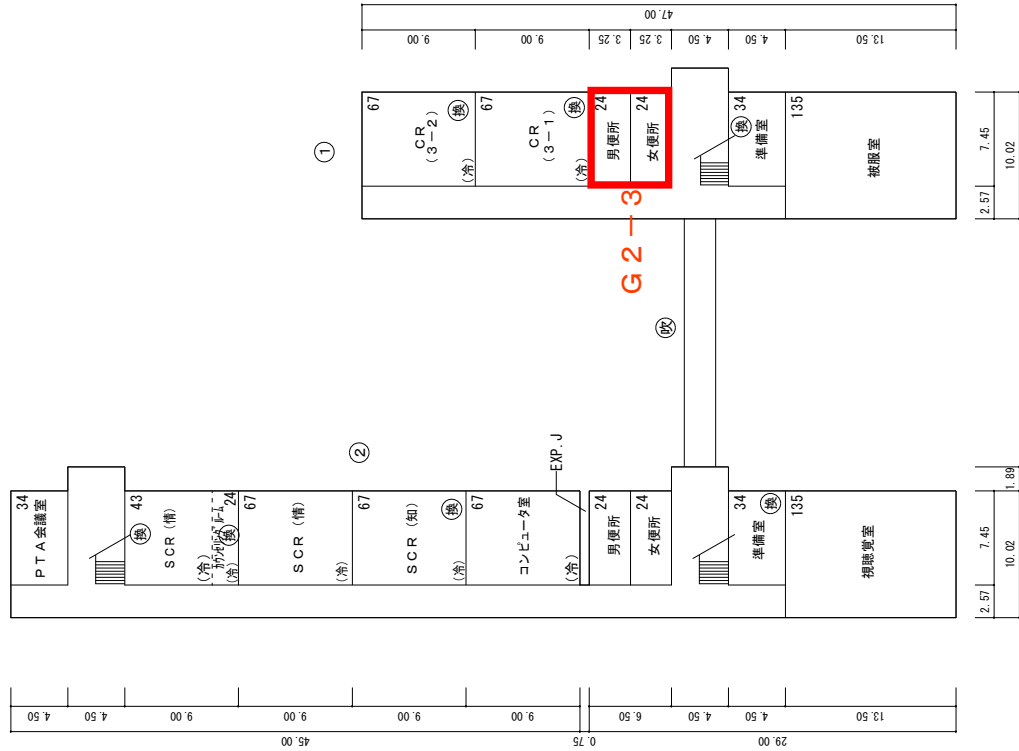
### 第4グループ 吉田中学校

改修対象箇所：

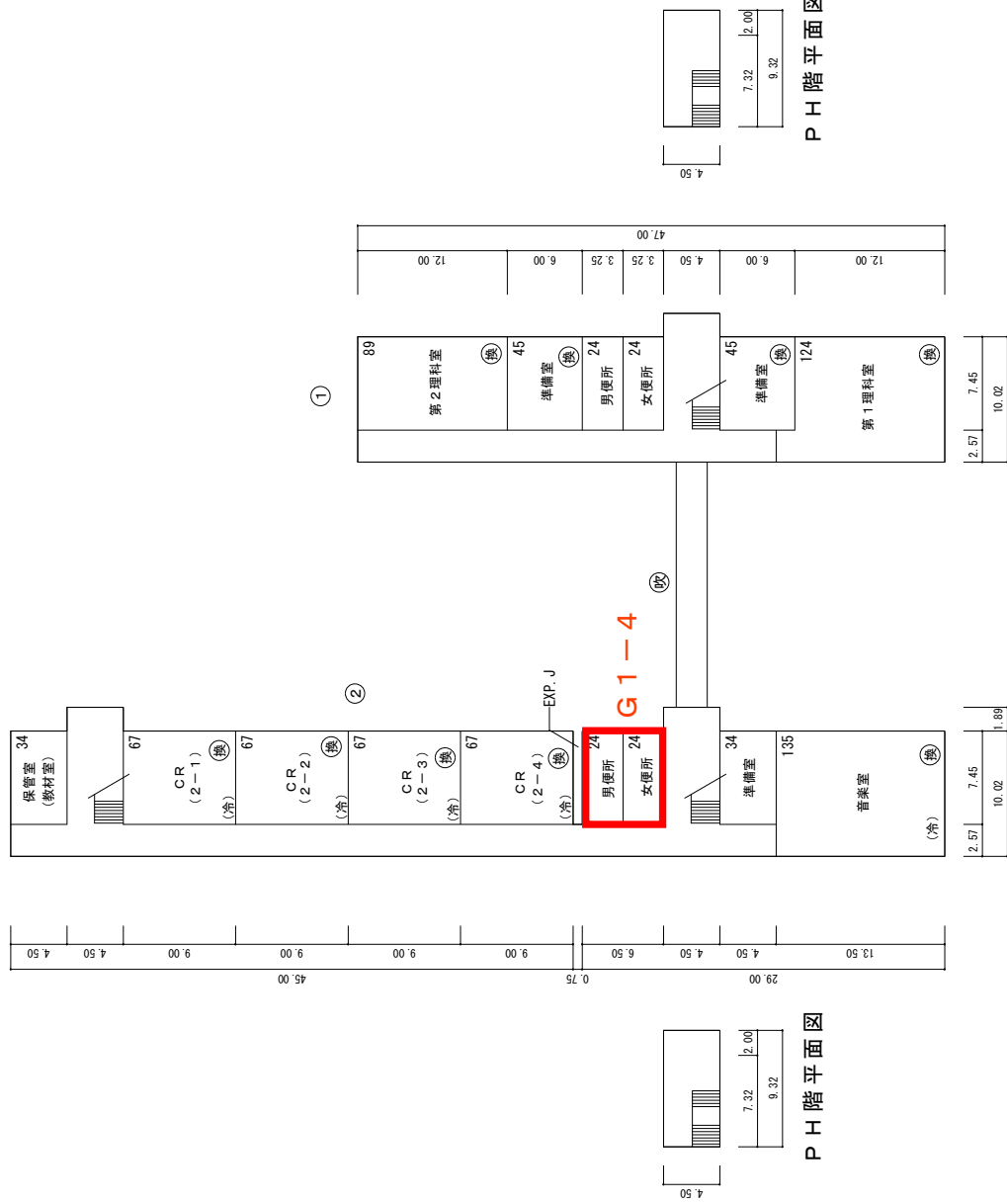




第4グループ 吉田中学校  
 改修対象箇所：



第4グループ 吉田中学校  
改修対象箇所：



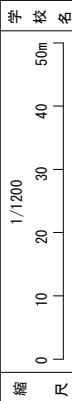
PH階平面図

PH階平面図

第4グループ 吉田中学校  
 改修対象箇所：

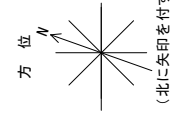
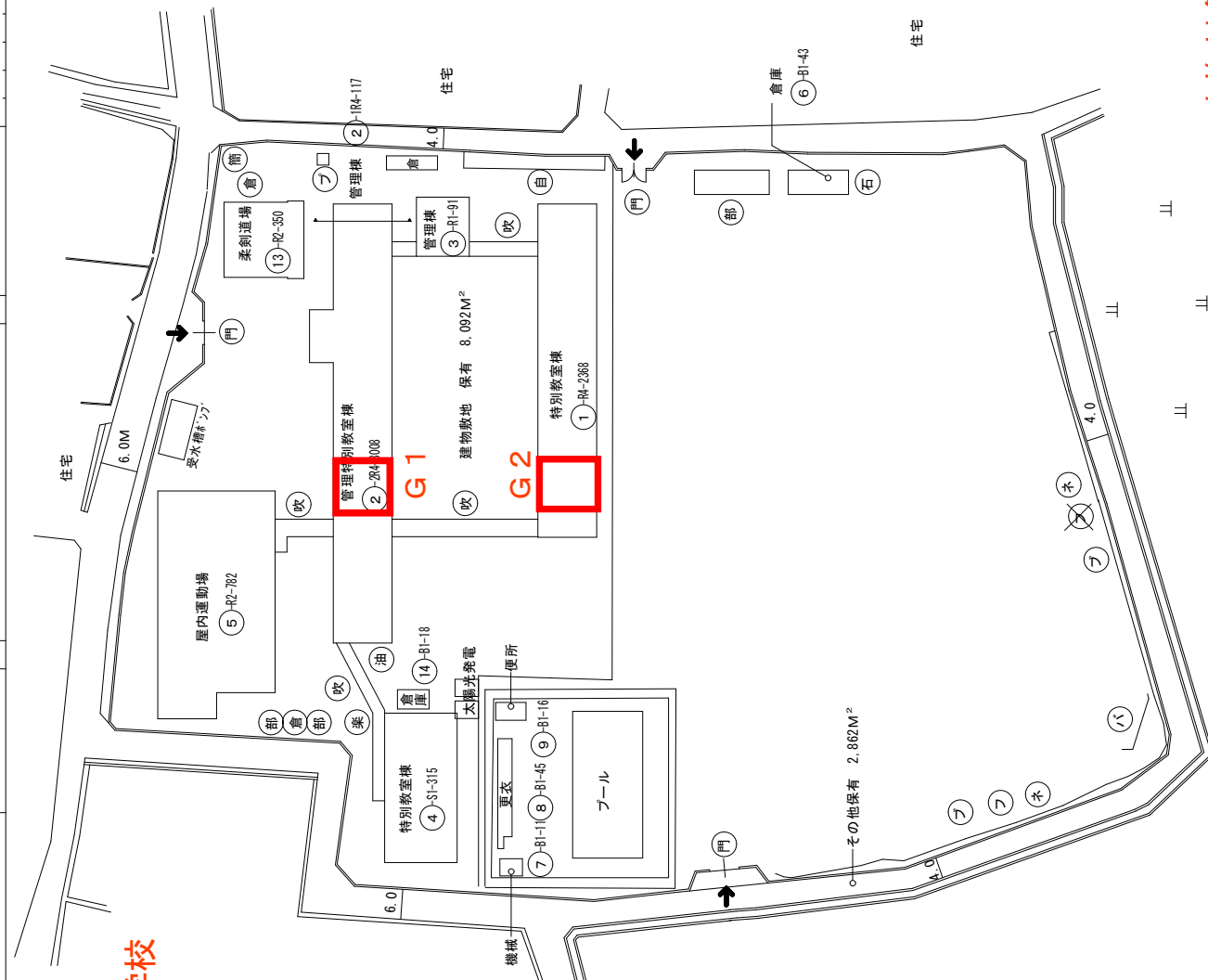
(令和7年度)

南曾根中学校



施設の配置図

第4グループ 南曾根中学校  
改修対象：5か所



改修対象箇所：



(令和7年度)

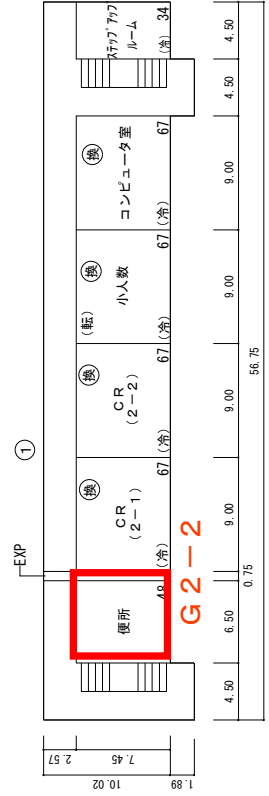
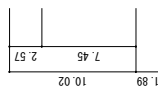
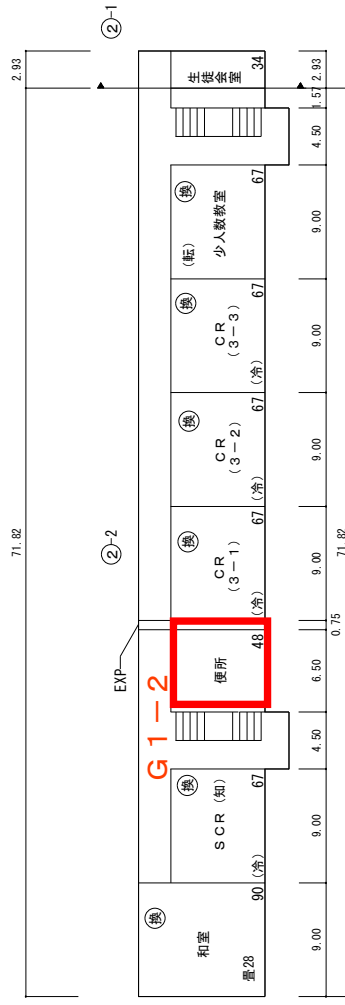
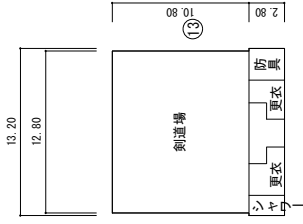
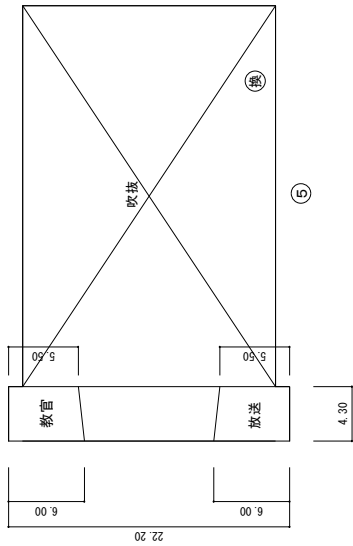
平面図

縮尺

1/600

学校名

南曾根中学校



第4グループ 南曾根中学校  
 改修対象箇所：

(令和7年度)

平面図

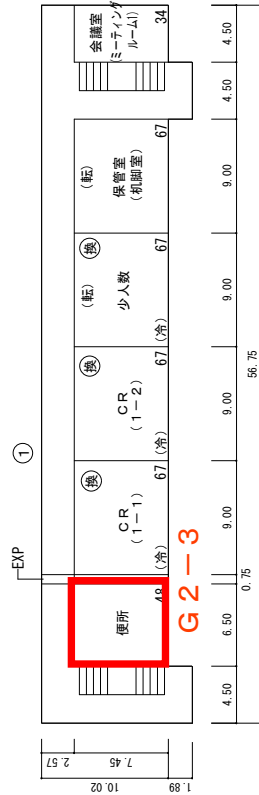
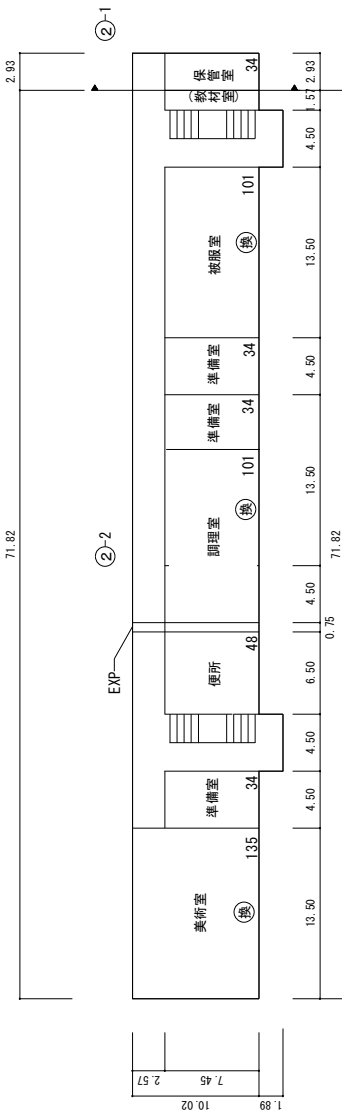
縮尺

1/600



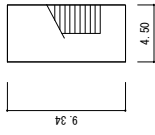
学校名

南曾根中学校

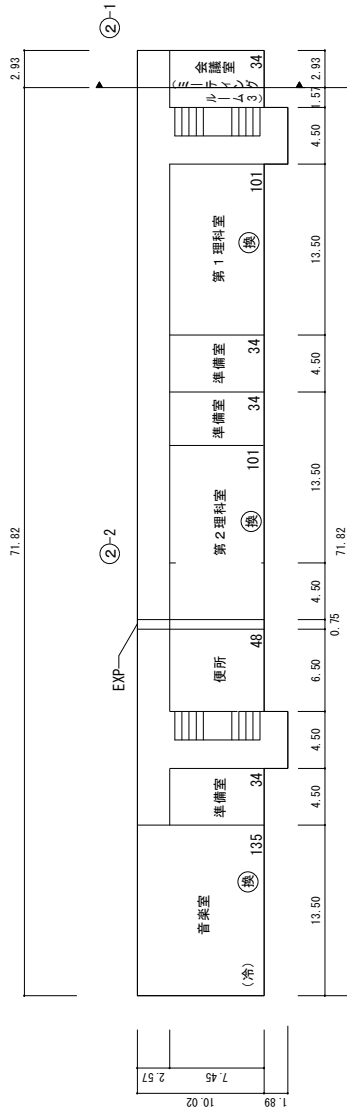


第4グループ 南曾根中学校

改修対象箇所:

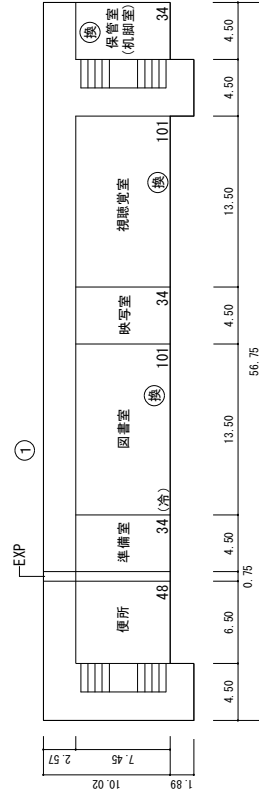


PH階平面図

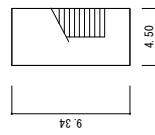


②-2

②-1



①



PH階平面図

(令和7年度)

第5グループ 早鞆中学校  
改修対象：5か所

施設の配置図

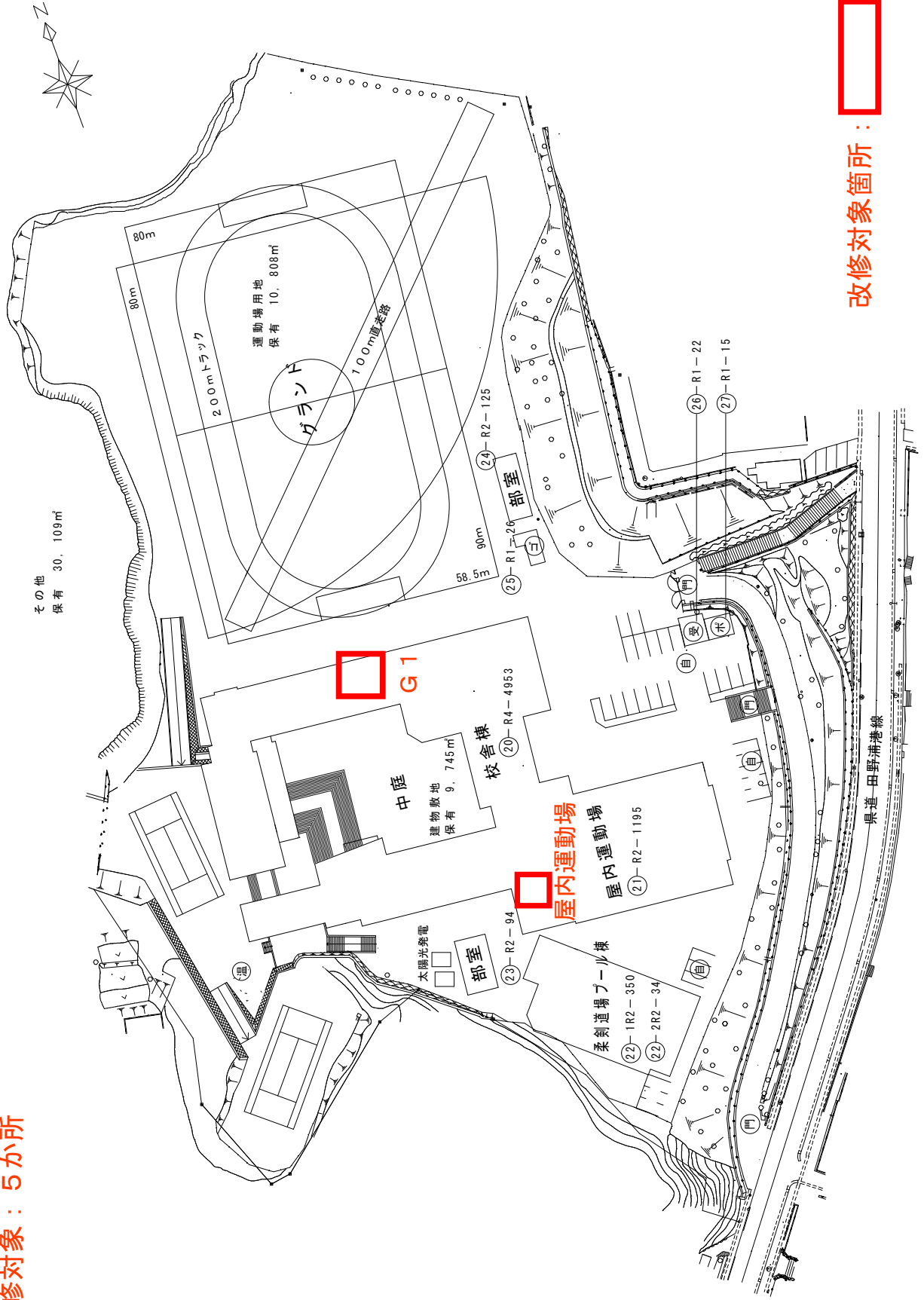
縮尺

S=1/1200

0 10 20 30 40m

学校名

早鞆中学校



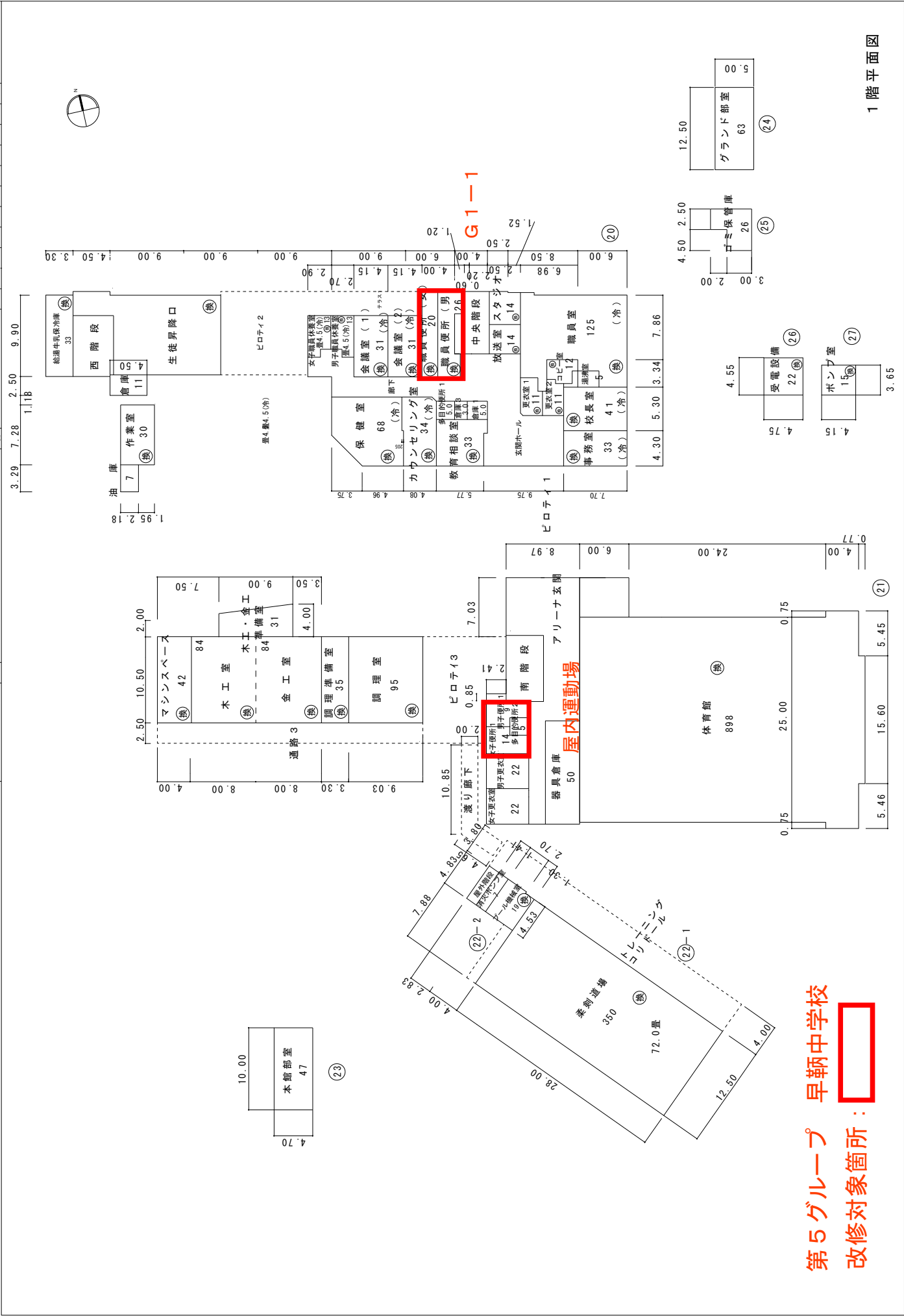
改修対象箇所：

凡例

- 建物
- 未 未取り壊し建物
  - 危 危険建物
  - 備 借用建物
  - 一 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- 自 駐車場
  - 倉 倉庫
  - 吹 吹き抜けの遮廊下
  - 温 温室
  - 機 相撲場
  - 簡 簡易な小規模構造物
  - 門 正門・通用門
  - 焼 焼却炉
  - 飼 飼育小屋
  - 油 油倉庫
  - 水 受水槽ポンプ
  - フ プロパン庫
  - 受 受電設備
  - コ コミ置き場

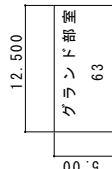
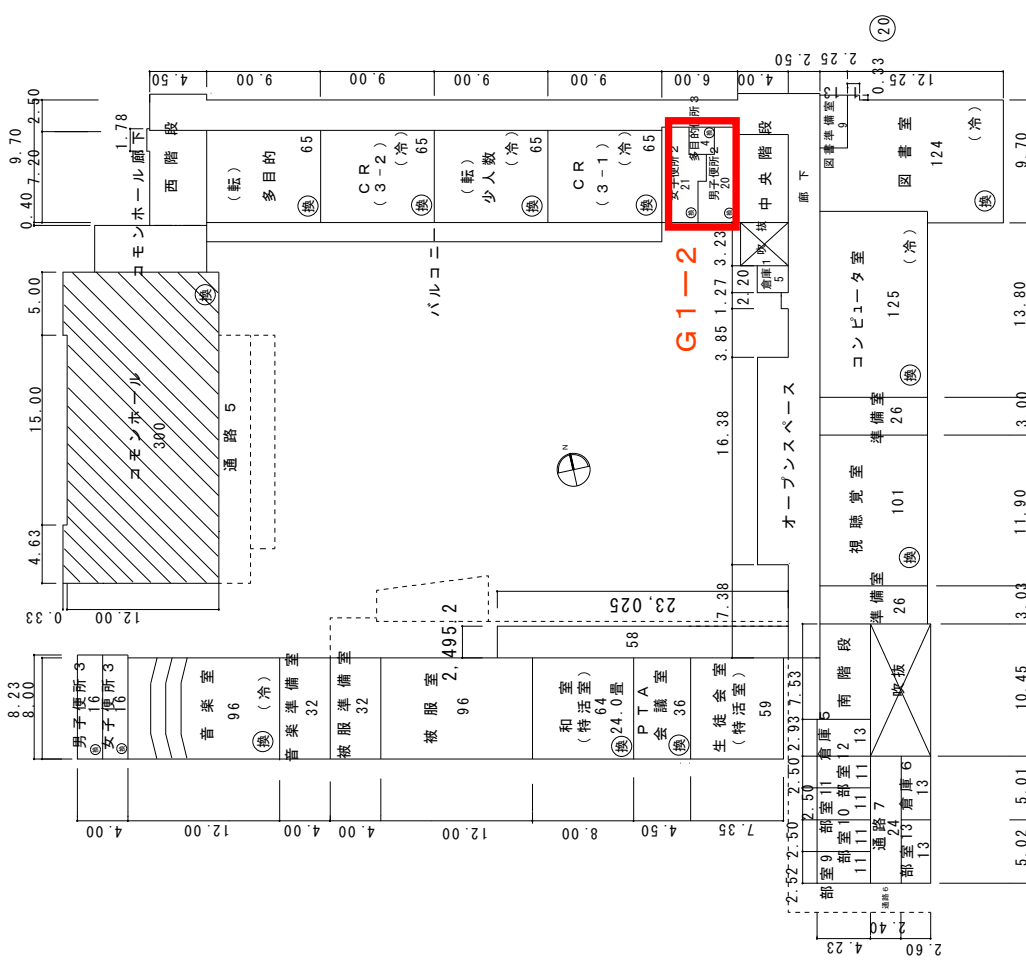
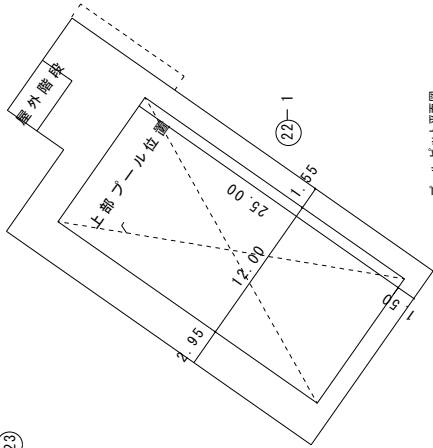
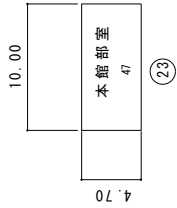
(令和7年度)

平面図	縮尺	学 校 名
	S=1/600 0 10 20 30 40m	早 軔 中 学 校



第5グループ 早軔中学校  
改修対象箇所：

1階平面図



第5グループ 早稲中学校  
改修対象箇所：



2階平面図

(令和7年度)

平面図

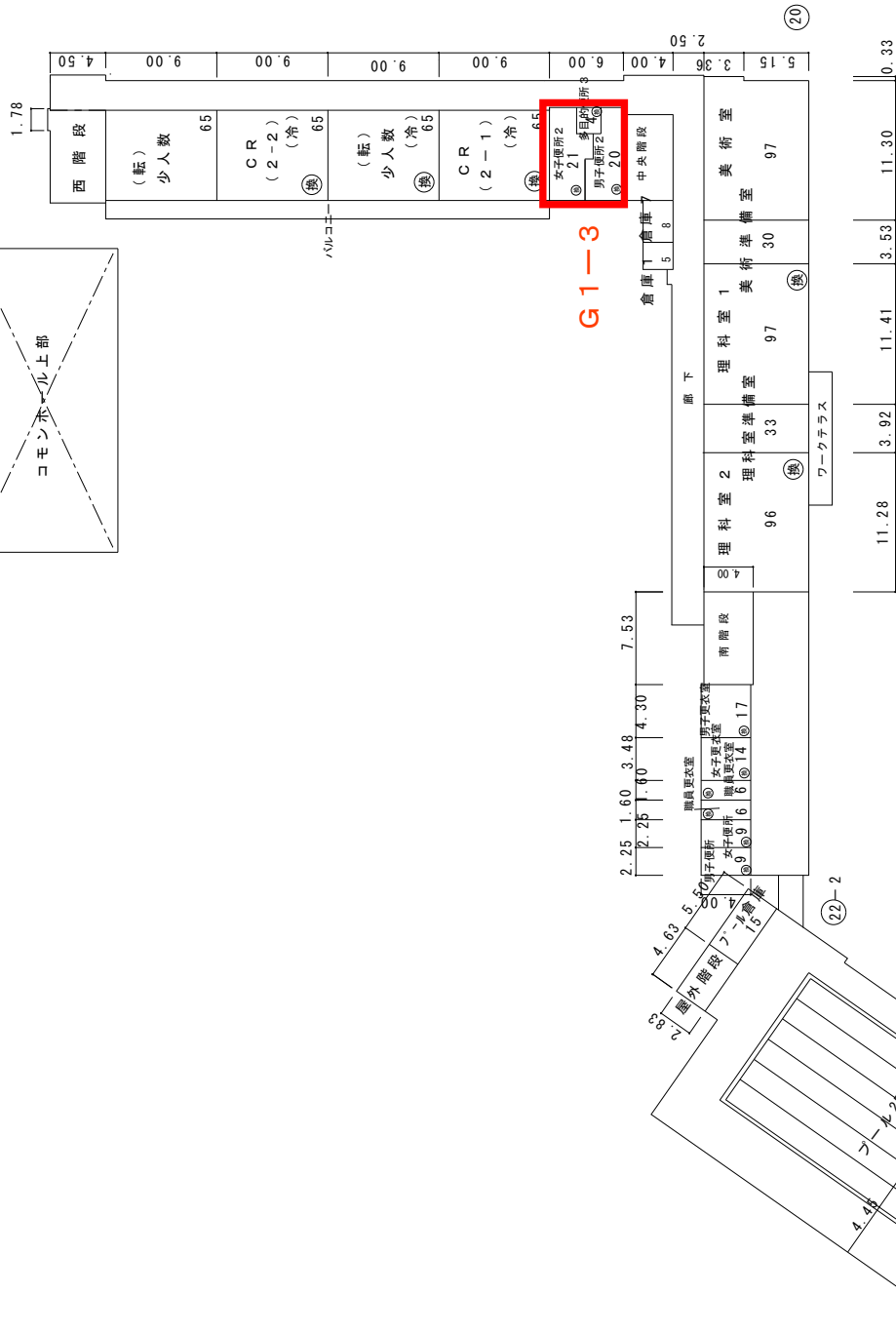
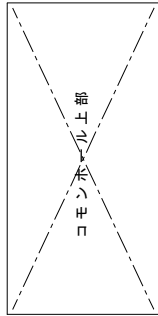
縮尺

S=1/600

0 10 20 30 40m

学校名

早朝中学校



第5グループ 早朝中学校

改修対象箇所:

3階平面図

(令和7年度)

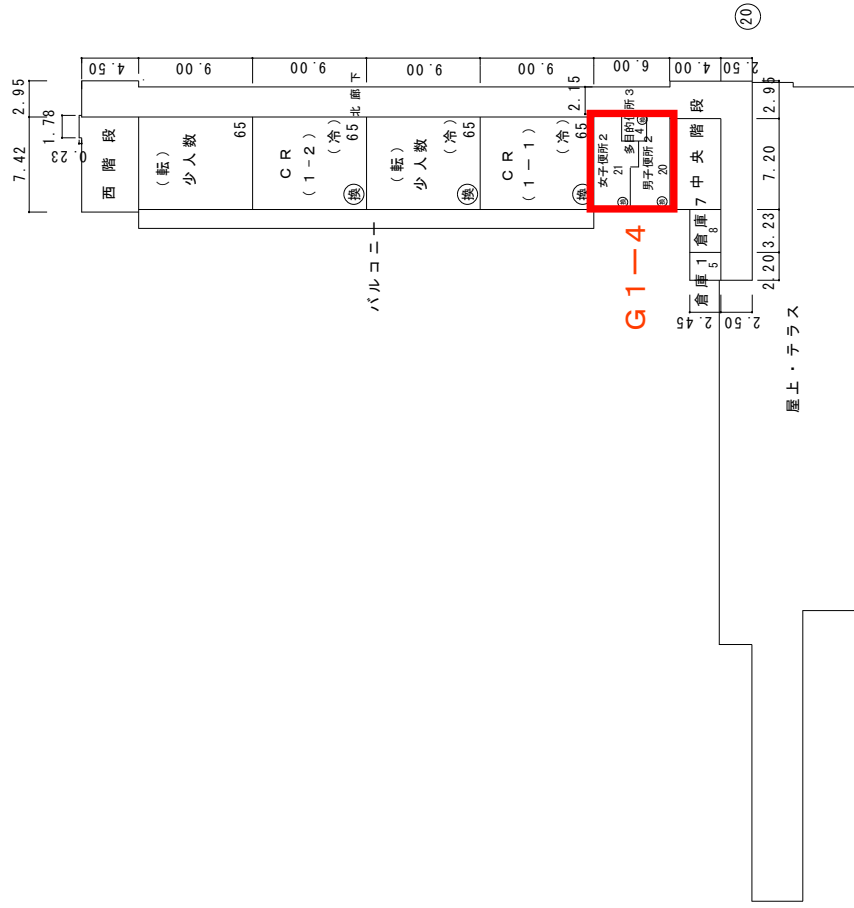
平面図

縮尺

S=1/600  
0 10 20 30 40m

学校名

早鞆中学校



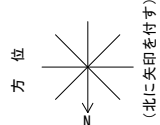
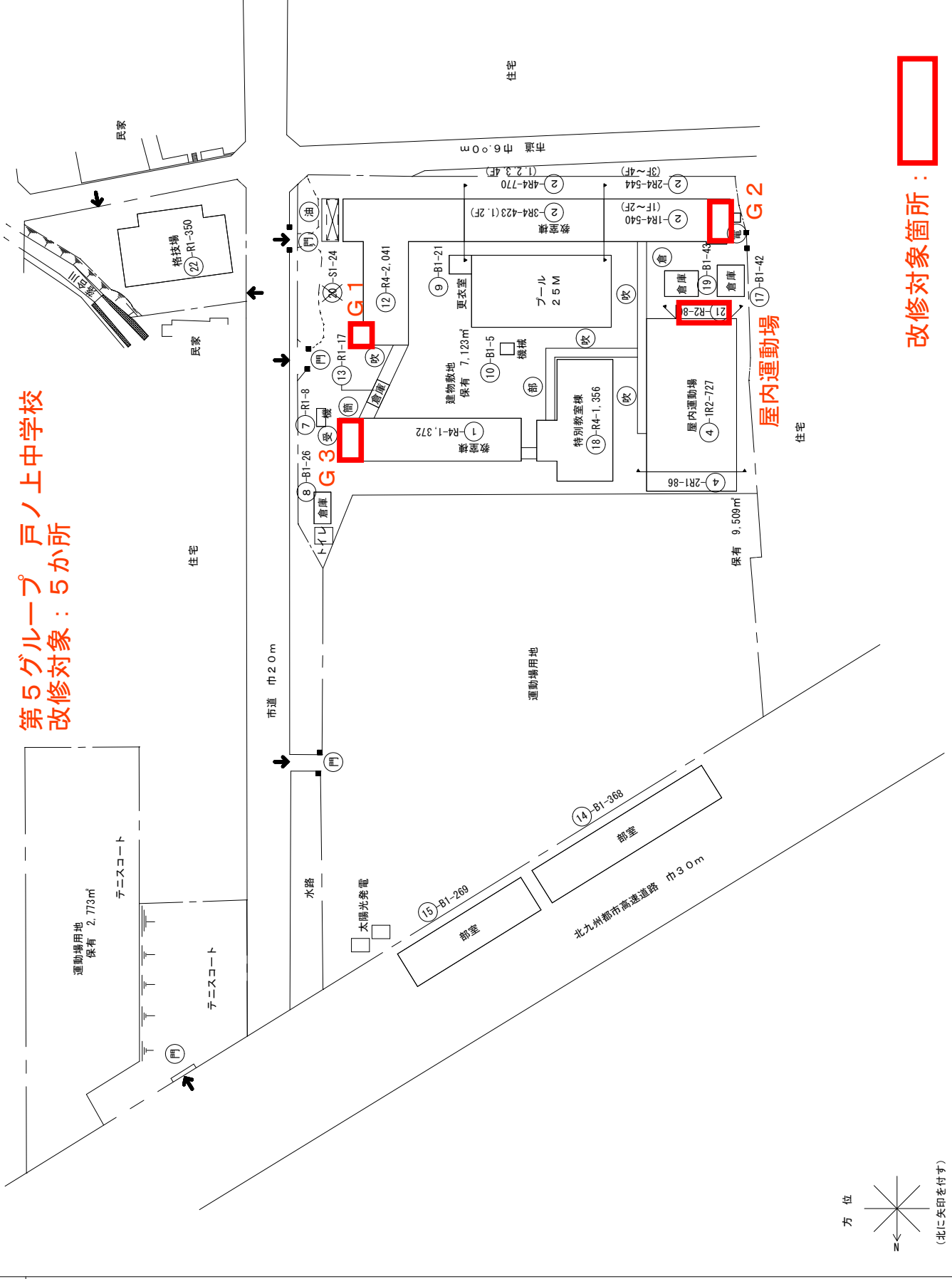
第5グループ 早鞆中学校

改修対象箇所：

4階平面図

- 凡例
- 建物
    - 未 未とりにくわし建物
    - 危 危険建物
    - 借 借用建物
    - 一 一時使用建物
  - 建物以外の工作物
    - 自 自転車置場
    - 倉 倉庫
    - 吹 吹き抜けの渡廊下
    - 温 温室
    - 撲 相撲場
    - 簡 簡易な小規模構造物
    - 門 正門、通用門
    - 更 更衣室
    - 受 受水槽
    - 機 機械室
    - 焼 焼却炉
    - 受 受電設備
    - 油 油倉庫

第5グループ 戸ノ上中学校  
改修対象：5か所



改修対象箇所：



(令和7年度)

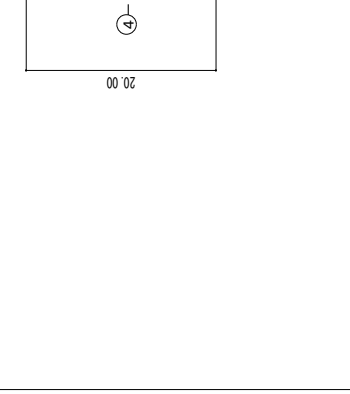
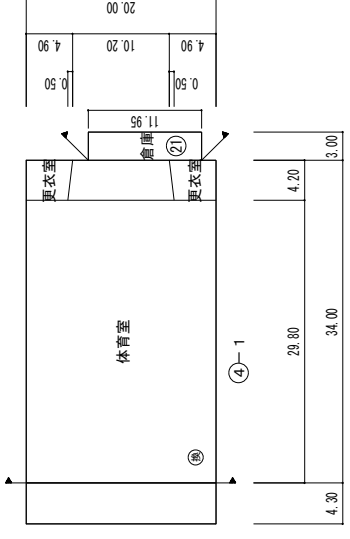
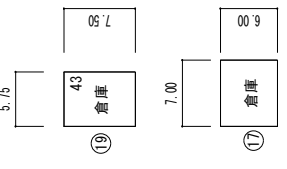
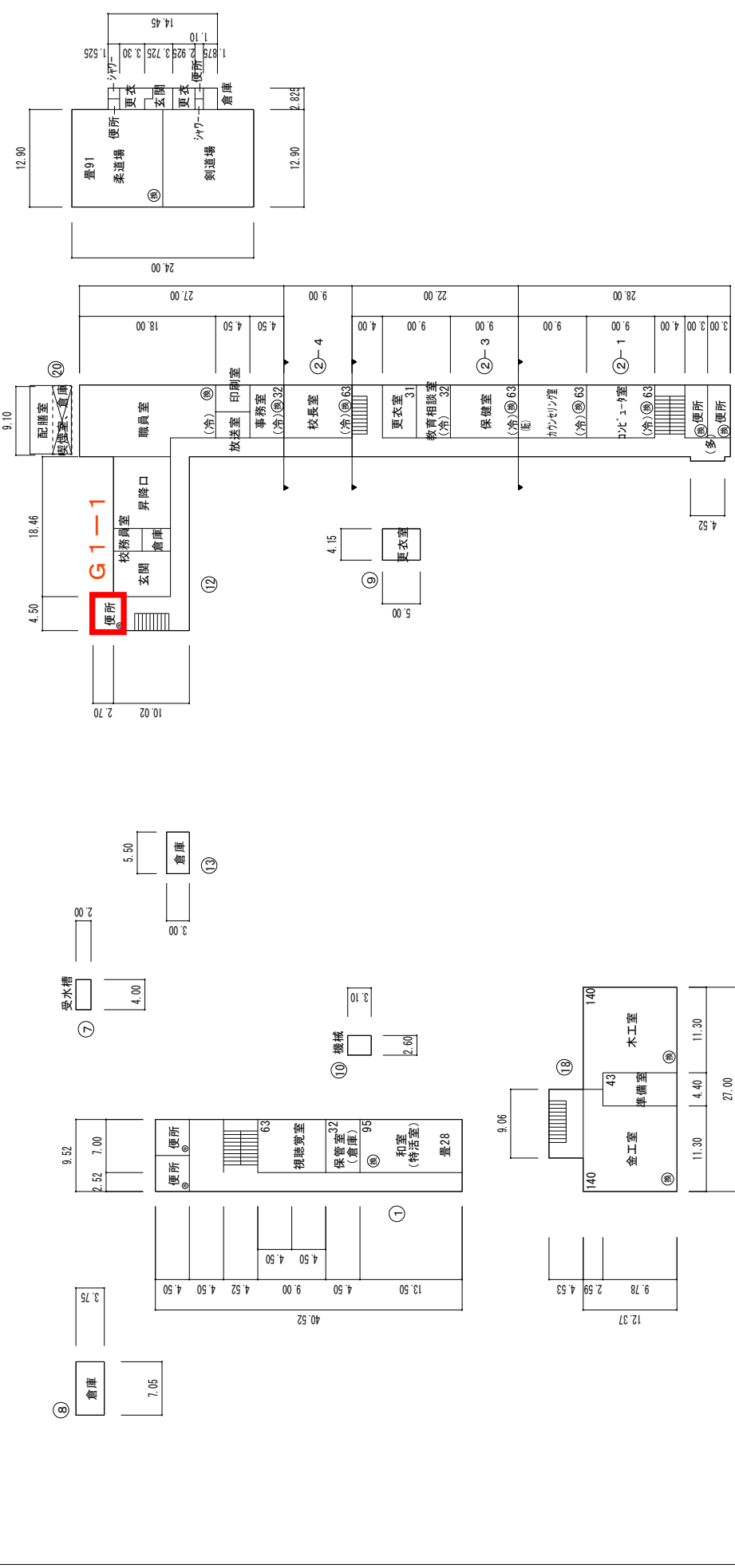
平面図

縮尺

1/800  
0 5 10 15 20 25m

戸ノ上中学校

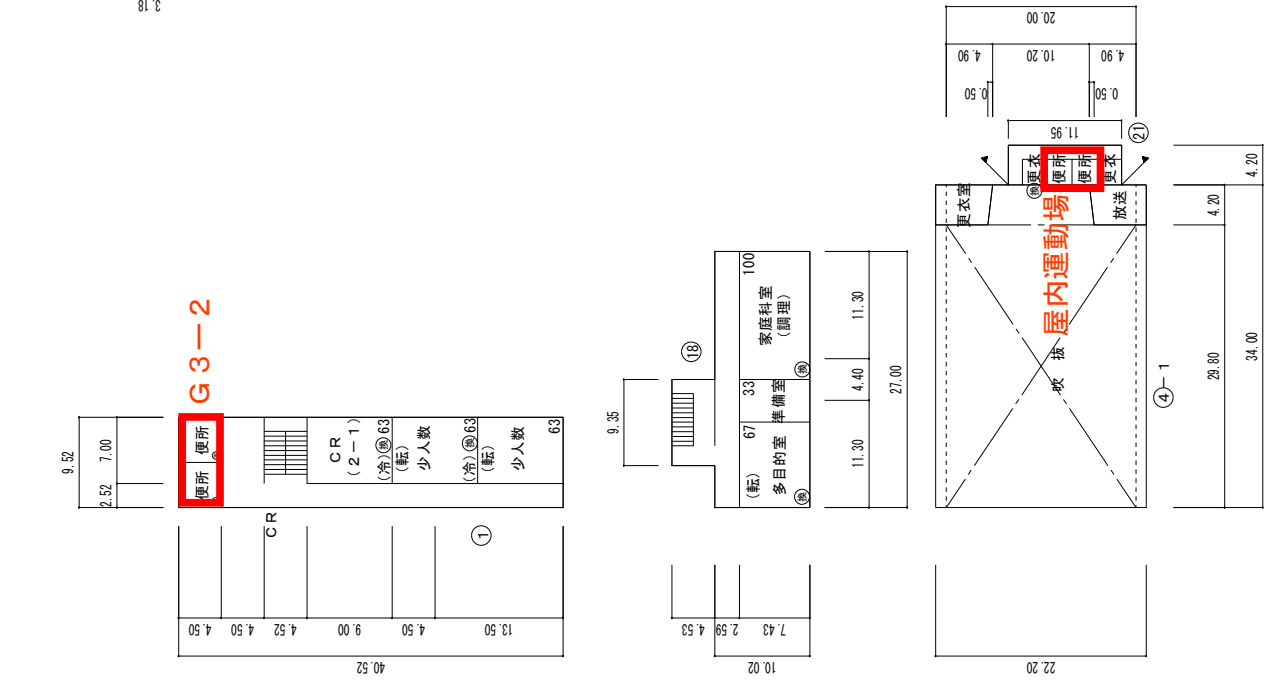
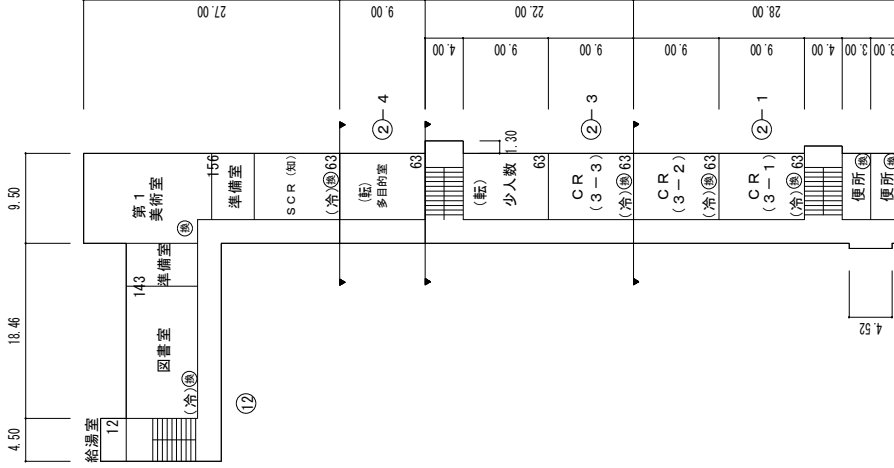
学校名



### 第5グループ 戸ノ上中学校

改修対象箇所:

1階平面図



G3-2

第5グループ 戸ノ上中学校

改修対象箇所:



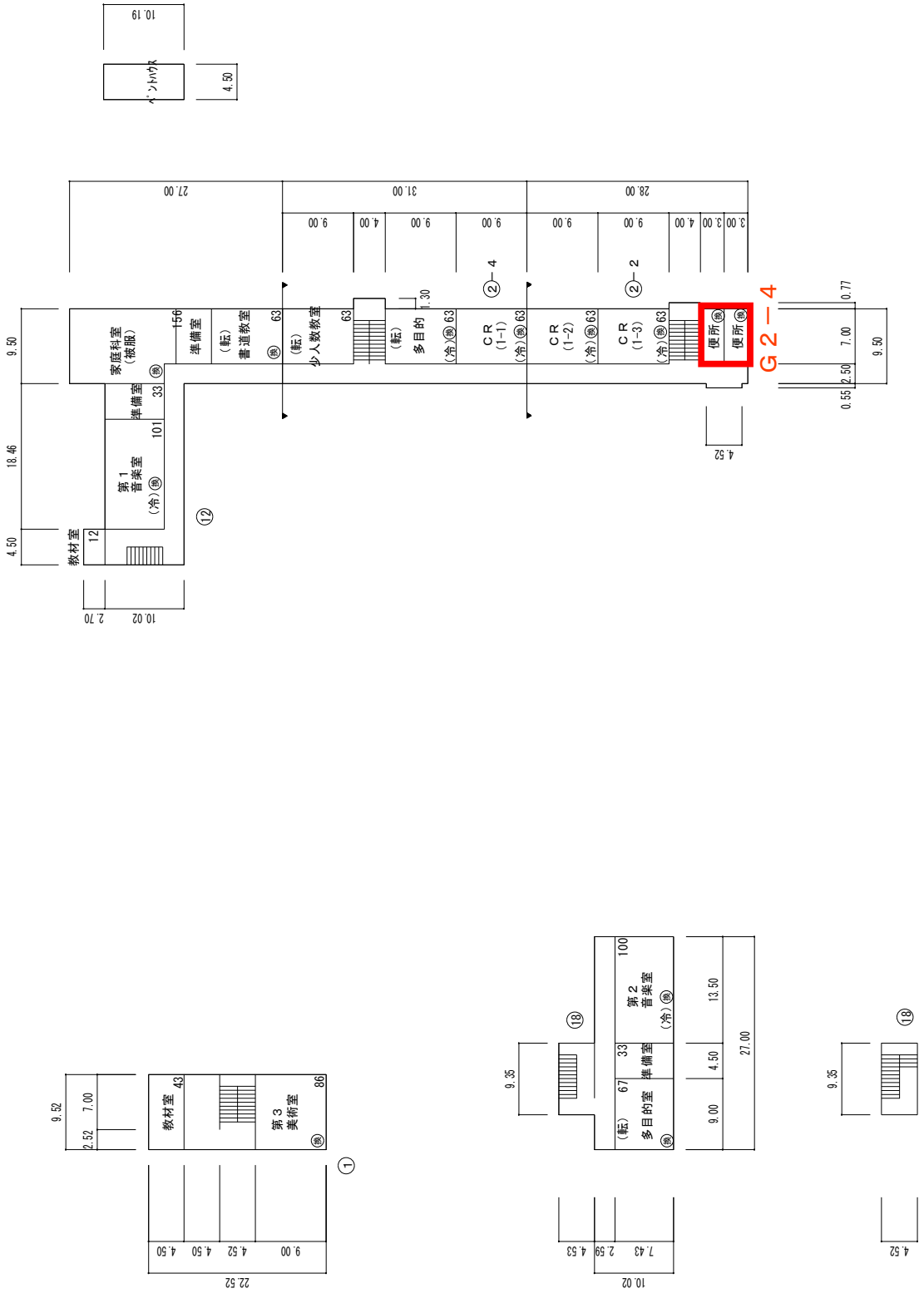
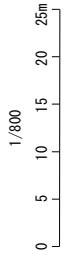
(令和7年度)

平面図

縮尺

学校名

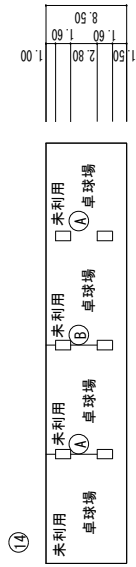
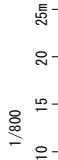
戸ノ上中学校



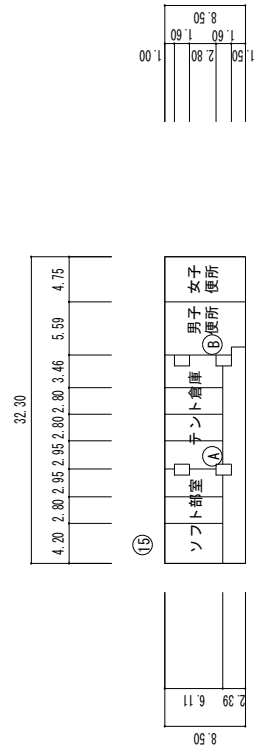
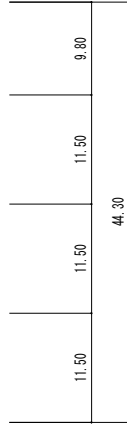
第5グループ 戸ノ上中学校

改修対象箇所：

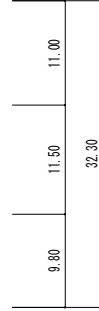
4階平面図



1階平面図



1階平面図



(令和7年度)

施設の配置図

縮尺

1/1200

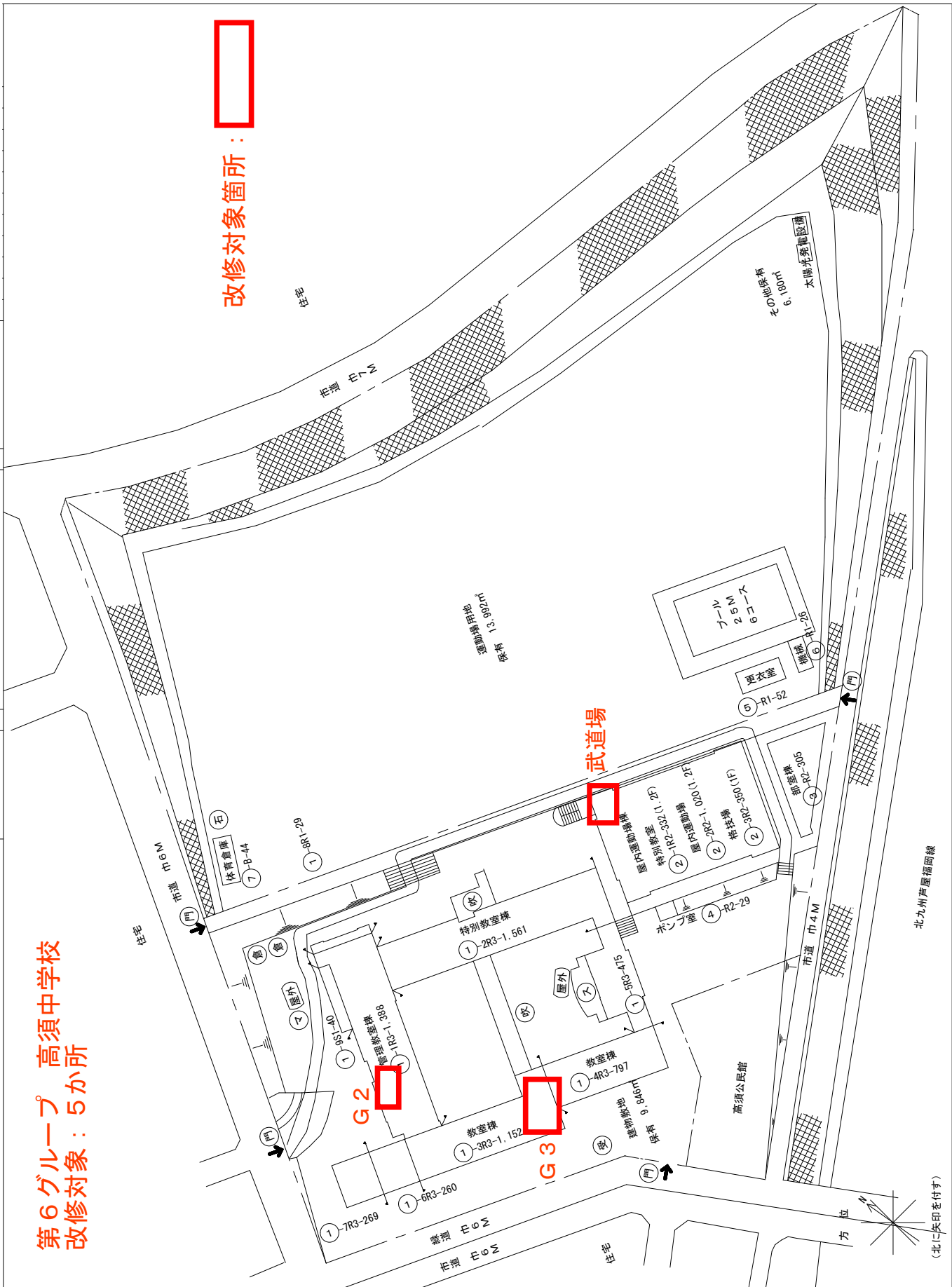
50m

学校名

高須中学校

# 第6グループ 高須中学校 改修対象：5か所

改修対象箇所：



凡例

- 建物
- 未とりにこわし建物
- 危険建物
- 借用建物
- 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- 自転車置場
- 倉庫
- 吹き抜けの遮扉下
- 温室
- 撲撲場
- 簡易な小規模構造物
- 門 正門、通用門
- 焼却炉
- 飼育舎
- 油倉庫
- 受水槽ポンプ
- プロハン庫
- 受電設備
- 石灰庫

(令和7年度)

平面図

縮尺

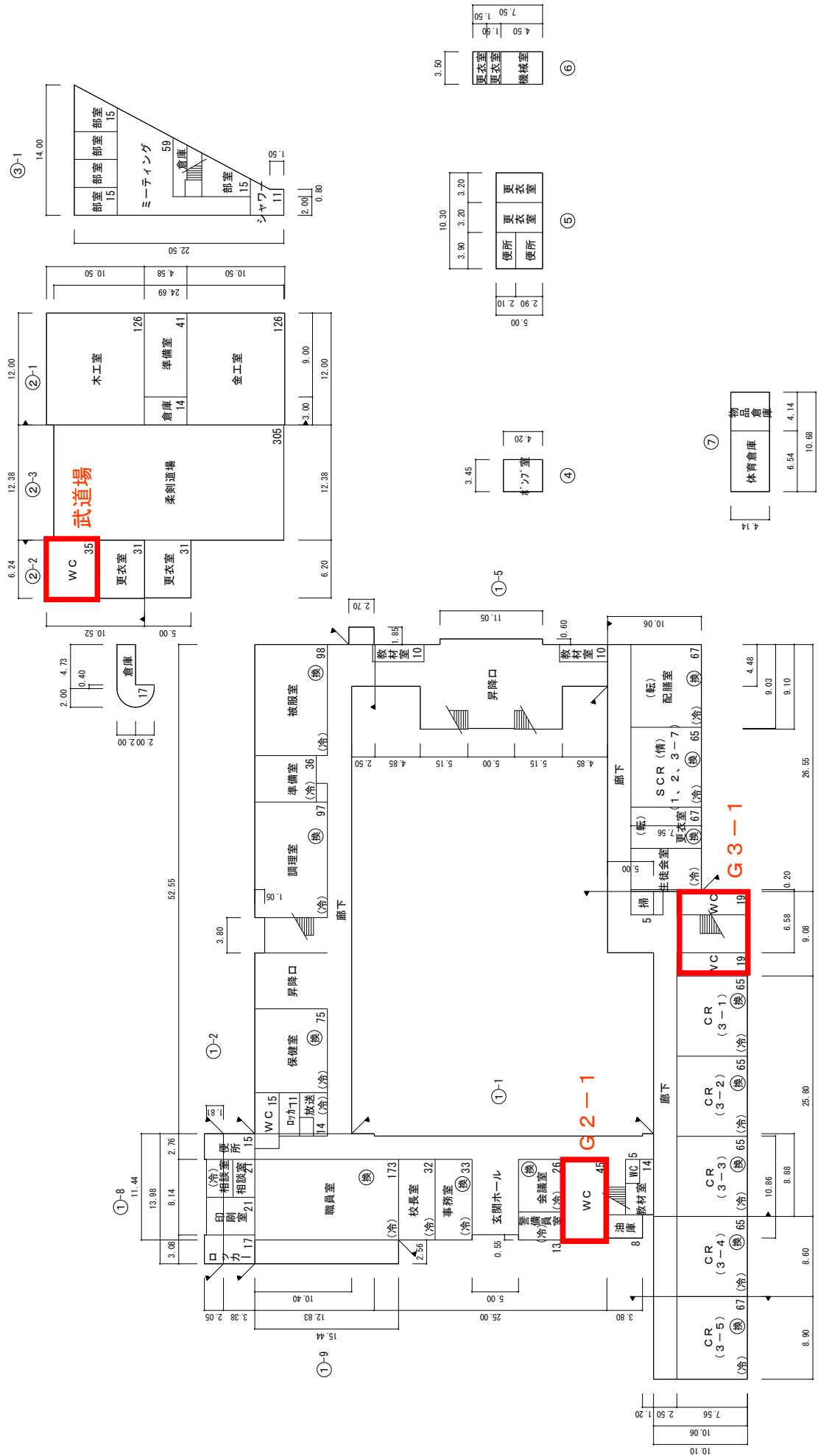
1/600

学校名

高須中学校

25m

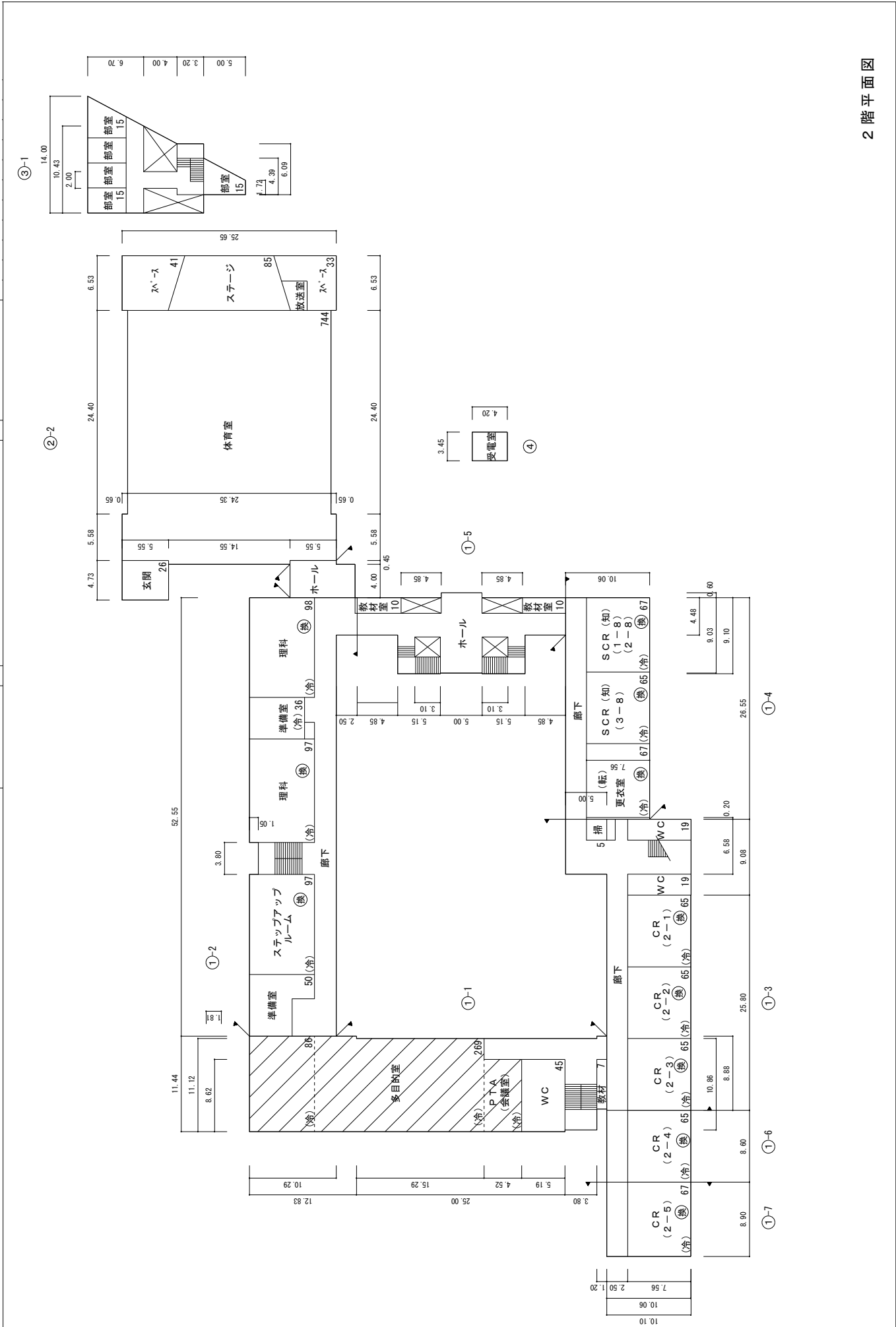
0 5 10 15 20



第6グループ 高須中学校

改修対象箇所:

1階平面図



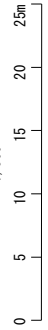
2階平面図

(令和7年度)

平面図

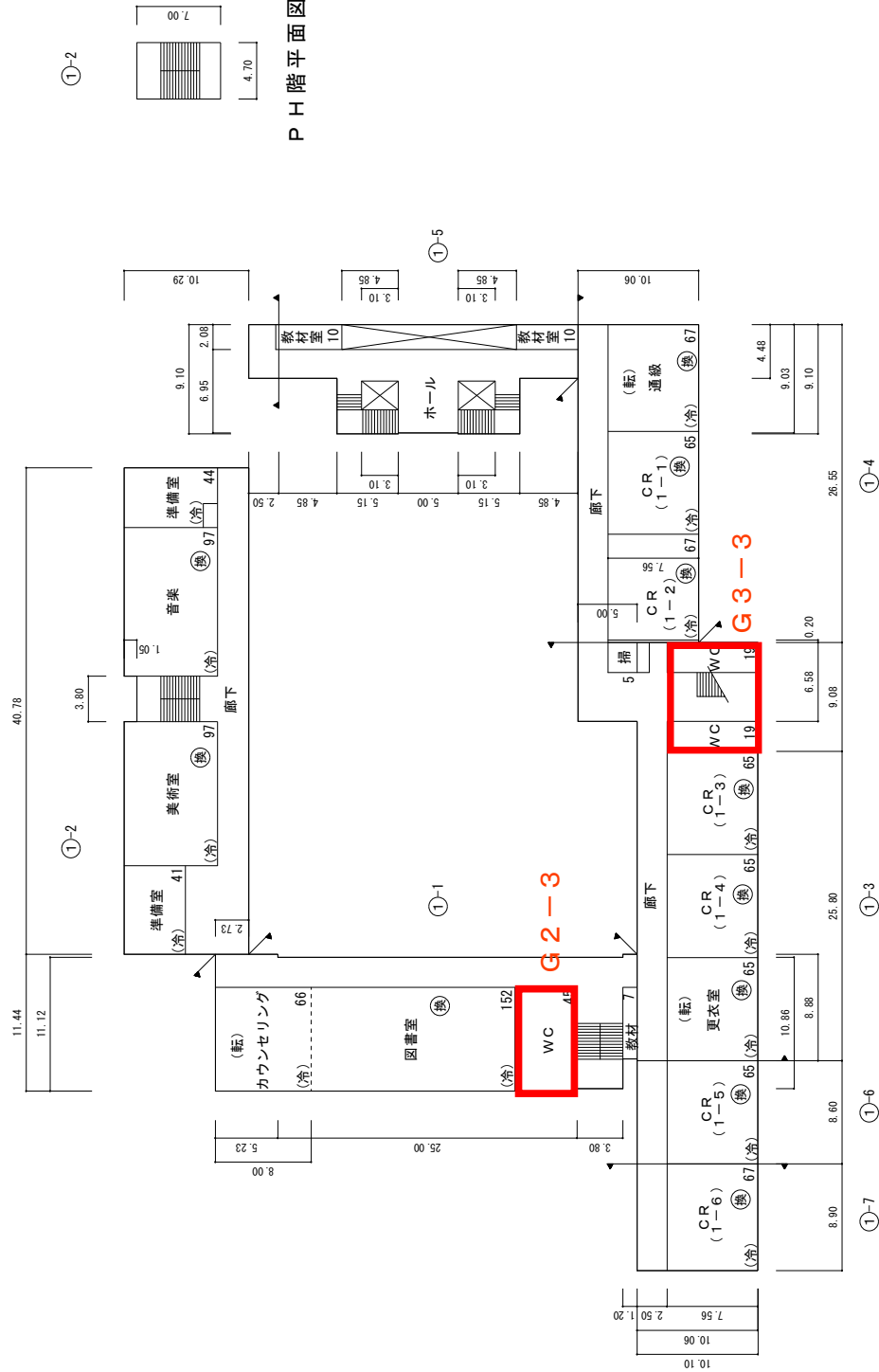
縮尺

1/600



学校名

高須中学校



PH階平面図

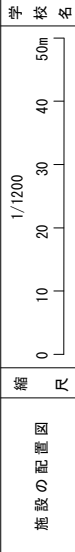
第6グループ 高須中学校

改修対象箇所:

3階平面図

(令和7年度)

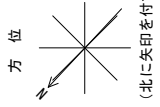
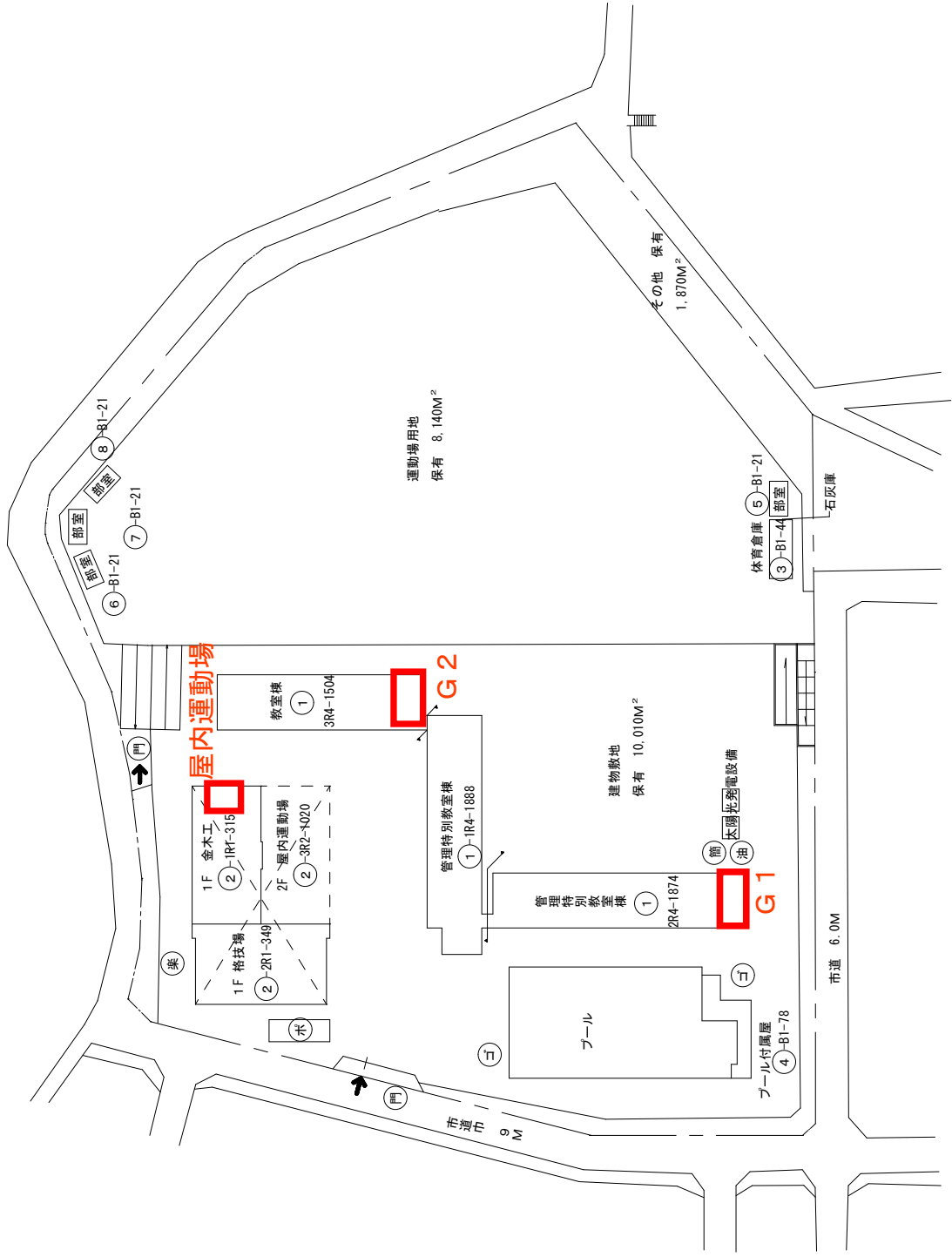
二島中学校



第6グループ 二島中学校  
改修対象：5か所

凡例

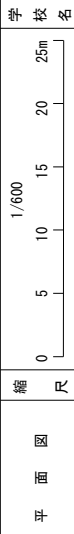
- 建物
- 未 未とりこわし建物
- 色 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの遮部下
- 温 温室
- 撲 相撲場
- 簡 簡易な小規模構造物
- 受 受電設備
- 水 貯受水構、ポンプ室
- プ プロパン庫
- 油 油倉庫
- 門 正門、通用門
- 焼 焼却炉
- 薬 薬焼小屋
- コ ゴミ庫



改修対象箇所：

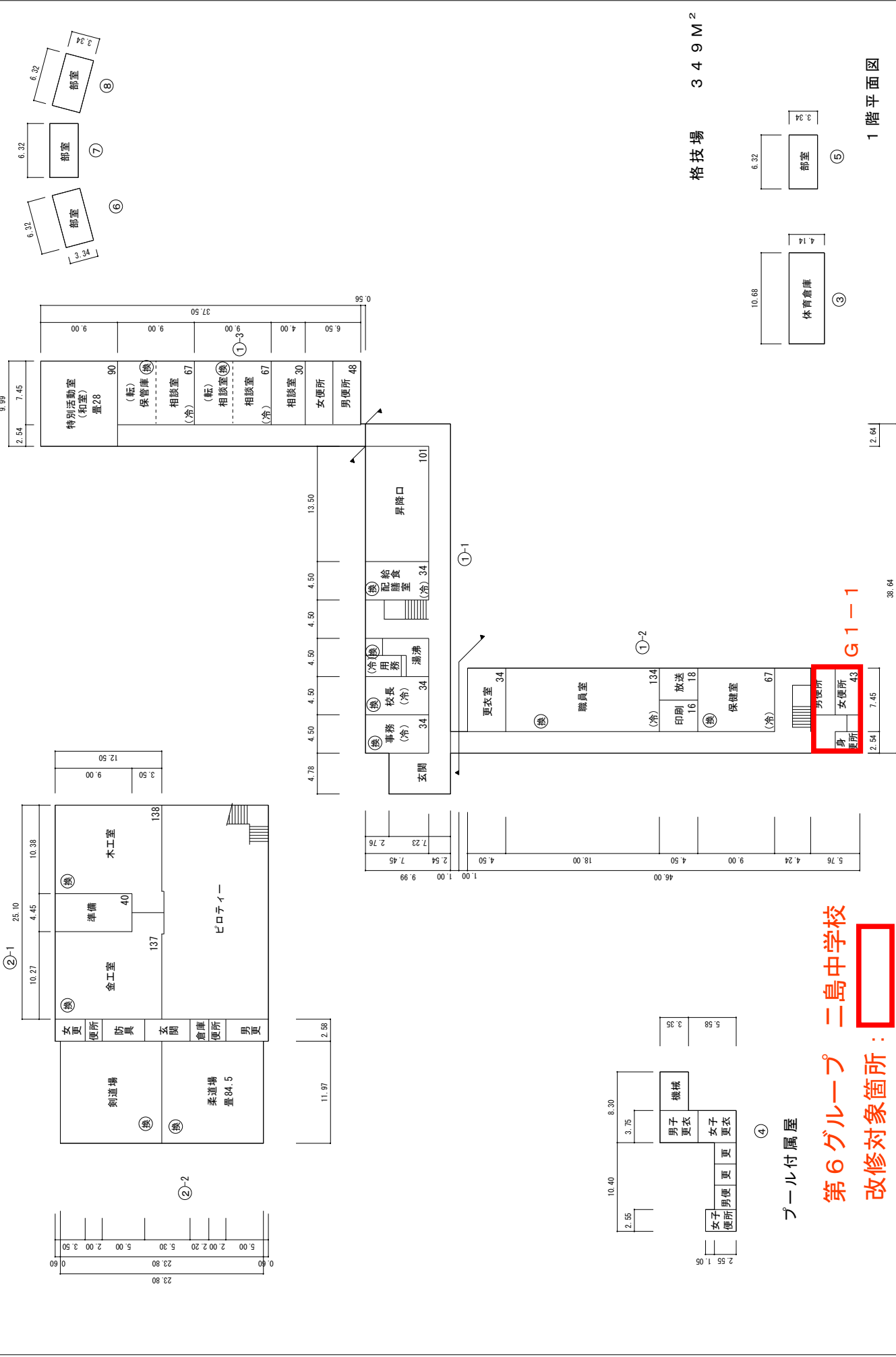
(令和7年度)

二島中学校



縮尺

学校名



格技場 349M<sup>2</sup>

第6グループ 二島中学校  
改修対象箇所：



G1-1



1階平面図

(令和7年度)

平面図

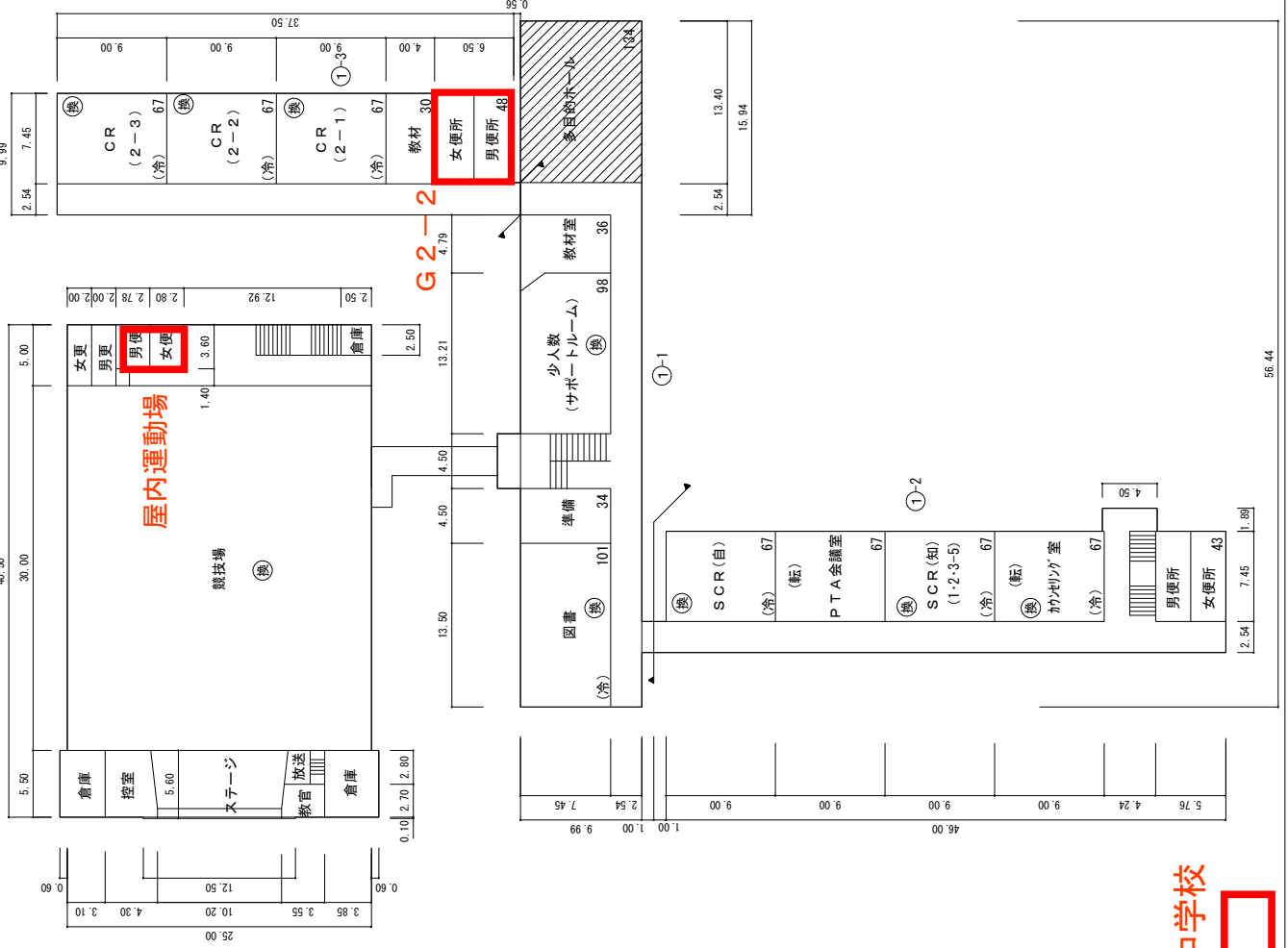
縮尺

1/600

0 5 10 15 20 25m

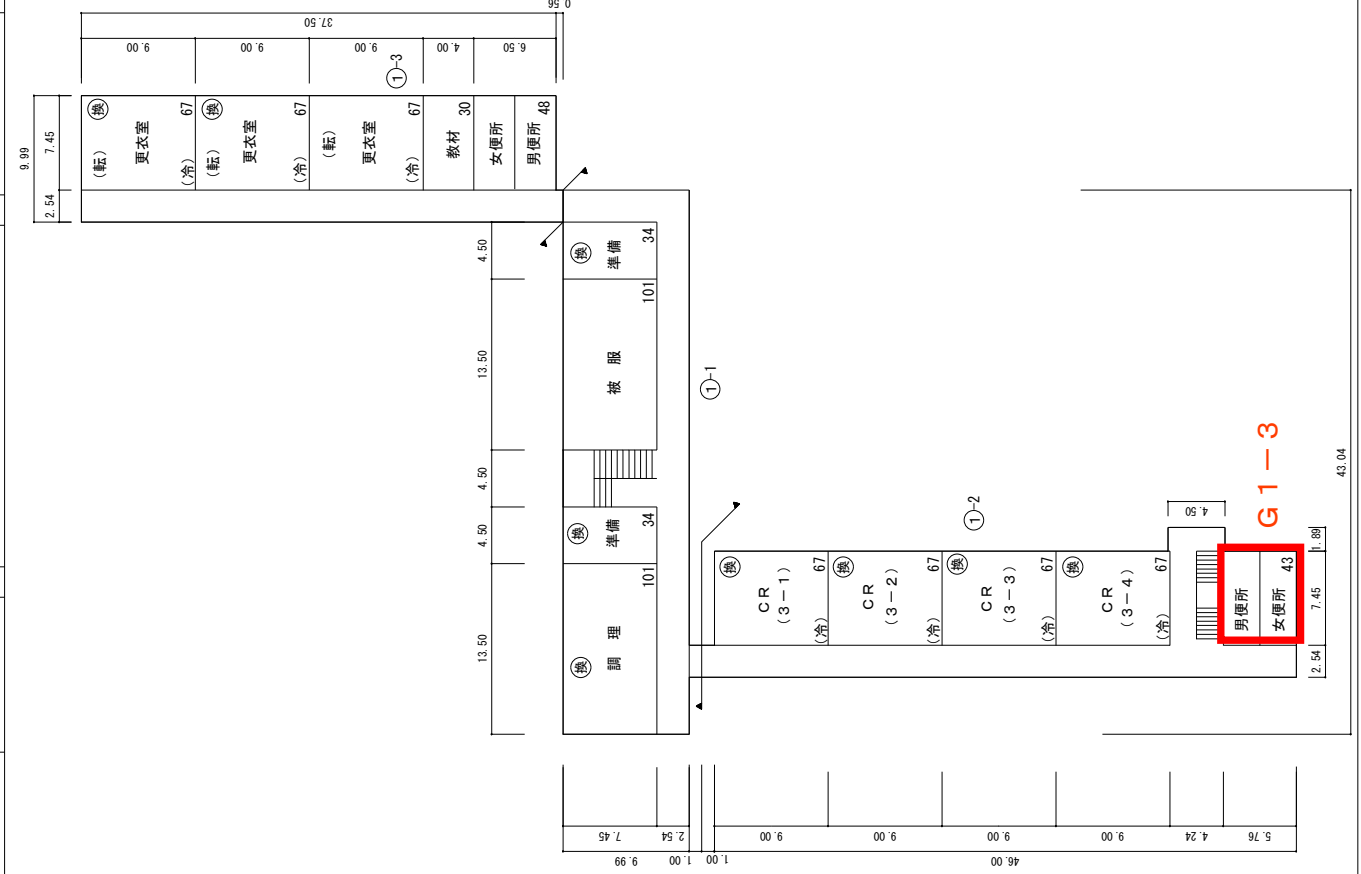
二島中学校

学校名



第6グループ 二島中学校  
 改修対象箇所：

2階平面図



第6グループ 二島中学校  
 改修対象箇所：

男便所 43  
女便所 43

G1-3

(令和7年度)

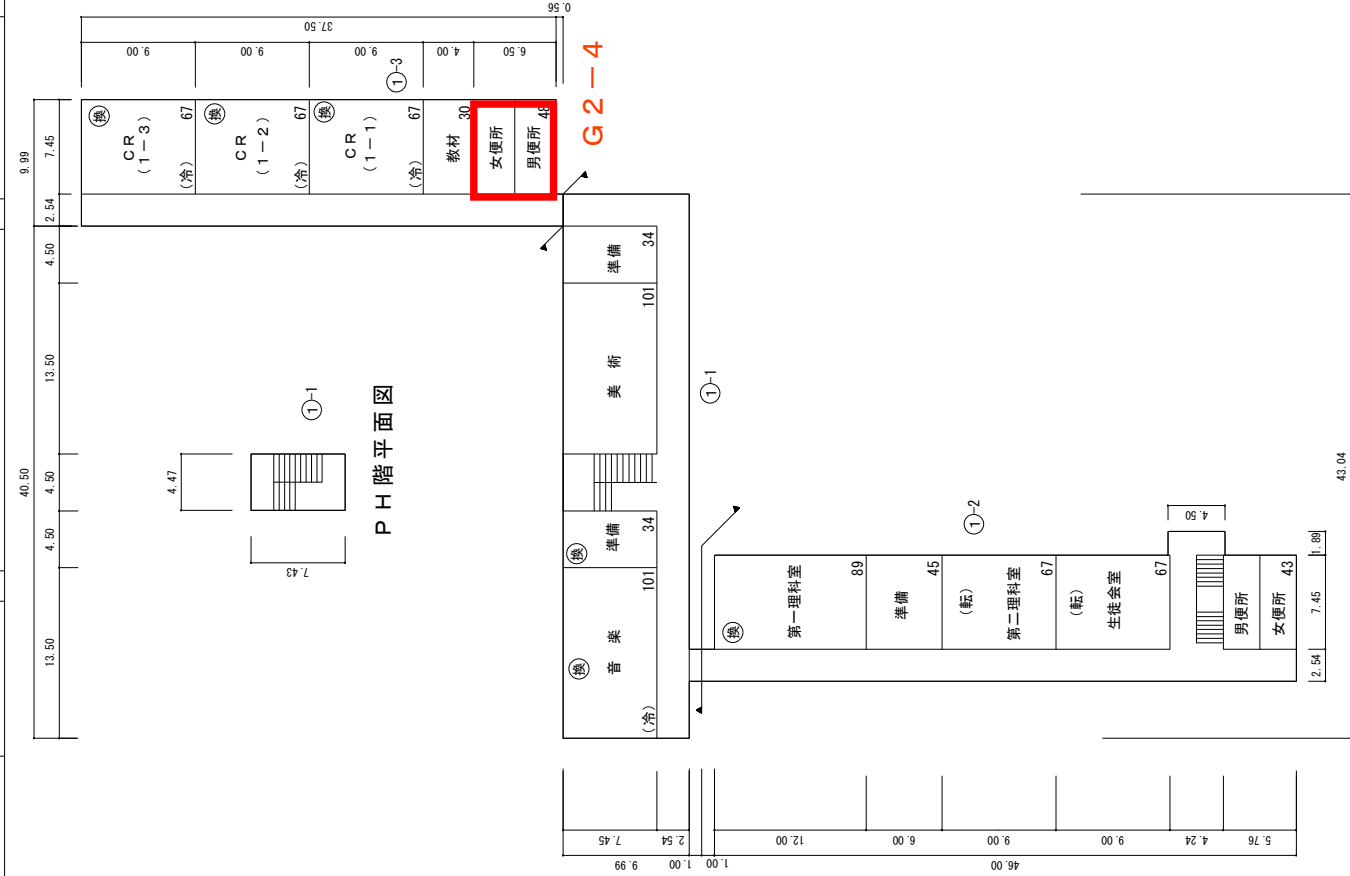
平面図

縮尺

1/600

学校名

二島中学校

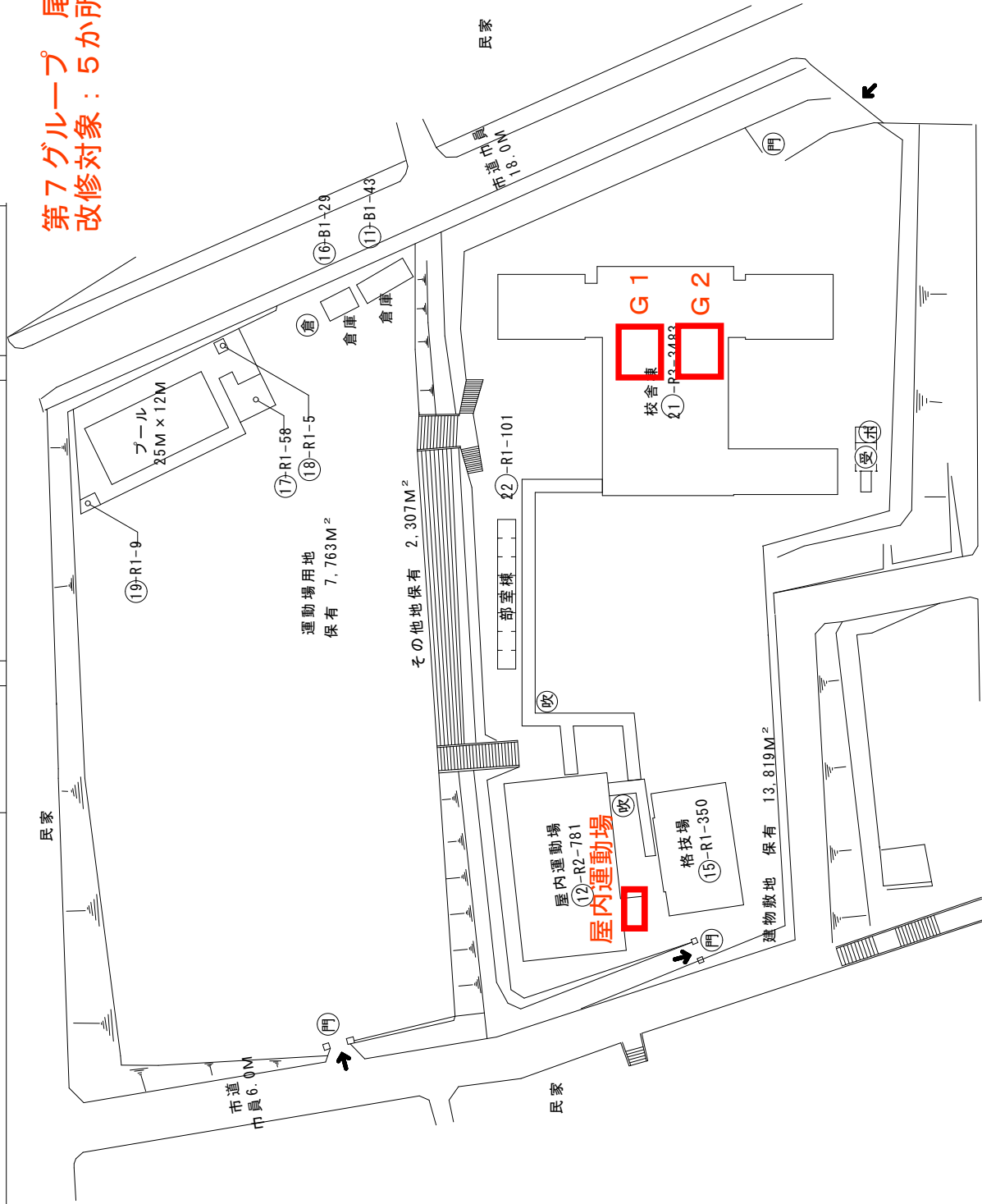


第6グループ 二島中学校  
 改修対象箇所:

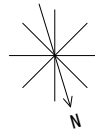
(令和7年度)

施設の配置図	縮尺	0 10 20 30 40 50m	1/1200	学校名	尾倉中学校
--------	----	-------------------	--------	-----	-------

第7グループ 尾倉中学校  
改修対象：5か所



方位

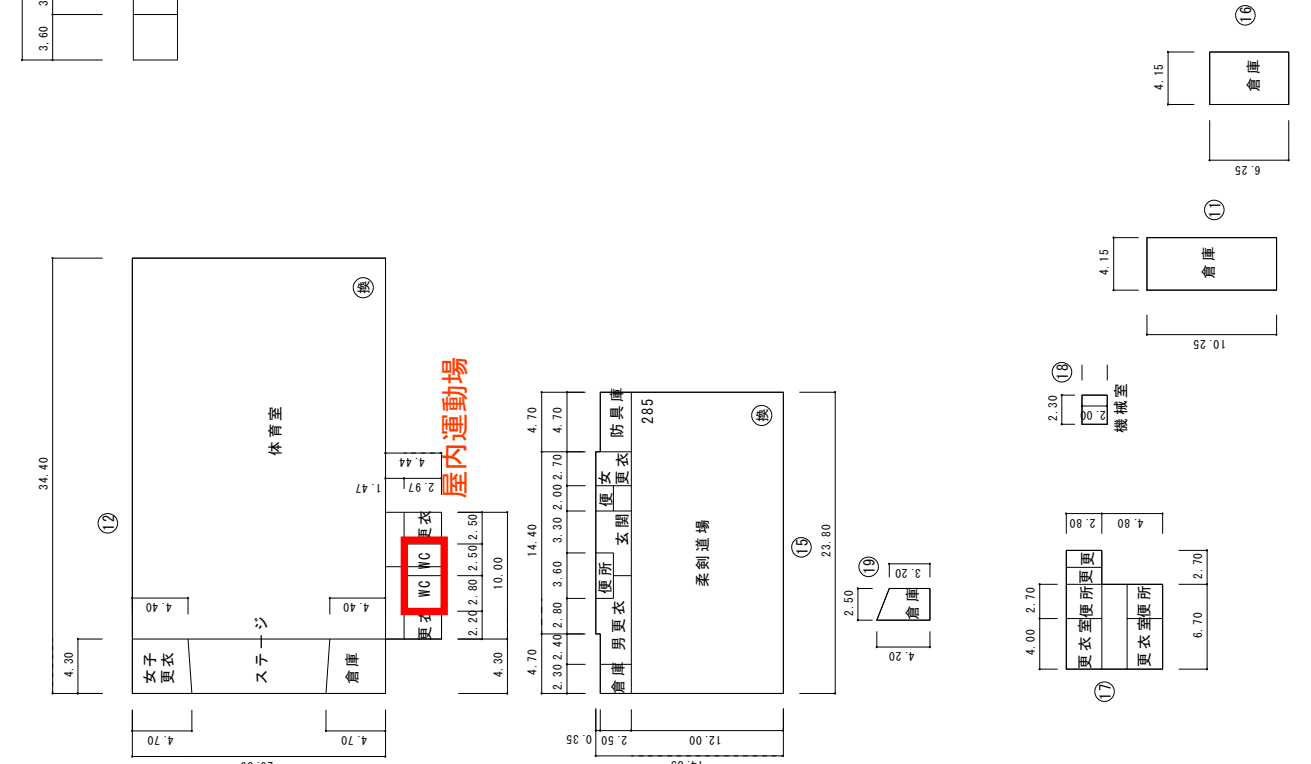
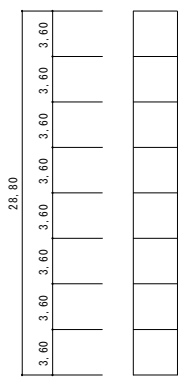
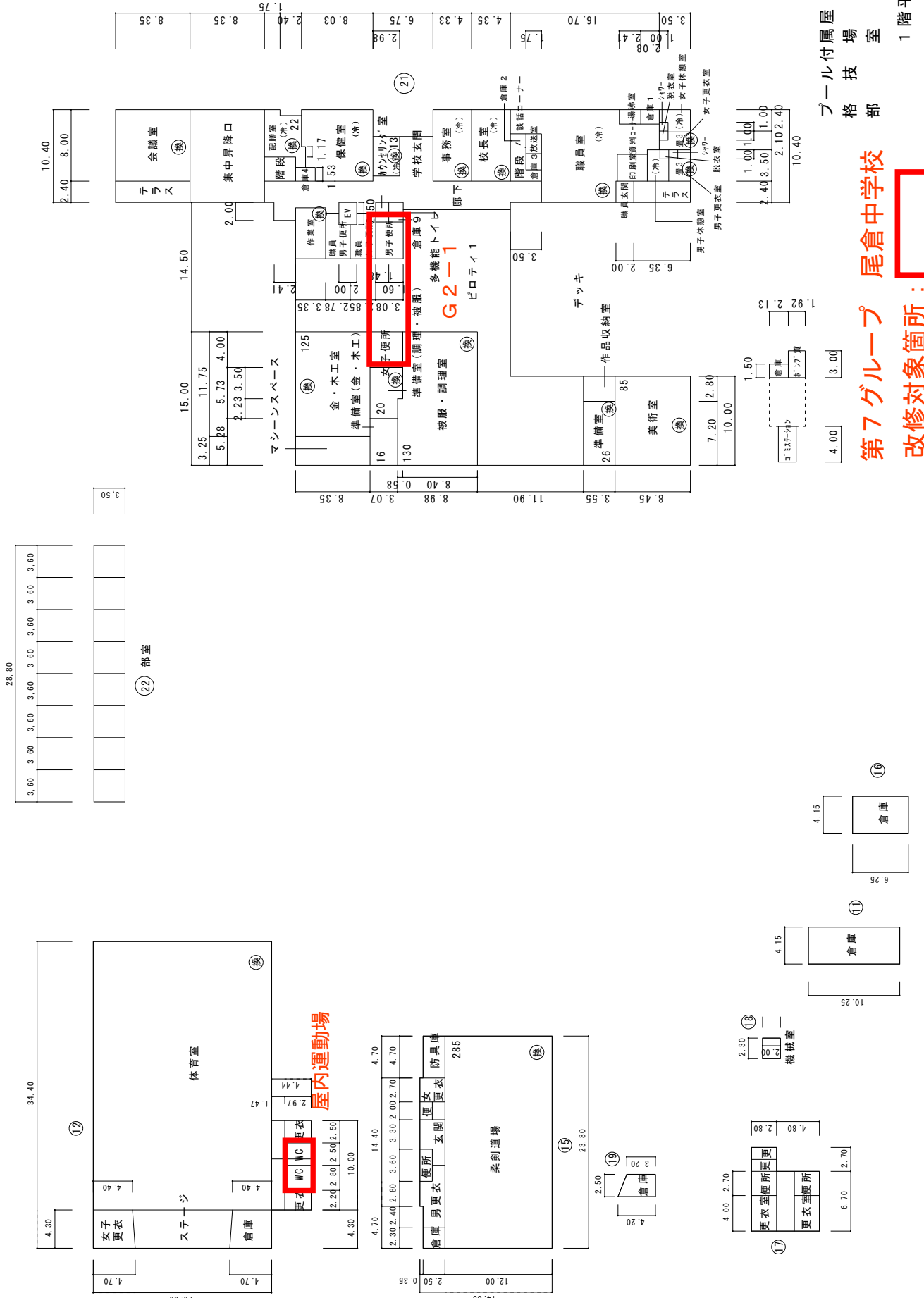


(北に矢印を付す)

市道市員 20.0M

改修対象箇所：





プール付属屋 26 M<sup>2</sup>  
 格技場 350 M<sup>2</sup>  
 部室 101 M<sup>2</sup>  
 1階平面図

第7グループ 尾倉中学校  
 改修対象箇所：



(令和7年度)

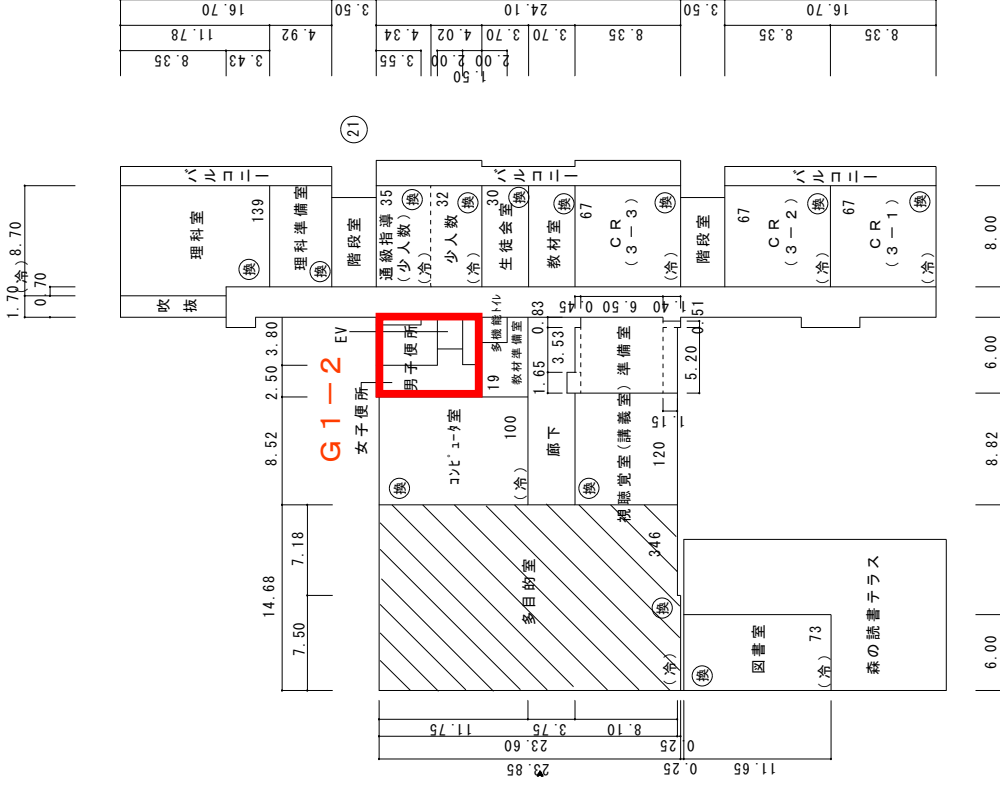
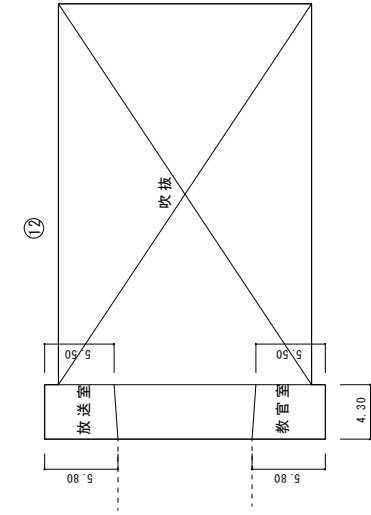
平面図

縮尺

1/600

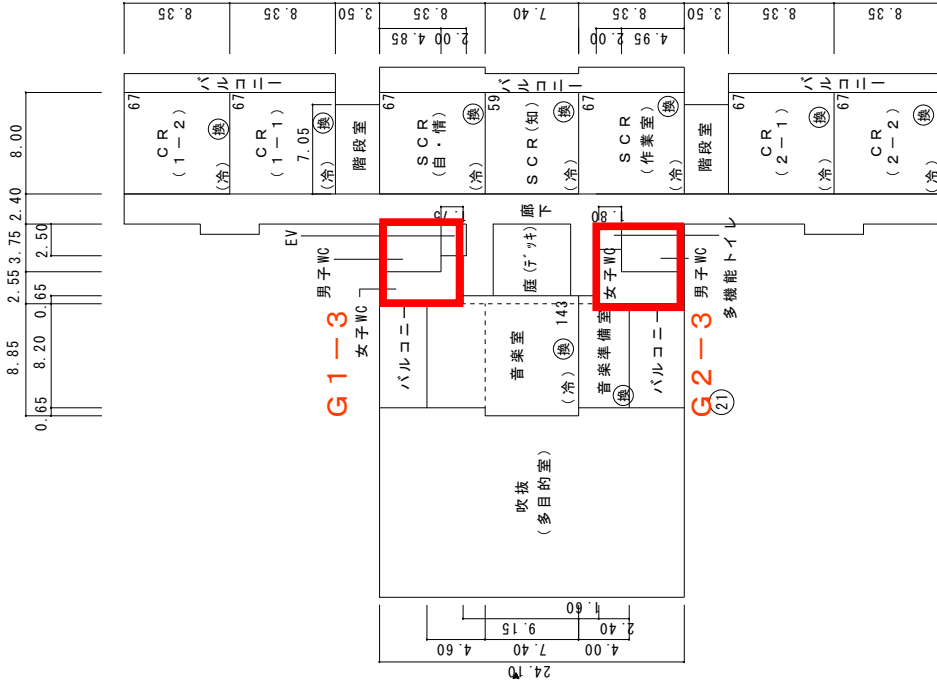
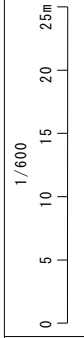
学校名

尾倉中学校



2階平面図

第7グループ 尾倉中学校  
 改修対象箇所：



第7グループ 尾倉中学校

改修対象箇所：



(令和6年度)

# 第7グループ 本城中学校 改修対象：5か所

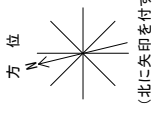
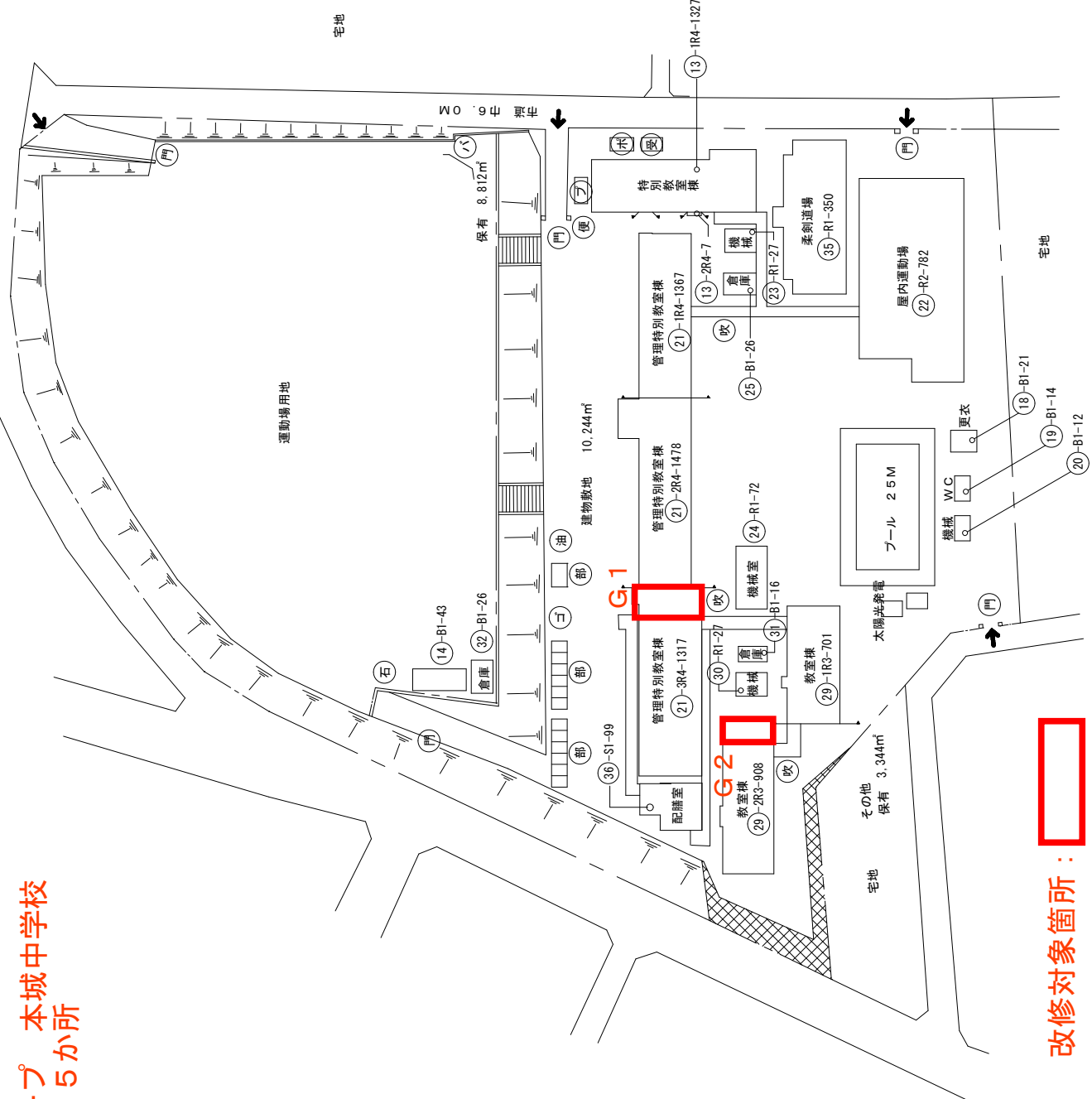
施設の配置図

縮尺 1/1200

0 10 20 30 40 50m

学校名 本城中学校

凡例
建物
未 未とりこわし建物
危 危険建物
借 借用建物
一時 一時使用建物
建物以外の工作物
自 自転車置場
倉 倉庫
吹 吹き抜けの渡廊下
温 温室
操 相撲場
簡 簡易な小規模構造物
門 正門、通用門
受 受電設備
水 貯受水槽ポンプ室
フ プロパン庫
油 油庫
門 正門・通用門
コ ミニ保管庫
部 部室
石 石放庫
便 便所



(令和6年度)

本城中学校

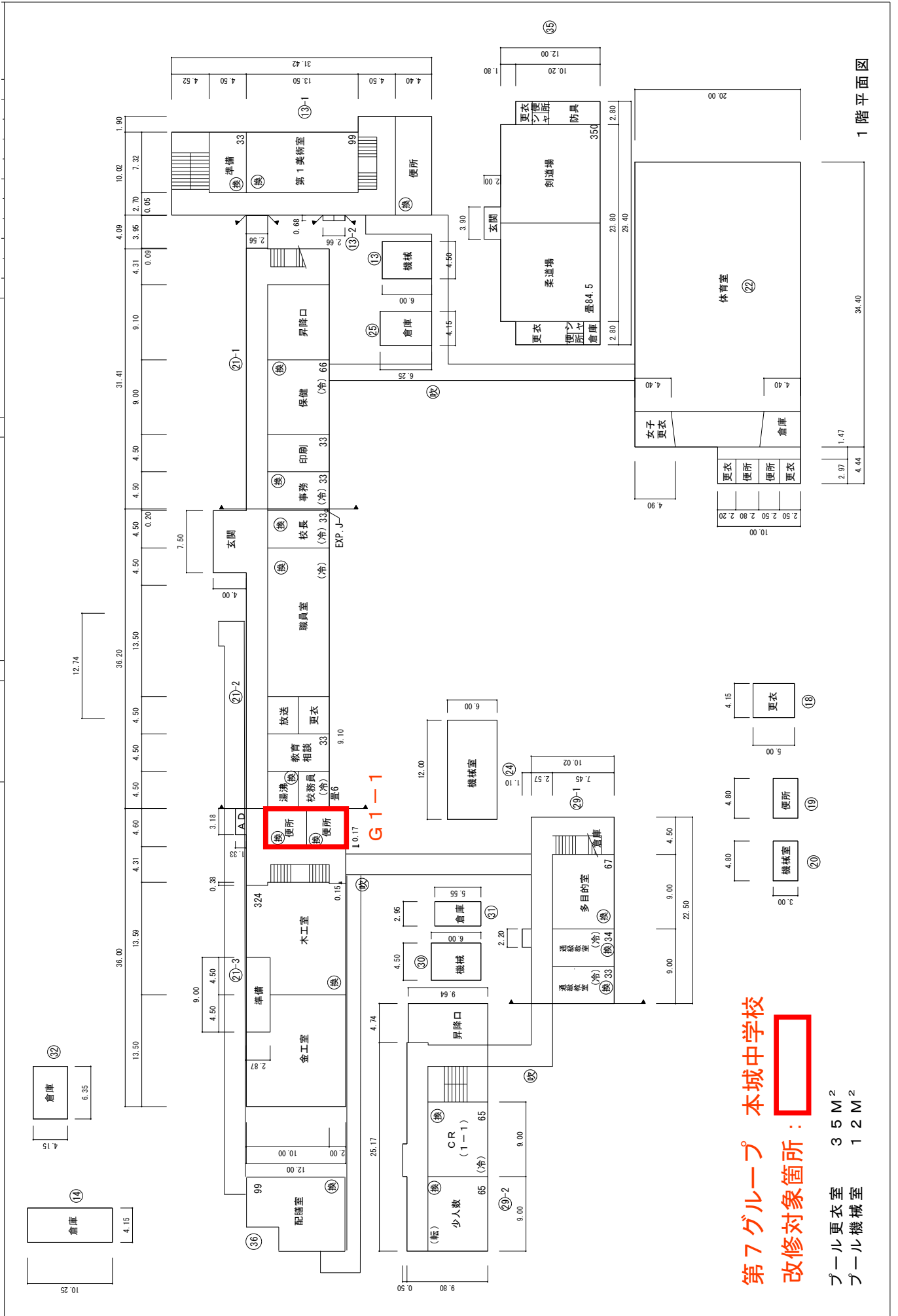
学校名

縮尺

1/600

0 5 10 15 20 25m

平面図



第7グループ 本城中学校

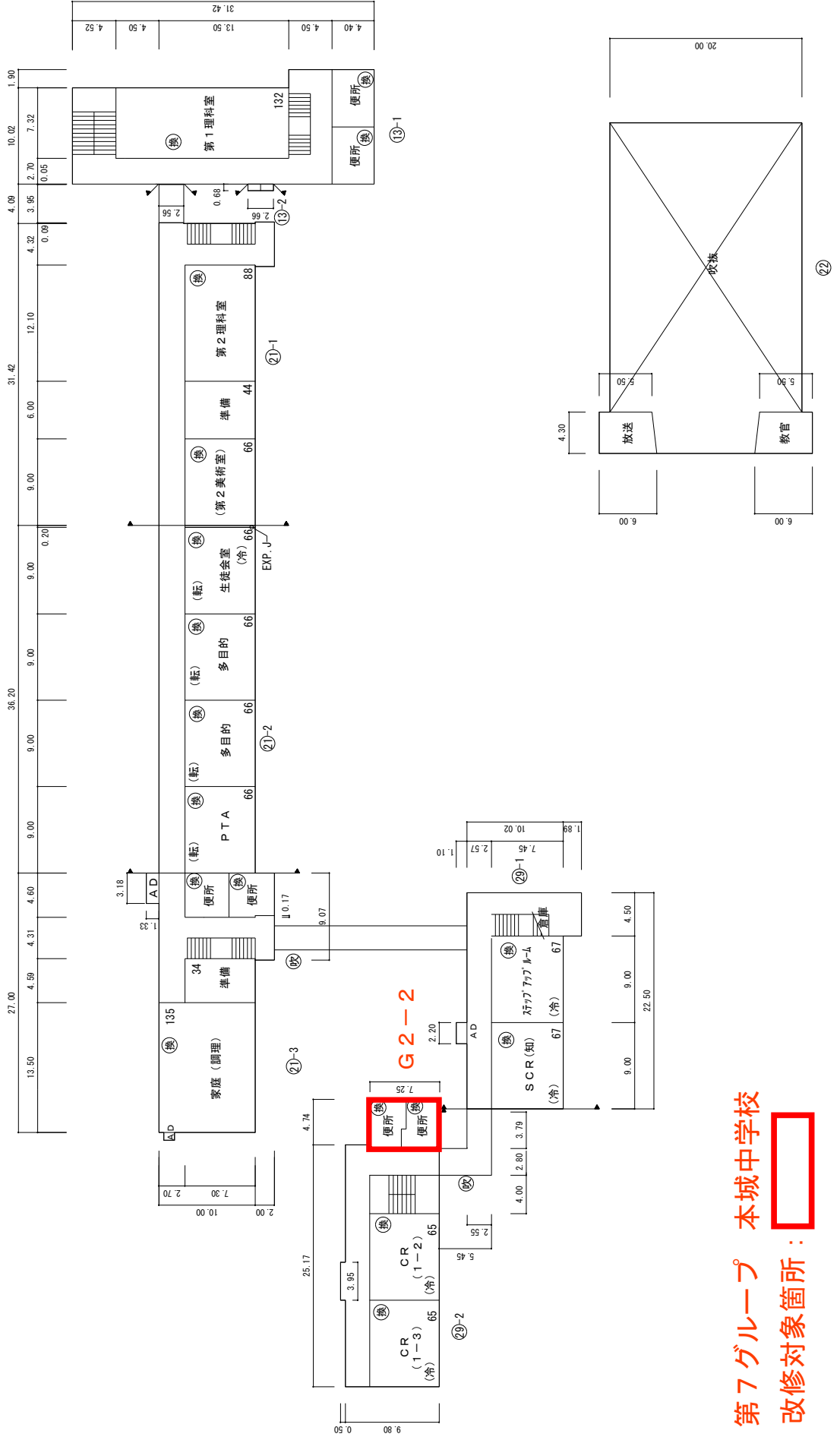
改修対象箇所:

プール更衣室	35 M <sup>2</sup>
プール機械室	12 M <sup>2</sup>

1階平面図

(令和6年度)

縮尺	1/600	学 校 名	本城中学校
平面図	0 5 10 15 20 25m		

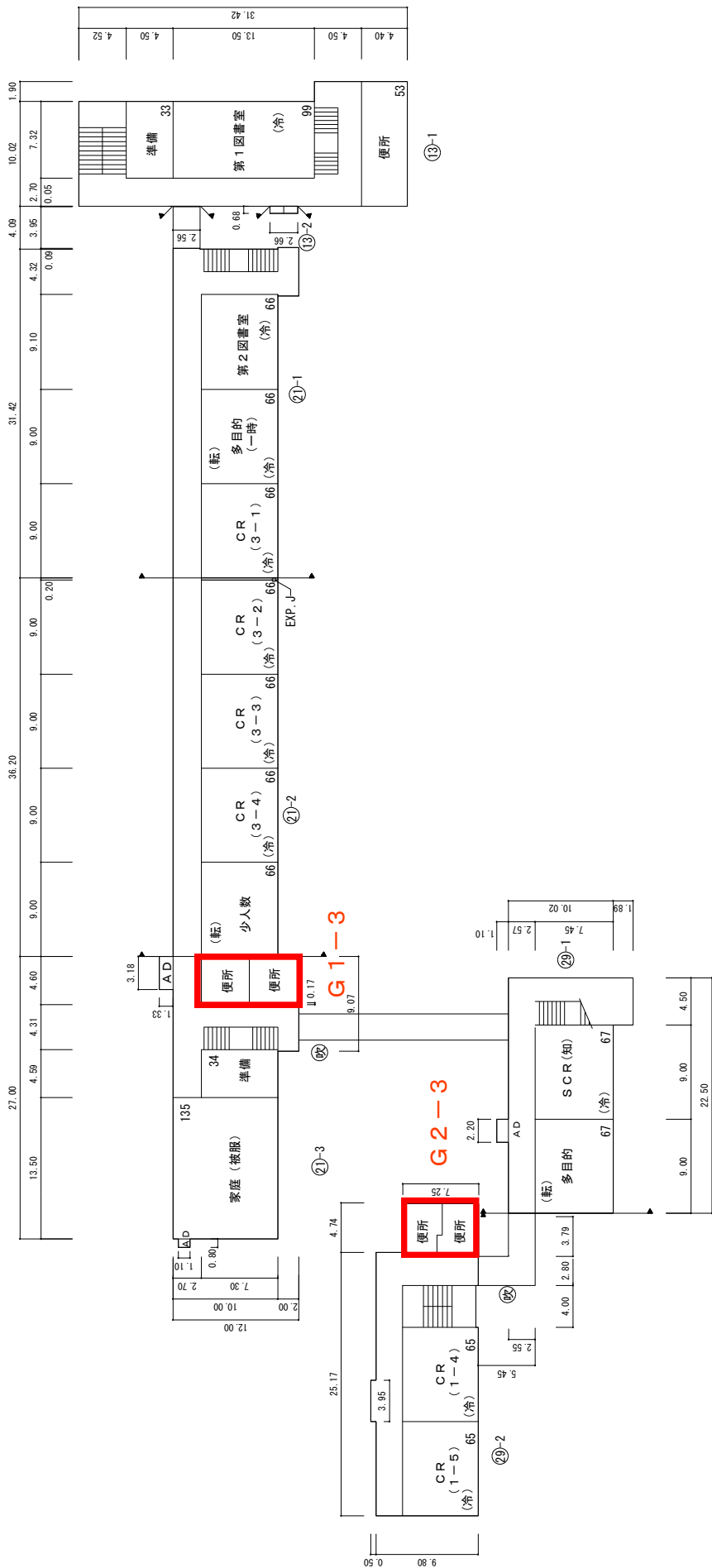


第7グループ 本城中学校  
改修対象箇所：

2階平面図

(令和6年度)

縮尺	1/600	学校名	本城中学校
平面図	0 5 10 15 20 25m		

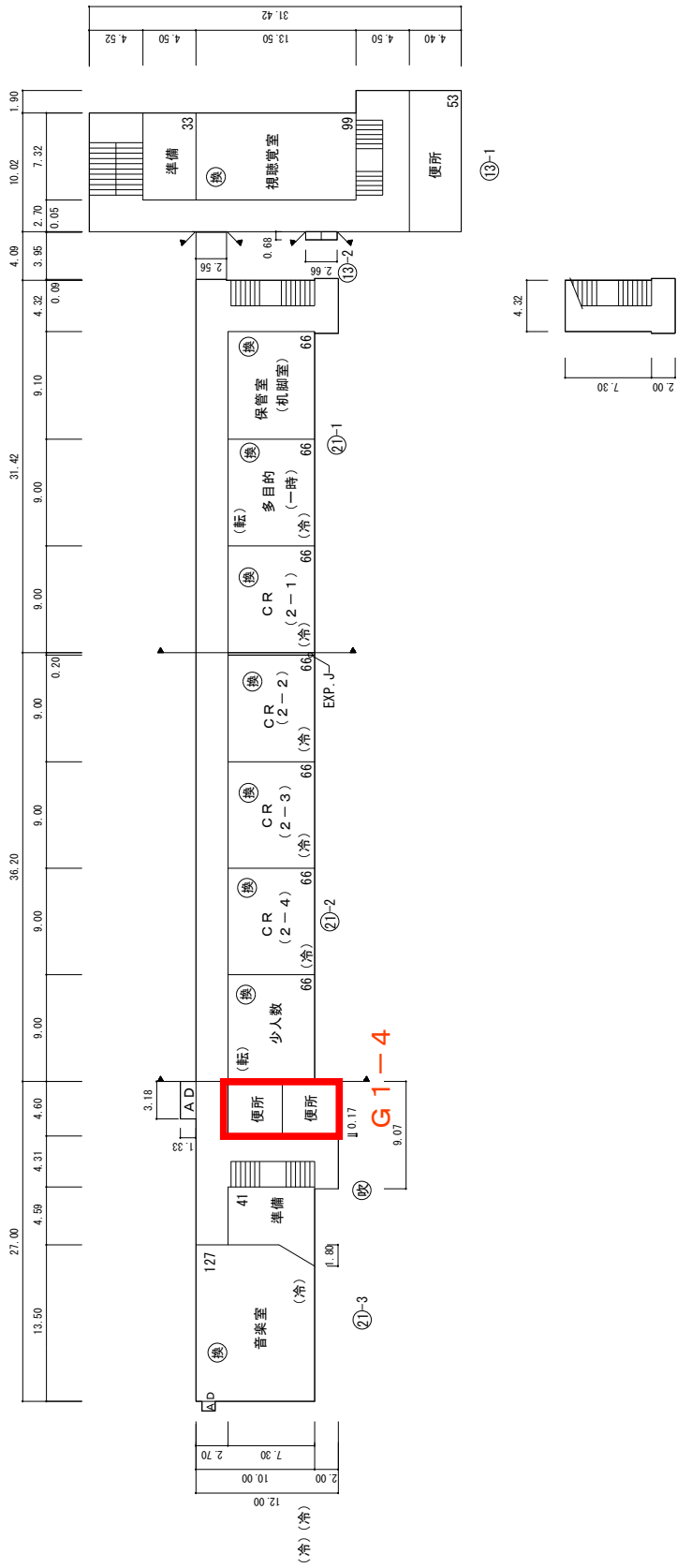


第7グループ 本城中学校  
 改修対象箇所：

3階平面図

(令和6年度)

縮尺	1/600	学校名	本城中学校
平面図	0 5 10 15 20 25m		



P H 階平面図

第7グループ 本城中学校

改修対象箇所：